

第七十一回 参議院社会労働委員会會議録第五号

昭和四十八年四月十七日(火曜日)

午前十時十分開会

委員の異動

四月十七日

辞任

玉置 和郎君

補欠選任

塩見 俊二君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

矢山 有作君

玉置 和郎君

丸茂 重貞君

大橋 和孝君

小平 芳平君

委員

石本 茂君

川野 辺 静君

斎藤 十朗君

高橋 文五郎君

徳永 正利君

山下 春江君

須原 昭二君

田中 寿美子君

藤原 道子君

柏原 ヤス君

中沢 伊登子君

加藤 進君

国務大臣

厚生 大臣

政府委員

厚生政務次官

厚生省公衆衛生局長

厚生省環境衛生局長

齋藤 邦吉君

山口 敏夫君

加倉 井 駿一君

浦田 純一君

厚生省医務局長 滝沢 正君

厚生省薬務局長 松下 康蔵君

厚生省社会局長 加藤 威二君

厚生省児童家庭局長 穴山 徳夫君

厚生省保険局長 北川 力夫君

労働省職業安定局長 中原 晃君

建設省住宅局長 沢田 光英君

自治省行政局長 山本 悟君

学部長 山本 悟君

事務局側

常任委員会専門員

警察庁交通局長 中原 武夫君

転免許課長 鈴木金太郎君

文部省初等中等教育局特殊教育課長 国松 治男君

農林省食品流通局消費経済課長 堤 恒雄君

運輸省鉄道監督局国有鉄道部業務課長 服部 経治君

運輸省鉄道監督局民営鉄道部監督課長 宇都宮 寛君

運輸省自動車局業務部旅客課長 森 雅史君

日本電信電話公社営業局長 玉野 義雄君

参考人

株式会社光生リベリ、リネン部青い芝の会会員

第一勧業銀行システム企画部

宮尾 修君

金沢 英児君

石坂 直行君

本日の會議に付した案件

○原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○社会保障制度等に関する調査(千葉ニッコー株式会社の食用油の熱媒体混入問題に関する件)

○厚生行政の基本施策に関する件(心身障害児・者対策に関する件)

○委員長(矢山有作君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。齋藤厚生大臣。

○国務大臣(齋藤邦吉君) ただいま議題となりました原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

昭和二十年広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者につきましては、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律により、健康診断及び医療を行なうほか、本法により、各種の手当の支給を行ない、その福祉の向上をはかってまいったところでありま。

今回の改正案の内容は、第一点として、いわゆる原爆症であると厚生大臣が認定した患者に対し支給されている特別手当の額を現行の月額一万円から一万一千円に引き上げ、第二点として、原子爆弾の放射能を多量に浴びたいわゆる特別被爆者に対し支給されている健康管理手当の支給年齢を五十五歳から五十歳に引き下げて対象範囲を拡大するとともに、支給額を現行の月額四千円から五

千円に引き上げることにより、被爆者の福祉を一そう増進しようとするものであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。以上が、何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(矢山有作君) 以上で趣旨説明聴取は終わりました。

本案の自後の審査は後日に譲ります。

○委員長(矢山有作君) 次に、社会保障制度等に関する調査を議題といたします。

まず、千葉ニッコー株式会社の食用油の熱媒体混入問題について調査を進めます。

この際、齋藤厚生大臣の報告を聴取いたします。齋藤厚生大臣。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 先般、食用油に熱媒体の混入をいたしました事故につきまして、その概要並びにこれに対処してとりました措置等につきまして申し上げたいと思ひます。

まず、厚生省は去る四月十日、千葉県衛生部より、千葉ニッコー株式会社が熱媒体の混入した食用油を販売しており、その実情を調査中であるとの報告を受けました。千葉県がこの情報を得て調査に着手いたしましたのは四月九日でございます。

この事故の原因は、三月十五日、熱媒体が通っており、コイルに穴があき、熱媒体が製造中の食用油に混入したことによるものであります。漏出した熱媒体の量は約四十五キログラムと推定されております。会社の検査によれば、熱媒体が混入した食用油の中に含まれる熱媒体の濃度は九PPMであるということでございます。なお、この熱媒体の組成分は、ダウサムAとKSKの混合物でありまして、この物質の毒性はPCBよりかなり弱

いことが知られております。

次に、この熱媒体で汚染された食用油の流通は、現在一都一府二十三県に及んでおります。

こうした事故に対処いたしましたして、御承知のように、食品衛生法によりますと、現実的な一切の措置は千葉県知事が行なうのでございますが、これに對し厚生省は十分に指導をし、一体となつて次のような措置を講じてまいりました。

当該食用油の販売停止、移動の禁止、製品の回収でございますが、まず、二月二十一日から三月二十日まで製造された食用油の販売停止、移動の禁止、製品の回収を命じております。

なお、三月二十一日から四月十日までに製造いたしました食用油につきましては、販売の停止と移動の禁止を行ない、この部分につきましては、千葉県において関係府県に對し製品の回収を要請いたしておる次第でございます。

当該食用油につきましては、その分析検査を急ぐこととしておりまして、国立衛生試験所並びに財団法人食品分析センター等において分析検査を行ない、さらに関係府県の衛生研究所におきましても、目下、分析検査を行なつておる次第でございます。

次に、この千葉ニコニコ株式会社に対しては、千葉県知事は四月十一日午後三時営業禁止の命令を發しました。消費者に對しましては、その事故の発生いたしました当日の晩から、すなわち四月十日以降、当該食用油を摂取しないよう新聞、ラジオ、テレビ等を通じて広報することにしたしてございます。

なお、消費者で当該食用油の摂取により、健康に不安を抱く方々に對しましては、保健所において健康相談に應ずる旨の広報もいたしてございます。当該食品を摂取した場合の人の健康に及ぼす影響については、熱媒体の毒性及びその濃度から検討を進めております。

なお、こうした事故が発生いたしましたので、この際、全国の食用油製造工場につき、一斉に総点検を行なうこととしたしまして、十八日から一

週間の間、全国の食用油製造工場につきまして総点検を行なうよう指令を發しておる次第でございます。

以上がこの事故発生以後今日までの経過並びにこれに對しましてとつておる措置の概要でございます。

以上御報告申し上げます。

○委員長(矢山有作君) 以上で報告は終わりました。

それでは、これより質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○田中壽美子君 たいだいま厚生大臣からの御報告を伺いました。それで、去る十二日、衆議院に千葉ニコニコ会社の社長の喚問を要求したわけですが、あれども、それができないで、厚生大臣からのやはり説明であつたようでございます。全体として非常に対策が緩慢であつたような気がいたします。

それでいま御説明になりました事柄にもたくさん私まだ疑問を持つわけなんです。カネミ油症の問題であれば人体実験をや、あの場合塩化ビフェニールでございますけれども、ああいふ状態が起つたあと、私も何回かカネミの問題については、この社労や公害の委員会などでたびたびこの問題を追及しましたし、その当時の厚生省側の御説明では、食品を扱うその器具です、ね、製造するときのその器具そのものまでちゃんと管理監督することができるようになつて

いる、だからカネミの場合のあのビンホールから流れ出た塩化ビフェニールのあの問題のようなことは今後起こらないというような説明であつたわけなんです。今回こういう事件が起つてみますと、食品を製造する器具にいろいろ破損があつたり、あるいは汚染があつたりするようなことに對して、一体どういう措置をとつてゐるのかたいへん疑問に思ふわけなんです。昨年のちようどいまごろに食品衛生法の一部改正がありまして、ちようど私、食品衛生法を担当してゐたものですから、たいへんこまかくこういう問題についてお聞きしたわけなんですけれども、一体この今回の

事件が四月四日に千葉県が情報を得て十日に衛生部からの報告が厚生省にやつたということになつております。一体これは最初にどうやつて発見したのか、その事情をお知らせいたしたいと思ひます。

○政府委員(浦田純一君) その事故が起つたという情報を受けたのは、先ほど大臣のほうから御報告がありましたように、千葉県は四月九日のことでございます。これは何と申しますか、いわば会社側のほうからの内部告発といったような形で通報があつたということでございます。会社のほうといたしまして、この事故が発生したのを知つた時点はいつかと申しますと、会社の言い分では三月の十五日に熱媒体を入れておりますタンクの液面が異常に下降してゐるということから、どこかに漏れはないかということになりまして、それでこの製造工程、油を高温にいたしまして脱臭をいたしますその工程において、その高温を与える器具、装置であるコイル状のパイプ、それに穴があいてそこから熱媒体が漏れておつたということに気がついたのでございます。なお、四月九日に千葉県当局がこの情報を得たということにつきましては、私もいたしましては、いろいろと事情もございまして、千葉県のほうはこの点につきましては、ただ内部からの情報があつた、それを人を介して情報があつたというふうにしか私も承知しておりません。

○田中壽美子君 これはたとへばPCBの場合のように急性毒性があらわれて、病気になるておかつた、そういうのじゃないわけですね。いまおっしゃいましたように、内部告発があつたと、それはニコニコ油の会社からじゃなくて、その下の請の会社の社員からの届け出だといふふうに聞いておりますが、その辺を御承知でしょうか。

○政府委員(浦田純一君) 私もそのように聞いております。

○田中壽美子君 ですから、もしもこれ、内部で働いてゐる者の告発がなかつたら、そのままはつかぶりしように、その後の千葉ニコニコのつたあ

らゆる手段から見ましてたいへんそれは危険な状況にあるわけですね。もしあらわれなかつたら、もし告発がなかつたらそのままに済ませてしまふというたいへんあぶないことが可能であつた。こういうふうな考えますと、千葉ニコニコだけじゃない、ほかにもこういうことはあり得るというふうに思ひます。この点を私は食品衛生を担当する厚生省として、特に食品衛生行政が、たいへん食品行政というのは弱いんでございまして、もう毎回私はこれを言つてゐるわけなんですけれども、予算にしまして、人員にしまして、たいへん小さいと思ひます。このごろのように、あらゆるものが食品の中に有害な物質が入つてくるときには、思い切つてこれは食品行政に力を入れないければならぬ。昨年の食品衛生法の改正もそういう趣旨であつたと思ふんですけれども、その後あまり進歩が見えていないような感じがします。いまこういう内部から、あぶないじゃないかという告発が下請の会社の社員からあつて、そして初めて千葉県の衛生部のほうにこれを持ち込まなければならなくなつてしまつたという、こういう状況がございまして、いまの御説明によりますと、一斉点検をするということですが、よほどのことをしないと、その一斉点検がはたしてできるのかどうか、たいへん疑いを持つわけなんですけれども、どういう方法でこの一斉点検をなさいますか。十八日から一週間というふうに言われましたけれども、まず食品衛生監視員の数だつて昨年の食品衛生法改正のおり五千五百といふことでした。で、これはたいへん少ない数であつて、たとへば東京都内のおし屋さんの点検をするのには、年間四回しなければならぬのに、その四分の一ぐらいしかできない。その他のところは四年に一回回つていくような状況の食品衛生監視員、今度はどういふ人々を動員して、いま知らされて初めて驚くわけで、みんな国民が何を食へさせられてゐるかわからない、ことに油は、カネミ油症のときもそうだったんですけれども、米ぬか油はたいへん血圧を下げるのによろしいというような

うたい文句で売り出した油だったわけですから、油はたいへん使用するわけで、植物油油というのはたいへん使用わけなんです、こういうことがどこにまだあるかわからない、その一斉点検の体制というのを聞かせていただきたいんです。

○政府委員(浦田純一君) 全国にこの種の食用油脂を製造している工場は三百八十施設、私ども約四百というふうに申し上げているわけですが、これに對しまして食品衛生監視員を動員いたしまして点検をするわけでございます。そのために完全に当該工場は運転を停止いたしました、ことに先ほど説明申し上げました熱媒体を通ずる工程、そのコイル等の状況を重点として点検するということでございます。なお、もちろんいろいろと必要な施設並びに書類等についても点検する範囲内に含めてございます。

○田中壽美子君 その食品衛生監視員はふえましたが、五千五百人からその後、そうして食品衛生監視員にそれだけの能力があるかどうか。つまり業界の脱臭プラントの構造そのものに問題が私はあると思うのですが、そういうことまでみんな点検できるような能力があるのかどうか、どうですか。

○政府委員(浦田純一君) 食品衛生監視員の数でございますが、約五千五百名の数がございまして、私どもは、この食品衛生監視員は県の職員ということでございまして、交付税でもって要求を見ていただくわけでございます。したがって、毎年交付税の中身といたしましての監視員の数についていろいろと自治省のほうにも折衝いたしまして、例年わずかでございまして、着実にふえてきておるといふことで、標準団体当たりの人数で見ますと、標準団体百七十万人当たりでございますが、見ますと、昭和四十三年には四十名でございましたが、今年度――昭和四十八年では六十七名、昨年は――四十七年度は六十二名でございますので、五名の増というふうな形でもって逐次増員、また、それに伴う監視体制の強化につとめてきておるといふことでございます。

それから御指摘の検査能力の件でございますが、今回の食用油脂製造業の総点検にあたりましては、場合によりましては専門家の御協力を得て監視を実施するとうふうな指示をさせていただきますので、足らないところはそういう方々のお知恵を拝借するとうふうなことで監視の実効を期することであると期待いたしております。

○田中壽美子君 三百八十施設もあるわけですか。

○政府委員(浦田純一君) はい。

○田中壽美子君 それで、しかもどこにほんとうに流れていったか、ほんとうのことをつかめないでいる。それから加工用に使われているわけですから、そこまで調べていくのには、私は、そんなにいろいろ、食品衛生監視員くらいの体制ではできないと思う。これ、一斉点検するんだしたら、私は、それぞれの職場に働く労働者にも協力してもらわなければいけないと、一番それを扱っている職場の人たちがよく知っています。臭いもわかるでしょう。ですから、こういう協力をさせないと、これは消費者問題なんかには、消費者と一緒に協力せよ、せよ、不買運動までせよ、ということ、このごろはいう時期なんですね。ですから、今回だつてこれが発覚したのは、その中に働いている労働者がこれはおかしいんじゃないかということがわかって、告発されて、初めてわかった。で、こういうのは、全くカネミの場合と同じことを繰り返しているんですから、こういうことがたびたび起こる可能性があるし、この際、総動員して、これは企業の側にも管理の責任者おられますね、その、昨年、食品衛生法のときに、企業の側の管理者を相当今度は企業のモラルとして使うんだという話だったわけですから、それも指導のもとに、厚生省なり県衛生部の指導のもとに使わなければいけないと思えますけれども、その職場に働いている人たちが一緒になつて総点検するとうふうな体制を考えるべきだと思えますが、いかがですか、これ、大臣。

○国務大臣(齋藤邦吉君) おっしゃるとおりと、私も考えておるわけでございまして、こういう食用油脂製造工場には、衛生管理者という制度があるわけでございます。先般の法律によつてできておるわけですから、そういう方々をはじめとして、業社の方々の御協力をいただき、さらにまた、業界の専門家の方もおられますから、専門の技術者の。そういう方々にもお手伝いしてもらおうとうふうなことで協会にも呼びかけまして、協会のほうも業界のモラルの上からいって、これは協力しなかりやならぬとうふうなことを申し上げておるわけで、そういう方々の協力、さらに会社、工場における衛生管理者その他の方々の御協力をいただいてやる、とうふうな計画で進んでおるわけでございまして、そういう計画で進んでおるわけでございまして。

○田中壽美子君 今度は、ほんとうに緊急にそういう体制をつくって、全部がそれを、メーカーも、そこで働く者も、それからその県の衛生関係の人も総動員して、ある一定期間にちゃんと調べると、これをお約束していただかないと、私ども心配でならないですね。いかがですか。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 今度はこの事故がありましたので、十八日から一斉総点検とうふうなことをいたしましたわけでございまして、現在でも、実はそういう工場には、数回、年に行っているわけでございまして、やっぱりこれは、もうはつきり制度的に確立したいと、実は、先般も局長に食品衛生法に基づく施行省令みたいなもので、その構造について一年に一回なら一回、二回なら二回必ずやるといふことを義務づけて、それで衛生管理者も立ち会つてやるといふふうな、これを制度化する必要があるとうふうなことを、私、指示したんですが、そんなふうなことをいま事務当局も考えておるから、そういうふうな制度をはつきりつくるといふことにいたしましたと考えております。

○田中壽美子君 昨年、そういう約束だったんです。ですから、昨年は冷凍のお魚を売り歩く商人だつて、その入れものもちゃんと冷凍設備ができて

ているようにしなきゃいけないんだとうふうなところまでおっしゃつていたわけですから、したがって、そういう熱媒体、たいへん毒性を含む熱媒体を使うような場合に關しては、その設備を、全くカネミのことを考えますと、おそきに失するんですけれども、設備の点検、それから私はもう一点、いまのような、直接油の中にパイプを入れる、その中に有毒な熱媒体を入れるという装置ですね。そのものがはたしてもっと改善の余地がないのか。ちよつとでも穴があれば、腐蝕して穴があけば、もうまことにあぶないものがわれわれの体内に入ってくるとうふうな、そういう設備の構造を今度はぜひ改善するとうふうな指導してほしいんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 実は、この事故が起りました次の日でした、通産省のほうに、この熱媒体が漏れた場合にすぐわかるように、熱媒体に色をつけたらどうか、いろいろなことを通産省と相談したんです。しかし、やっぱり基本的には、こういうコイルの中に毒性のある熱媒体を使つて油をつくるという構造の問題、これを何とか改めないと、機械ですから、パイプですから、やっぱり何かのときに穴があくとうふうなことは防ぎ切れないと思うのです、なかなかこれは、ということもありまして、こういうふうな熱媒体を使うような構造を改めることができないのかとうふうなことを、実は私のほうではちよつと判断できかねますので、通産省のほうに実はいま申し入れをいたしておるところでございまして、できるならば、そういうふうなコイルの中に熱媒体を入れてやるといふ方式を改められるようなことができないかどうか、通産省も真剣にいま考えられているところから、そんなふうなことでやっぱり構造改善とうふうなことを究極的にはやる以外にないんじゃないか、こんなふうにも考えて通産省と相談をいたしております。

○田中壽美子君 それでフェニールとか、カネミのときの塩化ビフェニールの場合も、脱臭するたために、これを使うほうが安いから、非常に危険なこ

とをやっているわけですね。構造を改革するということも一つですけども、そういうあふないものを使わない方法ですね、脱臭のために必ずしもそういうものを使わないでやることができるんじゃないか、高圧水とか、高圧スチームなんかを使つて……。これは金がよいかかるから使わないんじゃないかと思うのですが、そういうことはお考えになりますか、厚生省としては。

○政府委員(浦田純一君) 実はカネミの事件が起こりましてから、熱媒体として有毒なものを扱うのを極力禁止すべきである、これは農林省のほうにもお願いいたしまして、日本油脂協会を通じて塩素の化合物、つまりPCBなどはそうですけれども、これの使用を禁止、これは自主的な、行政指導という形でございまして、自主的な形で使用禁止というのをいたしてございまして、御指摘のビフェニール等々につきましては、したがって塩素が含まれてないというだけ、その分だけ有害性は少ないということが言えるのでございまして、はたしてこれを高圧の蒸気にかえるとかといったようなことで油の脱臭工程がうまくいくかどうか、その点につきましては、私も専門家ではございませんのでよくわかりませんが、なかなか、いままでの私の聞いた範囲ではむずかしいように聞いております。通産省のほうに、なお、その辺についてはよく私もとしては意向を伝えまして、無害な熱媒体を使うということもあわせて御検討願うようにいたしたいと思います。

○田中寿美子君 それからパイプそのものも、私は、素材をもちろん検討すべきだと、これは通産省のほうのことだと思ひます。通産省の方、もう帰られましたね。——それで、いま塩化ビフェニールに比べれば毒性は少ないというふうに言われたけれども、フェニールの毒性のテストというのはおやりになっているんですか。で、大体、今度これ、警察が捜査に入っているのは、食品衛生法四条によるというふうに新聞で報道されておりますね。四条のどこに相当するんですか。

○政府委員(浦田純一君) 第四条の第二号に相当するということで、告発を県のはうとしてはいたし、それから県警のはうは、それに基づいて捜査令状を発して捜査に入った、こういうことでございまして。

○田中寿美子君 四条の二号というところ、「有毒な、若しくは有害な物質」云々ですね。それでビフェニールは有害な物質、あるいは有害な物質として指定してありますわけですか。

○政府委員(浦田純一君) ビフェニールにつきましては、オレンジの防腐剤として、添加物としての指定がしてございまして。しかし、自余のものにつきましては指定はしてございせん。

○田中寿美子君 たいへん重大だと思ふんですね。これ添加物として許されているものだという事になると、これは、場合によっては食品の中に入っているという事になるんでしょ。一体そのビフェニールの急性毒性あるいは慢性毒性のテストというのをやっているんでしょ。これは食品添加物なんかで衛生試験所でやっていたらつちの中に入っておりますか。

○政府委員(浦田純一君) ビフェニールの毒性でございまして、これは国際的にも実験を行なっておりますが、大体、急性毒性につきましては、PCBの約三分の一程度、慢性毒性につきましても九分の一程度という事でございまして。さらに、今回の事件がございましたので、国立衛生試験所を中心として、主として慢性毒性を中心にしてさらに毒性の究明に当たるように手配してございまして。

○田中寿美子君 何かちょっとはつきりしないんですが、国際的に認められているというものは、WHOとか何かの基準でそういうふうになっているんですか。つまり、急性毒性はPCBの三分の一という程度だというふうなまあ厚生省では言っているしやるようにすけれども、その三分の一という根拠は一体何にあるのか。それから、食品添加物に許しているという事は、一体どういうことなのか。どういふものに許

されているのかということですね。そして、そういうことになる、これが有害であるとか有毒であるという判定はできなくなってしまうと思うんですよ、たいへん重大なことだと思ひますので。

○政府委員(浦田純一君) ビフェニールに對するWHOあるいはFAOの見解をいたしまして、WHOの技術報告シリーズの中で、ビフェニールの摂取許容量は一日当たり〇・一二五ミリグラム体重一キログラム当たりといたしまして、摂取量をかんきつ類に對しまして一一〇PPMと定めてございまして。それで日本はこれを七〇PPM以下に押さえておるわけでございまして、これはかんきつ類に使つておるのと申しましたのは、かんきつ類を輸送する場合に、その箱の中の下敷きとしてビフェニールが含まれておる紙を敷くということにございまして、それがかんきつの皮などに付着して残る場合、これが七〇PPMというふう

に定めてございまして。

いま御指摘のビフェニールの毒性ということにつきましまして、もちろん量によらず人体への影響はあるわけでございまして、実際上の問題として、ここに定めて、WHOあたりの報告にもございまして、実際には、いわゆる摂取許容量という形でございまして、事実上人体に無害である、これを長年月にわたつて摂取しても無害であるというふうなことで、実際上の使用を制限し認めておるわけでございまして。

今回の千葉ニッコーの毒物の混入ということにつきましまして、ビフェニールの点につきましまして、あるいは先生の御指摘のような、量との関連を考へなくては行けないかと思ひますが、同様に含まれておる疑いのありますKSK等につきましまして、これは食品衛生法上の添加物としての指定もないわけにございまして、この辺については、明らかに私どもは有害あるいは有毒の疑いがあるというふうに考へております。

○田中寿美子君 何か、はつきりしないんですね。それで、食品衛生法の別表のところにね、有害物質としてフェニールというのがありますね。これは、だから制限して使つべきものということなんでしょう。で、私はこういう議論をしている時間が十分ありませんけれども、会社側が発表した熱媒体の量約四十五キログラムといひ、そしてその熱媒体に混入した食用油の中を分析してみたら——これは会社の分析ですね、そうしたら、九PPMであつたというふうなことをそのまゝに私は厚生省が信頼すると思ひますから、迅速にその内容をよく調べなければいけません、しかし同時に、これはほかのものに加工されて入つてきているわけですね。それで私、どうしてもこれは、この際、さつき申し上げましたように、一斉点検を非常に強力にしてみたいんですが、ここでたとえ自分のからだに異常のある人は保健所に行けとかなんかいふようなことがあるんですが、私は、そういう油を買つた者の回収、小売り商に一般消費者がどうやって回収するかというところまで、はたして見届けられてゐるか。それからわかるようになってゐるか、非常に不安でござい

ます。

ですから、もっと、あらゆる媒体を使って徹底的に周知させなければいけないと思ふんですが、特に学校給食にマヨネーズたくさん使ひますね。ですから、私は、学校給食を全部点検して、学校給食に使う油、これは全部各学校に点検してほし

いと思ふんですけれども、いかがですか。それを厚生省から要望していただきたいと思います。

○政府委員(浦田純一君) 汚染された油の出先、これは会社の出荷伝票によつて次から次に追つていつておるわけでございまして、非常な困難な作業ではございまして、千葉県の非常な努力によりまして、ほとんど先までわかつております。ことに最も有毒の疑いの濃い、三百トン余りござい

ますが、この行き先については詳しく先までわかっております。したがひまして、私どもは、この先、その先々と追つていきますれば、末端の消費者の方々までもわかるわけでございまして、さ

ういふことなんでしょう。で、私はこういう議論の時間が十分ありませんけれども、会社側が発表した熱媒体の量約四十五キログラムといひ、そしてその熱媒体に混入した食用油の中を分析してみたら——これは会社の分析ですね、そうしたら、九PPMであつたというふうなことをそのまゝに私は厚生省が信頼すると思ひますから、迅速にその内容をよく調べなければいけません、しかし同時に、これはほかのものに加工されて入つてきているわけですね。それで私、どうしてもこれは、この際、さつき申し上げましたように、一斉点検を非常に強力にしてみたいんですが、ここでたとえ自分のからだに異常のある人は保健所に行けとかなんかいふようなことがあるんですが、私は、そういう油を買つた者の回収、小売り商に一般消費者がどうやって回収するかというところまで、はたして見届けられてゐるか。それからわかるようになってゐるか、非常に不安でござい

らに、この件につきましましてはかなり報道関係の方々に御協力いただきましたこと、また、私どものほうは、別途に、都道府県のはうを通じまして、末端の消費者の方々に周知徹底するように、もちろん健康上の不安の問題の相談も含めまして、周知徹底するように通知いたしております。できるだけ皆さま方の御不安にこたえるように努力いたしているところでございます。

○田中寿美子君 いままでどのくらい回収されたかというようなことをつかんでいらつしやいますか。つまり、普通の末端の消費者からどのくらいのが回収されているか。

それから、日本油脂協会を通じて方々の業者に渡っていますね、そういうところからの回収状況なんかどのくらいになっていますか。

○政府委員(浦田純一君) 昨日四時の報告でございますが、出荷量千四百二十五トン余に對しまして七百二十トン余り、比率で申しますと五〇・六六％現在までのところ回収されております。

○田中寿美子君 いまのは油としてでしょう。つまり、ニココからメーカーへ出た油の回収ですね。

○政府委員(浦田純一君) 大部分が原料油として、油としての形でございまして、出荷伝票の整理が全部終わっておりませんので、一部いわゆる二次製品として使われた量も含まれております。それから、いずれもこれは原料油としての換算でもって出ておるわけでございます。

○田中寿美子君 換算ですか。

○政府委員(浦田純一君) はい。

○田中寿美子君 もうほんとうにどこにまじってしまったかわからないような状況になっておりますので、全体どのくらい出たかということがつかめないし、会社もしばしばそれを言っておりますので、厚生省がこうやって発表していられしやうな数字も変わってくる可能性が私はあると思ひます。それで、さっき申しましたように、学校給食に使うようなものは、たとえばキューピー・マヨネーズなんているのはみんなが使うものですね、

こういうものは全部回収するように、また学校で油いためをよく食べさせるわけなんです、そういう意味で、学校給食はぜひ点検してほしいと思うんですが、そういうことは厚生大臣から文部大臣のほうに要望なさることはできないでしょうか。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 特に学童給食用に使ったではないかというふうなこともございまして、学校からうちのあふないというふうなことで届け出がありまして、きのう食べましたとかいう報告を聞いたたりしておるのも間々あるわけでございます。全般的には、私も一番心配なのは子供であつたものですから、この事件が起こりまして、給食用に使われておるじやないかという疑いを持ちましたので、文部省にもすぐ連絡をとって、学校のほうで給食用に買った油ならば注意してくれよということ連絡もしてございまして、今後ともその方向でさらに努力をいたしたいと思ひます。

○田中寿美子君 昨日、きょうこの質疑の時間はほんとうに短いということを聞いておりましたために、私は農林省や通産省も初め要求しておつたんですけれども、あれしなかつたわけなんです。実は、今度の油もみんなJASマークがついておるわけですが、農林規格品だということ。それで、この前のカネミ油のときに、これは厚生省と農林省の連絡というの、食品に關して——出席していられしやうなわけですか——たいへんちゃんとしていないんですね。カネミ油のときに、最初、ダークオイルを食べさせた鶏が一ぱい死んだ、そこまでは農林省の管轄なんですね。それで、そのダークオイルは食べさせてはいけないうことになったわけでしょう。ところがそれが、厚生省にちゃんとした連絡が行っていないために、そのまんまそういう油を人間に食べさせたというところになっているわけですね。そのとき、そこまでは農林省の責任でございまして、そういうようなお答えがずいぶんあつたわけなんですけれども、今回でも密接な連絡をとっていただかないと、JASマークをつけているということとは、これは規

格品であつて、安心して食べられるとだれだつて思ふわけなんです。この辺は農林省は、中身をあんまり調べもしないで登録機関に持ってきたものを許可しているんじゃないかと思うんですが、急いで今度取り消しをしたという話ですけれども、いかがですか、農林省の方。

○委員長(矢山有作君) ちょっと速記をとめてください。

(速記中止)

○委員長(矢山有作君) 速記を起こして。

○説明員(堤恒雄君) JASマークは、御承知のように、食品を中心として、農林物資の品質の改善とか取引の公正化とか、さらには品質の内容について適正に表示させることによりまして、消費者の商品選択に資するといふふうなことを目的として行なつておるわけでございます。したがいまして、このJASマークは、農林省が定めた商品の規格といふふうなものに基づきまして、農林省が指定した格づけ機関といふふうなものが製品のサンプリング調査をいたしまして、これに合格したものにJASマークの添付をさせるというふうな仕組みになっておるわけでございます。したがいまして、食品等のJAS規格につきましては、規格の対象品目といふものは食品の色澤とか、あるいは香味——におい、かおりですね——それから食味とか、こういうふうなものを対象項目としておるわけでございます。安全衛生といふものは、そういうことにつきましては食品衛生法のほうにゆだねると、こういうふうなたてまえにたてまえておる仕組んでおる、こういうふうな形になっておるわけでございます。

それで、しかしまあ私どもとしては、今般のこういうふうな問題が出ましたんで、せっかく私どもも一定ロットごとに製品のサンプリング検査をやつておるというふうな仕組みが現在あるわけですので、たとえば食用油のような安全衛生上問題があるようなもの、こういうふうなものについてはJASの格づけ検査の際JASの検討項目に加えて安全性的の問題について検査する方式を考へる

ことが適当なんではないかといふふうなことを考へますので、厚生省ともこの辺十分に連絡をとりまして検討してみたいといふふうな思つておるわけでございます。

○田中寿美子君 JASマークがついていまして、安心して買えるものといふふうなだれでも思ふんです。そして食品が多いんですよ。それを、安全衛生の立場は厚生省の分野だから、自分たちはJASマークだけ、登録機関に持ってきたものについて風味だとかにおいだとか、そういう点からだけ考へておると、これも全く縦割り行政の一番の欠陥で、人間は縦割りにものを食べてやしないんで、全くこれはたいへんなことだと思ふ。今回の場合の登録機関が日本油脂協会です。ですから、いま問題になっておるその油を方々に配つたり、それから今回回収する役目を果たしたりしておるのは日本油脂協会なんです、私はやっぱりJASマークをつける以上は、中身が人間が食べるものとして安全であるかどうかということもチェックしてほしいし、またこれはもちろん厚生省も徹底的にやつてもらわなければ困ると思ふんですね。

それで厚生大臣、これは農林省の問題はまた別途にやることとして、厚生大臣の所信表明の中にもあるんですよ。ところがこれは、食品に關しては一番びりつかすところにあるんですよ。環境衛生なんかに關するところにはちょっとだけ。「消費者の安全確保対策については、食品の安全性の確保、医薬品の安全性有効性の確保などの施策に——その努力を払うとともに、近年問題となつております家庭用品の安全確保についても積極的に取り組んでいくこととしておられます」と。厚生行政といふのは非常に幅が広がつてたいへんでございますけれども、私はいまの話からも、食品に關しては前から統一食品法が必要だといふ主張をしていらつたわけなんです。昨年の食品衛生法改正のときにもそういうことを申し上げました。食品といふのは人間の中に総合的に入つてくるものでございまして、ちやうどアメリカにFDAがあ

りますように、フード・アンド・ドラッグ・アドミニストレーション、食品・医薬品の行政というものは一本化されている。イギリスだってそうです。ですから法律を一本化して、これは厚生省、こまでは、ダークオイルは、カネミオイルは農林省です。それから先は油のビンホールから流れ出たところは厚生省の責任だという考え方があったからこういうことを繰り返すのだと思う。それで私は、食品に関してはこれは非常に総合的な行政が今後必要であるというふうに考えます。環境に於いて環境庁があるように食品に関しては食品行政の一本化された強力なものがあって、そして国立公衆衛生院だとか、それから衛生研究所だとかというようなところは、食品に関してのもっとも本格的な検査を検討していかなきやいけな

いと思います。それで、厚生大臣、なぜことし四十八年度、昨年食品衛生監視員の数が少な過ぎるということが問題になって、参考人もいらつしやうて、最低一万人は必要ですというようにことを言っていた。そういう状況なのに、ことし食品衛生関係の予算、減らしていますね。まことに少ない予算なんです。たつた十九億なんです。十四兆以上の大きな一般会計予算の中でたつた十九億で、しかもこれは昨年よりマイナスになっている。どうしてこれは減ったのか、私は疑問なんです。どう、どういうわけでしょう。

○國務大臣(齋藤邦吉君) 私からお答え申し上げますが、実は私、厚生大臣に就任して以来、実はその食品、それから添加物、それから薬、それから石油たん白のような、これは食品衛生法の食品かどうかは別として最後は私どものからだに入ると、こういうわけですから、こういう問題はもう少し本格的に取り組むにはどうすればいいかというところを実はいろいろ考えてまいりました。仰せのごとくこういう方面の検査の予算というのは、環境衛生局の予算がせいぜい二億、——十九億じゃなくて一億九千万の間違いだと思ふのです。非常に少ないんですね、これ。話にならぬの

です。よ、実は、話にならぬのです。

○田中寿美子君 話にならない。

○國務大臣(齋藤邦吉君) そこで、実は先般も総理大臣も非常にやかましく指示をいたしておりましたので、実はちょうどきょう閣議で、こういうふうな検査体制を強化しますというところを閣議の席上で私、申し上げたんです。

その中身としては、食品添加物の問題、それから熱媒体を使つて、それによって間違つて、うつかりすると漏れるかもしれないというふうな有害物質、これはカネミはPCB、今度のやつはダウサマA及びKSオイルです。それから薬品の問題、それから中性洗剤の問題、それから今度国会に御審議をお願いするようになつております。家庭用品の規制の問題、こういう問題をひくるめまして、問題起こつたら追つかけるという行政でなしに、大體常識的に考えれば五十か百くらいの品目だと思ふんです。そういうものについて毒性、それは急性、慢性含めて毒性の検査、安全の検査、こういうものをひとつ強化する、それから規格、基準を厳重にきめていく、こういうやり方。それがためには、現在の国立の衛生試験所だけではできつておりませんから、研究項目に応じて全国の衛生研究所あるいは大学の先生方、全国にも専門の方がたくさんおられますから、そういう方々を総動員してこういうふうな食品等についての毒性の検査、安全、それから基準、規格、こういうものを思い切つてきめきつるにしたい。それにしても、何かうへ聞いたのですが、実は厚生省のこういう方面の予算はたつた一億九千万きりないんですね。とても話にならぬのです。ね、これは。

そこで、けさも実は閣議の際に大蔵大臣に申し上げまして、検査体制を強化いたしますと。それがためには特に大蔵大臣から全面的協力をしてくださいます、わかりましたと、こういうことを実はけさ言つたばかりなんです。総理もこれは非常に熱心に考えておられます、何としてでもこれはやれと、こういうわけなんです。要するに、問題が起こつてから追つかけていって、これは毒性何ぼですかというふうなことは間に合わないのです。ね、実際、私、率直にきょう申し上げておるのです。が、そういうことで私は、いままでも、なるほど厚生省はこういう方面に、どうも厚生省というのはいままで健康だとか年金ということになりますと、これは夢中になつてやるのですが、こういう——まあお許しいただきたいと思うのですが、(笑) こういうふうなことになると思います。私は率直に言うんですが、大蔵省もなかなか予算つけないんです。これ。これはもう田中先生、役所におられたこともおありでしょうから予算のこととおわかりでしょうが、じみなことには予算つけないからぬのです。そこで大蔵省にもこういうじみだからといって投げるわけにいかぬじゃないか。人間が食べるものについてはいさくも不安を抱かせない、これが厚生行政の根本だというふうなことをだいたいぶきょうも大蔵大臣に話しましてわかつたので、できるだけ予算を出しまして。そこでたまたま科学技術庁あたりの研究調査調整費もございませう。ああいうところからも出すようにしましませう。それから、それで足りぬときは予算も成立したあとでございしますから、予備費を出してもけつこうです。予備費も出しまして。こういうわけで、私としては真剣にこれ取り組みたいと思つております。きょうは先生のお話、非常に激励されたような感じで、私も真剣に取り組みつてもございします。したがって、環境衛生局、公衆衛生局、それから薬務局、その三局に対してさしあたり研究をする項目を出してみろと、百でも二百でもけつこうだから、それとことしじゅうにある程度の研究に着手するにはどうすればいい。そういうネットワーク検査体制というものをいしけというところを実はけさ指示したばかりでございまして、私としては真剣に取り組みまして、人間の食べるものについては不安を与えない、こういうふうなことを今後とも努力をいたしたいと考えてございします。

○田中寿美子君 ことしの予算のつけ方が列島改造の方向にたくさんいって、実はその中にいる人間の命のほうにつけ方がたいへん間違つてゐる。で、昨年食品衛生法を改正して強化したはずなのに、その食品行政の予算を減らしているというのはいままでのほかだと思ひますので、いまおつちやつたように、たとえば科学技術庁にありまして、特調費でも、私いつもそれを要求するわけですが、あれをふんだんに取つて使つてほしい。

それからその際に御要望したいと思ひますが、いま申しました脱臭のための構造ですね。構造とか、あるいはそれにはたしてそういう熱媒体を使わなきやいけないのかどうかということについて、さつき申し上げましたような蒸気をうんと熱くした高圧水を使うようなことができないのかどうか。そうしたら金がかかるから困るということなら、金をかけても人間の命を守るほうにはやらないか。同時にいまのフェニールに於いてどうもはつきりしなかつたんですね。今回この熱媒体の中でフェニールのほかに私もちょっと名前をきう知つたんですが、アルキル・イソプロピルナフタリン、モノイソプロピル・テトラヒドロナフタリンなどみんなそれ相当の有害物質、こういうものの有害性についてはあるいは有毒性があるかどうか、安全性をほんとうに知るために、動物実験をやらなければいけないわけですね。それで、慢性も急性もみんな調べる体制をとってほしいと思ふんです。それもいつもお金を安く済ませるために、ラット、マウスというふうにおつちやるけれども、ラット、マウスだけじゃなくって、また二種類以上の動物について発ガン性試験だとか、催奇性だとか、代謝性試験などの試験を必ずやつてもらうことが、食べるもの、食品あるいは薬品については絶対に必要だと思ひますので、いまたいへん大臣がその決意を披瀝なすつたんだだけども、そういうことを申し入れて、そうすると相当の人員と金がいるということでありまして。

それからさつき申し上げましたように、食品に
関する行政がばらばらで、私のところはここまで
というふうなことをやってもらつては困りますの
で、できるだけそれを集中していくという方向
に、これは食品問題懇談会からも答申が出ており
ましたので、意見書ですか。あれにも食品行政
は統一的にやらなきゃいけないと、ばらばらだか
ら責任の所在があるというのをいわれておりま
すから、その方向もぜひもう一つ行政の面で検討
してほしいと思います。

もう時間がきましたので、まだいっぱい問題も
残っていますし、会社の発表も次々と変わつてい
るし、警察当局がいま調べている最中で、私もた
いへんまだ皆さんの答えにも不十分な気がいた
します。また通産省や農林省ももつと出てい
ただきたいと思ひますので、委員長、適当な機会
に、この千葉ニココの会社の社長、それから日
本油脂協会の会長を、本委員会に参考人として一
度ぜひなるべく近い機会に呼んでいただきたいと
思ひますが、いかがですか。

○委員長(矢山有作君) 先に答弁を……。

○田中寿美子君 最終的にいま申し上げたこと、
行政と構造とそれから試験体制。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 仰せのお話、まことに
ごもつとまでございますので、そういう方向に努
力をいたす考えでございます。食品の問題はいろ
いろ所管がまばらになつておりますけれども、
私のほうは国民の健康を守るといふ一点が一
番の大事な点でございますから、権限があるとか
ないとかいうことは別として、統一的に全般
にわたつて十分今後とも努力をいたしたいと思
っております。

○委員長(矢山有作君) ただいま参考人招致の要
望がありました。この問題については後ほど理
事会で協議をして御希望に沿うようにしたいと思
ひます。

○田中寿美子君 お願いします。
じゃ終わります。

○小平芳平君 ただいま田中委員の触れられてい
たこの毒性について、私は質問をいたします。

新聞報道を見ていてさっぱりわからないのがこ
の毒性のことです。で、厚生省はもう少しはつき
りした毒性についての資料を持っているのかと私
は思つておりました。なぜならば診断基準を至急
つくると言つておられるのです。診断基準をつくるに
は、毒性がわからなくてはならないわけじゃないや
ないですか。そこで、きょうの委員会を期待してい
たのですが、冒頭、この大臣の説明の第五番目、
PCBよりかなり弱いことが知られているという
こと、こういう前提で、大臣、ものごとを処理す
ることは、先ほど来、田中委員に対する大臣のお
答えが全くとんちんかんになつておられるのです。ま
ず実態を明らかにすべきだと私は思ひます。

そこで、先ほどの局長の答弁は、このダウサ
ムAとKSKを混合して答弁しておられましたか
ら、そうではなくて、まず最初に、KSKの毒性
だけを私は質問いたします。KSKの毒性につ
いては厚生省はどのように調べておられますか。

○政府委員(浦田純一君) まず、KSKの組成で
ございますが、KSKオイル二六〇という商品
名でございますが、これはビフェニールが二・
三%、それからモノイソプロピルナフタレンが二・
三%、それからモノイソプロピルナフタレンとジ
イソプロピルナフタレンとを合わせたものがわ
かつておられます。

この毒性でございますが、急性毒性につきま
してはLD50で体重一キログラム当たり五・四グ
ラム。これはマウスの値でございます。それから慢
性毒性でございますが、最大無作用量といふしま
しては、ラットの雌で経口投与で三十日間行ない
ました結果がわかつておまして、これは一日当
たり体重一キログラム当たり〇・四八グラムとい
うことになっております。それから影響が出る
量でございますが、影響が出ます最小の量でござ
います。一日あたり体重一キログラムあたり

○九六二グラムというところで、どういう影響が
出るかと申しますと、体重減少あるいは肝、じ
ん、ひ、脳の重量増加、GOTの上昇、血糖値の
低下、赤血球数の減少、ヘマトクリット値の低下
といったような影響が出ております。これをPC
Bと比較いたしますと、急性毒性で約三分の一、
慢性毒性では約九分の一以下というふうに計算し
たわけでございます。

○小平芳平君 そのラットの試験は、KSK二八
〇はノーカーボン紙に使つておる、KSK二六〇
はニココがこうした熱媒体に使つておるという
ところから、ある会社が大学に依頼をして、そし
てラット五四の実験をやつたという、そのデータ
を私は持つておられますが、そのことですか、そ
のほかのことですか。

○政府委員(浦田純一君) 東京歯科大学衛生学教
室のデータを中心にして申し上げております。

○小平芳平君 そうすると東京歯科大学のデータ
によりますと、局長は一体どこを見ておられるの
ですか。このデータによると、急性毒性ではKM
C—A、またはKSK二八〇は、PCBの約二
分の一としておられるじゃないですか、最後の結論と
して、二分の一をどうして三分の一と読むのです
か。

○政府委員(浦田純一君) これは急性毒性をL
D50で計算いたしますとこういうことになつたわ
けでございます。PCBのLD50とKSK二六〇
のLD50の比較でございます。

○小平芳平君 いや、ここで発行——発行したか
どうかしらないけれども、ここで出した印刷物
に、結論として、二分の一、急性毒性はPCBの
二分の一、それから経皮毒性は五分の二であつ
た。ナンバ二二というところに出ておるでしょ
う。そんなら何もそんなにむずかしい表現をしな
いで、東京歯科大学の研究によれば二分の一、急
性毒性は二分の一、経皮毒性は五分の二であつた
と、こう言えればいいじゃないですか、どうです
か。

○政府委員(浦田純一君) 主任教授の上田博士に
この点電話で照会いたしましたので得た数字でござ
います。ですから、歯科大学の研究を中心としてと
申し上げたのは、こういう意味でございます。

○小平芳平君 ぼくの数字はそういうふうにプリ
ントされておられますから……。

そこでこのほかにはやつていないのですか。こ
れだけPCBの代替品としてノーカーボン紙に使
うということはこの事務所に行つても依然とし
てノーカーボン紙は使われている。そのノーカー
ボン紙といい、この熱媒体といい、このわずか
ラット五四の実験だけですか、どうですか。

○政府委員(浦田純一君) このKSK二六〇、こ
ういった素性を持つておりますもの全体について
でございますので、これは国産、日本で開発され
たものでございますので、私もこのKSK二六
〇全体としての毒性というものについてはなかな
かまだ知見が得られてないのでございまして、先
ほど申しましたように東京歯科大学衛生学教室の
研究が主たるものであるということ、それに
よつて申し上げたのでございます。

○小平芳平君 したがつて、田中委員が指摘され
たように、ラット五四ですよ、ラット五四。それ
でPCBの二分の一だ、三分の一だで争つてい
るんですよ。第一、PCBの毒性がじゃあ、このP
CBの毒性の二分の一といつたつて、PCBの毒
性がどこまで根深いかわかつてないじゃないで
すか、いまなお。黒い赤ちゃんが生まれる、生ま
れた赤ちゃんと歯がはえてる、そういう毒性はわ
かつてないじゃないですか。ですから、もつと本
格的に、まあノーカーボン紙をどうするかとい
うことは厚生省じゃないかもしれませんが、診断基
準をつくるのは厚生省ですから、本格的に取り組
むべきでしょう。いかがですか。

○委員長(矢山有作君) ちょっと速記とめてく
れ。

〔速記中止〕

○委員長(矢山有作君) 速記起こして。

○政府委員(浦田純一君) 東京歯科大学衛生学教室で行ないました実験は、五四という先生の御指摘でございまして、これは各群にそれぞれ五四ずつ選んで行なったという事でございまして、もちろん推計学的に、統計学的にいろいろと詳しく実験計画を立てた実験であるというふうに理解しております。残念ながら、KSK200につきましても国産品でございまして、外国の文献というものはございまして、この東京歯科大学の衛生学教室の実験というものが、実際に唯一の資料であるという事は御指摘のとおりでございます。しかし、その実験内容につきましては私はこの教室におきまして推計学に基づいた実験計画を立ててやっていったものであると、その結果であるというふうに理解いたしております。

○小平芳平君 いや、ですから私の、あるいはほとんど田中委員の指摘する点は承認してらるんですか、してないんですか。たとえば農薬ならば、ラットで実験をし、今度はより人間に近いサルを何十匹か何百何千使って現に実験している研究があるじゃないですか。それを各群五四—KSK五四あるいは一ミリグラム与えるのが五四、まあ各群五四でしょう、それはそれで事足りるじゃないですか、私も田中委員も言っている。そうでしょう、大臣。答えてください。

○政府委員(浦田純一君) もちろん私も、この実験だけで十分と考えているのでございせんので、至急国立衛生試験所にも手配いたしましたして今後の毒性の究明に全力をあげて取り組みたいという事でございします。

○小平芳平君 それにしてはおそいんだ。この東京歯科大学の実験は四十六年九月になつてんだ。もう一年半も前にこれだけの実験をやつて、そしてPCBの二分の一—PCBの二分の一という事自体に、私はPCBの毒性がはつきりしないんだから、その二分の一だから大臣の表現のようにないたことではないんだという事は言え

ないという考えを持っておられますが、それにしてもPCBの二分の一の毒性ありと云われておるものを、四十六年九月からほっておく手はないじゃないですか。どうですか。

○国務大臣(齋藤邦吉君) この毒性の検査につきましましては、私いろいろ御指摘のとおりだと思つてます。そこで、私は先ほど田中委員の御質問にもお答えいたしました、このダウサムAにいたしましてはこれはアメリカの製品なんだそうです、聞いてみますと。片方のKSK、これは日本で開発したものだということを聞いたわけでございます。そこで、これについては御指摘のように毒性の検査というものが無いのです、ダウサムAについては、ビフェニールにつきましましてはWHO、その他のいろいろな資料があるという事を私も聞きました。そこで、そういう問題をとりまえて実はけさの閣議で第二番目にあげましたのは、熱媒体を使用し、それによって漏れるおそれのある物質についてひとつ検査体制を厳重にやりますと、それについてはできるだけの金を出していただきたいという事を実は申し上げたわけでございます。こういうふうにはんとくに国会で、私も今度大臣になりまして国会でいろいろ指摘を受けたので、いろいろな先生方に御指摘いただきました。もう問題起つてから追つかけていくような行政ばかりのようない私、印象を受けたのです。そういうふうなこともありまして、このダウサムAの問題、あるいはKSKの問題、そういう問題について急性毒性の検査を本気になつてこれはやらなければならぬことになる、そういうことを考えたものでございしますから、けさの閣議でも実はそういうことを発言いたしました、大蔵省に協力を求めたわけでございます。そういうわけで、今日のところ私、率直に言うて、毒性あるいは安全性の問題等について十分の研究がない、私は率直に認めざるを得ないと思つます。ただありますのは、先ほど局長が言うたように、WHOの資料とか、そういうものをもとにしていろいろ申し上げているだけでありまして、これでは私としても

責任を負えない、こういうふうな考え方からけさの検査体制の強化ということになったことを、そのことだけを御理解をいただきたいと思う次第でございます。

○小平芳平君 それでは厚生大臣、そういうわけがないものを食品製造業の熱媒体に使っていることが問題でしょう、あるいはノーカーボン紙として使っていることが問題でしょう。しかも、四十四年四月、カネミ油症の事件にびくついた日本油脂協会は、日本油脂協会技術委員会、ここで熱媒体の取り扱いと管理という取り扱い要領をきめておるのです。その取り扱い要領の中には食品製造の過程にパイプを使う方法ですね、熱媒体の。そこで、装置に大きい変更することなくとなつておる。したがって、装置に大きい変更をしてないのだから—カネミ油症のときはPCBが漏れた、今度はダウサムA、KSK等が漏れた。ですから、そういう現在の装置を要するならばともかく、このままの装置でいままでのような正体のつかめない、毒性のつかめないものを現在の装置に使うべきでない、少なくとも検査体制を強化すると閣議で発言したと盛んにおっしゃつていらつしやるのですから、それがわかるまでは現在の装置で使うべきでない、これが常識でしょう。ノーカーボン紙なんかも正体不明のものは使うべきでない、私はこれがきわめて市民の常識だと思いますが、大臣いかがですか。

○委員長(矢山有作君) ちょっと待ってください。あわせて教えていただきたいのですが、大臣の答弁を聞いておつて、非常に前向きで問題に対処しようとしておられることは私もわかります。特に検査体制の立ちおくれに対して積極的にそれを解決しようということと閣議で発言され、大蔵省に協力を求められることはわかりますが、しかし、こういう問題の処置というものはやはり早急に手を打つていかねと手おくれになりますので、そういう点の予算措置等についてはどういふふうな考え方を持って早急に検査体制の強化をはかろうとしておられるのか、ただいまの答弁

にあわせて御答弁いただきたいと思つます。

○国務大臣(齋藤邦吉君) ただいまのお尋ね、私まことにごもっともだと思つてます。そういうパイプを通せばそのパイプにいつか穴があくかもしれないと思つてます。先ほど田中委員にもお答えいたしました。ですから、できることなら、私その構造の専門知識はありません、ありませんが、できることなら、うっかりすれば漏れるかもしれないようなものを熱媒体として使うという、油をつくる製造構造、これのやっばり改善というものが私は大事だと思つてます。そんなおつかないものがいつ漏れるかわからぬような状態において油をつくつてもらう。年がら年じゅう心配して歩かなければならぬ。これはおつかない話です、私も。そういうこともありまして、実は昨日でございまして、通産省のほうに別な構造で油をつくる道はないだろうかということを実は申し入れをいたしました。通産省がどういふ技術的な指導

そういうことができるかできないか私もわかりませんが、何とかそういう構造を改めるようなことはできぬだろうかという事は申し入れをいたしておるわけでございます。で、その結果は、私も専門家ではありませんから、そういう機械ができるとも言えませんし、言えないけれども、何とか考えてくださいという申し入れはいたしておるという事を御承知いただきたいと思つてます。

それから二番目の……

○小平芳平君 使用中止はどうです、使用中止。

○国務大臣(齋藤邦吉君) そこで、こういうものを使うことについて、実は以前はこれはPCBをみんな使つておつたのです。ところがカネミ問題以来PCBは禁止ということになつたので、今度のようなダウサムAというビフェニールだけという事になつたようでございます。その機械構造の改造について通産省がどういふ意見を持つてこられるか、それともならみ合わせながら研究をしてみたいと思つます。

それから委員長のお尋ねでございますが、けさ

また、十一年間そうした作業をしていたオイルマンとなっておりすが、病気で死んだと、患者はほかにも何人かいるというようなことが載っておりますが、ですからWHOには基準があるから、その基準内でいいたことはないというような取

ましては、行政監督上の責任をいたく感じております。この上は、できるだけ早く消費者の皆さま方に与えました不安の解消ということに全力をあげて取り組みたいと、それから再びこのような事故が、それこそ再び起こらないように、大臣の御

指示も得ながら、万全を期してまいりたいということが私の基本的な考え方でございます。

ことに、カネミ油症の事件が起こりましてから、私どももいたしまして、まず、政令を改正いたしまして、それまでは許可の対象になつてなかつたのでございますが、新たに食用油脂業を許可施設といたしまして、施設の基準を設けるといふふうに改めたところでございます。

それから食品衛生管理者というものを企業の中にも設けるようにいたしまして、いわゆる自主管理体制というものを、強化をはかったところでございます。

それから、日本油脂協会を通じてではございますけれども、さうそく危険な熱媒体の使用、ことに塩素系の熱媒体の使用というのを自主的に禁止せられた、これは後にPCBを全面的に製造停止といったような措置がさらに行政的に加わりましたので、現在では、全く事実上PCBは使用を禁止されております。そういうふうなことをいたしてまいったところでございます。

さらに田中委員から御指摘ございましたが、昨年、食品衛生法を改正いたしまして、新たに第十九条の十八という規定を設けて、有害物質が食品に入る場合に、これを防止するための基準というもの厚生大臣がつくるというふうなきめをいたしました。残念ながら、実は、これにつきまして、現在どのような有害物質が使用されておるかといった状況がわかっておりませんので、その調査中でございますが、それもおおい調査の結果出てきておりますので、至急に防止に関する措置基準を作成いたしたいと、このようなことで努力もいたしてきてございまして、今回のような事件が再び起こったということで、さらに私どもは、先ほど大臣からのお答えもございましたように、製造工程の抜本的な改正ということも含めまして、また、先取りでもって、いろいろと考えられる有害な物質、有毒な物質についての人体への影響というものの研究体制を早急に確立すると、充実することなどをいたしまして、ほ

んと今に今回のような事件を再び繰り返してはならないということの歯どめとして努力してまいりたいと考えております。

○中沢伊登子君 先ほどの御答弁と違ひまして、だいぶ元気がよく答弁されました。ぜひともその、いろいろな紙に書いてあることをただ読むんじゃないで、それが実際の面で今度のビフェニールを使った、そのビフェニールがわれわれのからだにどういふ影響があるかということを、ただ、学者の調べたことが紙に書いてあるだけじゃなくて、ビフェニールがこの会社で使われる、その段階で、こうこう、こういふ影響があるんだから、これはどの程度使つてもいい、これは使つたらいけないということまで十分生かされなければならぬ、こういうふうな私にいま申し上げたんだ、その辺を今後またマウスを使つてこうだつた、ラットを使つてこうだつたという、その研究の発表だけに終わることがないように、それを強く要望しておきたいと思ひます。

そこでもお話しにありましたように、衛生監視員の問題ですが、千葉県の監視員はわずかに百二十八人だと聞いておりますが、さうですね。

○政府委員(浦田純一君) そのとおりでございます。

○中沢伊登子君 これで、食堂から工場まで、多くの事業所を担当するために、食用油の工場では年に二回程度しかチェックをしていないのが現状だと聞きますが、さうですか。

○政府委員(浦田純一君) 当該の千葉ニコニコ工場につきましましては、昨年三回——たしか三回だと思ひますが、立ち入り検査をしておる報告があります。ことしに入りましてからは、まだ、事件が起こりますまでの間に立ち入り検査は行なわれていないという状況でございます。

いうふうなことを聞いたんですが、さうですか。

○政府委員(浦田純一君) その点まで、私、承知いたしておりますが、よく確かめてみたいと思ひます。

○中沢伊登子君 これはほんとうに大事なことで、すから。先ほどからも田中委員が盛んに食品衛生監視員のことを質問されておられましたけれども、これは昨年の食品衛生法の改正のときも、私もこの問題については、ずいぶん厚生省を脅かしていただいたつもりでございました。また、一般の家庭婦人が食品衛生監視員にならしていただいてもいいという希望もあるんです。だけれども、ほんとうに専門的なことは家庭婦人ではなかなかわからないから、そこら辺の何といふんですか、職業訓練といふんですか、さういふような訓練まで受けてでもいふからさういふものをわれわれもやらしてほしいというふうな家庭婦人の意向もあるんです。このことも、私、たぶん去年の食品衛生法の改正のときに申し上げたかと思ひます。にもかくにも、食品というものは、われわれ家庭婦人にとつては家族の食料を供給しなければならぬ立場にありますから、自分たちの家族が、自分もひつくるため、毒性の強いようなものを食べさせられたりすることはたいへん心配でございますから、家庭婦人がこゝまで発言をする気持ちはおわかりいただけるかと思ひます。ですから、さういふ点では十分調査をしていただいて、早く皆さんが安心してできるようにしてほしいと思ひます。

そこで、先ほどから厚生大臣も相当強い姿勢で御答弁がございましたけれども、さういふ事件が起こつてしまつてから、四百ぐらいある施設を総点検するといふことは、やっぱり追つかけて行政であつて、この辺を何とかと早く手を打つてほしい。しかし、手を打つてほしいとこで申し上げても、いまださういふ追つかけて行政はたぐさんあるわけですね。

それは、一つあげますれば、あのBHCが使われたときも、母乳から、あるいは牛乳を飲んだそ

の中にBHCが検出されたというふうなことで、これもまたずいぶん大きな問題で、家庭婦人あるいは皆さんが非常に心配されたところでございまして、さういふものは、BHCなんというものを使つてきたからさういふ問題が起こつた。そして、いろいろなことが起こつてから、やっぱりこれは禁止しなければいけないというふうなことがなつてきたし、先ほど話もありましたようなPCBも同じことです。

それから、先ほどお話のありました中性洗剤、私もずいぶん、中性洗剤が使われるようになって以来、この問題も取り上げてきました。この間の予算委員会でも私申し上げました。中性洗剤がどうも私どもの手を荒らして、結婚した当初たいへん幸福に暮らしていた人たちが、その中には、手が荒れてしまつてどうしてももう水が使えなくなつた、お茶碗洗ひまでだんなさんがして会社に行かなければならぬような家庭もあるわけですね。ですから、さういふ中性洗剤の問題も、取り上げてみますと、すぐそのあとで、中性洗剤は安全でございますというふうな本が、わざわざ私どものもとに届けられるわけです。これを読んでごらんないというふうなことで、中性洗剤が心配だと言へば安全だと言つてくるし、そしてまた最近になつて、さうやう、中性洗剤はやっぱり何かしなくちゃならぬんじゃないかということが出てくるわけですね。たいへんさういふこととおそ過ぎるわけですね。

それから、この間のまた予算委員会でも私質問したわけですが、田子の浦のヘドロのあとと始末はどうなつてゐるんだ、PCBの回収は一体どうなつてゐるのか、チソのあとのトラック十万台分ぐらゐのヘドロのあとと始末をどうするかというふうなことを質問をいたしましたけれども、これらの問題は、最近魚の奇形がたいへん出ている。日本人はお魚をたくさん食べるので、さういったものが回り回つて国民の健康をおかすのではないか。さういふ心配の中で私は質問をしてきたわけですね。

つい最近、サルがずいぶん奇形児が産まれている。それは高崎山のおサルもそうであるし、私のおりまき兵庫県の淡路島のモンキーセンターのところでも、ずいぶんたくさんの奇形児が産まれている。これは、いま京都大学の先生たちが、淡路島に渡ってこのおサルの研究をしているようにございませうけれども、つい最近の新聞情報によりまきと、豚にも、何か、ひざの辺にこぶのできるような奇形の病気がはやっていっている。これは、病気のなか、やっぱりえさからこういうことになってきているのか、そこら辺がまだ十分解明されていないようにすけれども、こういったような問題が次々新聞紙上をにぎわしてまいるわけでございます。

そうすると、サルまでやってくる人間ももう間近いと、こういう心配が非常に私どもを案じさせるわけなんです。ですから、この今度のニコニコ油の問題なんかも、十二分に調査研究をやつてもらつて、特にこの千葉ニコニコはいろんなことでずいぶんふらちな、不都合なことがたくさんあることを私も新聞で見ているわけですからけれども、これにはほんとうに強い姿勢で対処してもらわなければならぬと思ひますが、その辺のことについて御答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(藤原邦吉君) 私からお答えを申し上げます。

最近ほんとうにいろいろな問題が発生しております。まして、国民が自分の食べる食物について非常な不安を感じなければならぬというふうな事態になつていっていることは、ほんとうに私も責任上遺憾のごくのことと存じております。

そこで、先般も申し上げましたが、やっぱりそれには、どうしても、いろいろな最近化学物質が盛んに利用されるようになってまいつてきております。そういうふうなことで、従来のような観念で毒性とか安全性の問題について律し切れないいろいろな事態が起こつてきているわけでございます。そこで私も、大臣就任以来、この問題を何とかしなければならぬまいと。それで厚生省の予算とい

うことになりますと、たつた三億足らずというふうな研究調査費、それつきりないんですね。こんなことでは、とてもそれはやれるものではない。何か事件が起これば、PCBについてはどうだ、というふうなことがばかりでこれ追いまくられておると。やっぱりもう少し先手を打つて、私どもの食品関係においてさしあたり問題になるのはそうたくさんあるはずはないんです。品目として見れば、だいたい私は思うんですが、まあ五十なり百なり程度のものではないかと思ひますが、——もっと多いかもしれないが、まあそんなような感じもする。そこで、そういう当面問題になつていようなものについてだけは、毒性というものの、安全性という問題を明らかにして——それは中性洗剤の問題でもまあ長いことの問題でございます。これなどについても、使用方法によつて、異常体質の方々がいろいろ手が荒れるとか、いろいろな事態が起こつておるわけですが、家庭の主婦の方々は自分が異常体質であるなどということをお承知ないで、やっぱりそれは、使用方法を教えることも必要でございますが、ひび割れしないようにというふうなことをやっぱり頭に描いて考えるのがほんとうではないか。そこで、これについては、昨年できた食品衛生法によつて基準を定めることになつておりますが、基準ができていないと、こういうわけなんです。そこで、そんな基準をつくつたらいいじゃないかと。大体、原則としては、ひび割れしないという原則に立つてひとつ使用方法も含めてやつたらどうだというふうなことを言うておるわけでございます。特に、問題でありますハイドは使わせない、ソフトだけにしようというふうなこと、というふうなことでいたしておるわけでございます。私も毎日毎日追いまくられておるものはいへんでございますから、何とかこの際、五十なり百の品目について前向きに、たとえばダウサムAというところが問題になれば、それはこういう研究の結果安全はこうですと、毒性はこの程度でございますということを厚生省が言えるようにしておかないでは、これは

やっぱり食品衛生の責任を果たせないんじゃないかというふうなことを前から実は考えておりました。で、総理からもそういうふうな強い指示もございましたので、けさの閣議で、先ほどもお答えいたしましたように、食品の添加物、それから、こういうPCB、それからビフェニールのような熱媒体として使つて漏れることのおそれのある物質、あるいは薬品の問題、中性洗剤の問題、それから家庭用品の問題、こういうふうな五項目についてさしあたりひとつ思い切つて金でも——まあ思い切つていってもそんなに何十億も金はいらないと思ひます。ですから、たいした金じゃないと思ひます。ですから、そういう金を出して、国民の健康を守る上において一番大事な安全性をまずひとつ研究してみようじゃないかということにいたしておるわけでございます。私も、ほんとうに今日まで、率直に言うて十分であつたと思つておりました。率直に申し上げます。十分でなかつたと思ひますからこそ、こういうことをやるうではないか、こう言うわけでございますから、今後とも一そう御指導、御鞭撻のほどを私はお願い申し上げたい、こう考へておる次第でございます。

○中沢伊登子君 最後に、JASマークのことについて質問いたします。

これも田中委員が先ほど質問をしたわけですが、これも日本人は油の摂取量が少な過ぎる、昔からこう言われてきたわけなんです。せいぜい油をとつて、油の料理をして食べなさい、というふうによく言われてきたんですけれども、その油をたくさん使おうと思つて一生懸命で油の料理を考えた人なんかしているのに、カネミの油事件が起こつたわけですね。そして再びまた千葉ニコニコの問題が起こつてまいりましたけれども、この千葉ニコニコの油にはつきりとJASマークがついていて、こういうことですが、そのJASマークは一体どのようになっているのか。油ができてしまつてからつけるのか。あるいはもう初めから、千葉ニコニコが使うかんにはJASマークはつけ

てあるのか。その辺のことをひとつ伺わしてくだ

さい。

○説明員(堤恒雄君) JASマークは、先ほども申し上げましたように、格づけ機関が、農林省が定めた規格に合格した、こういう段階でつけるといふふうなものがたてまえてございます。ただ、最近のように、食品自体が大量生産になつてきたこと、それからかんとか包装資材、こういうふうなものについては商標その他マーク一切をあらかじめ印刷するといふふうな仕組みになつてきているといふふうなことなので、JASマーク等のたてまえと現実を調和させる、こういうふうな意味で認定工場といふふうな制度を設けまして、一定の施設基準あるいは品質管理基準、こういうふうなものを備えたものについて格づけ機関があらかじめそういうふうなマークを付することを許してもいいじゃないかというふうなことで、農林大臣の認定を受けたものについてはそういうことを許可している。ただ、先ほど申し上げましたように、製品のサンプリング検査をいたしますから、その過程でその製品が規格基準に合致しないといふふうなことが判明した場合はJASマークを消させる、あるいは回収させる、そういうふうなことで処置すると、そういうふうなやり方をとっております。

○中沢伊登子君 政府委員でございせんから私もこれ以上追及はできないかと思ひますけれども、そうなりますと、これは下請業者のほうから密告されて初めてこのビフェニールが入つてい

ということがわかつたんで、これがわからなければずうつとJASマークのままこの油も売られてい

てきておりますので、今回のような事件も起こってくる。したがって、私どももいたしましては、今後厚生省とも十分御相談しまして、せつかく製品検査をやっているわけですから、JASの規格基準のほかに安全の点もチェックするような方式、こういうものを、こういう油のような安全性について問題が起るおそれがあるもの、こういう食品についてはそういう措置を考えてみたかどうかということでもぜひ検討したいというふうに思っております。

○中沢伊登子君 浦田局長はこれをどう思われますか。

○政府委員(浦田純一君) いま農林省のほうからもうそういった考え、お答えがありました。私どももいたしましては、やはり工程そのものとかいろいろ問題がございますけれども、最終段階、製品の段階で検査をかける、その中にやはり有害、有害な物質が入っているかどうかという検査項目もかけるということについてぜひやりたいと思っております。これはまた農林省や関係のほうとも十分相談してやりたいというふうに考えます。

○加藤進君 今度の千葉ニコール事件というのは、食品衛生法では食品に混入してはならぬ、こういう有害物質が油の中に混入した、しかも、その混入したことを知りながら平気でこれを出荷した、こういう重大な企業の犯罪行為があるわけでありまして、たまたま一カ月程度で、あるところからの通報があった、通報があつてこの事態が明るみに出た、こういうことでありますけれども、これは私は非常に重大な問題を含んでおると思うのです。企業家の良心だけにまかせておいていいのかどうかというきわめて根本的な問題にかかわると思ひます。もしこれが、事故が起つた、故障があつた、これはもうあり得ることでございます、あり得ないことではないと思ひますけれども、こういうことが起つたときに直ちに事故が発見される、こういうことがもしできるなら、私はこの油も倉庫

で出荷以前にこれはとめることができる、市場に出さなくても済んだ、未然に防止ができた、こういうふうな考えるわけでございますが、そこで私は、先ほども大臣の所信として、こういう有害物質を製造工程の中に使わないような、いわば施設あるいは工程をぜひ考えなくてはならぬ、こういう意見がありました。これもけっこうです。けっこうですけれども、そういうことを検討し、そういう製造過程をさらに工業化していくなどというふうなことになるかと、これはそうきょうあすにはできないことだと思ふ。私たちがやらなくてはならぬことは、きょうあすに緊急に有効な手を打つということではないかと思ひます。そこで、いまある施設につきましても、もしここに故障が起つて、あるいは事故が発生するということを発見した場合には、直ちにこのような事故に對して緊急な措置がとれる、こういうことがいわば制度の上、体制の上ではつきりしてはならぬと思ふ。そういう点で、私はこの事故発生の場合に、直ちに発見できるような、安全性を確認できるような措置、確認できるような体制、この体制を企業に義務づけるということ、このことが私は今回の教訓の最も重大な内容の一つだと思ひますけれども、そのような義務づけ措置を大臣は考へておられるかどうか、この点をお聞きしたい。

○国務大臣(齋藤邦吉君) こういうふうな事故が起ければ、実は食品衛生管理者というのが工場に置いてあるんです。工場におるんです。その人が私はすぐ知らせるべきだと思ふんです。その人が何を言いますと、これが仕事なんです。その点について、私どももやっぱり今後食品衛生管理者というものの仕事、責任、それを明確にして、それが当然の仕事だと私は思っているんです。したがって、現在の法律でどういうことになつていのか私もいま存じませんが、これはもう通報させるのは当然のことであり、それを通報するの食品衛生管理者の私は仕事だと思ひますから、今後そういう方面の指導を厳重にいたすよ

うにいたしたいと思ひます。

○加藤進君 厳重に、と言われますけれども、企業側の良心だけにまづては、こんな事件は今後繰り返される。したがって、これを何らかの意味で歯止めを付けないと、そのための義務づけ措置がぜひ必要だ、こういうふうな考えるわけでございますし、いま管理者の責任だという話も出ましたけれども、食品衛生法にはこういう事故が起つた場合の届け出制の義務というのがありますか。どこにあるんですか、そういう義務づけはないでしよう。

○政府委員(浦田純一君) 明確に申しまして、ないわけでございます。いま御指摘の点について、まあ、これはまだ動いておりませんが、第十四条にけにあるいはなるかもしれないが、第十四条によりまして、製品を検査する義務を負わせるということが一つ考えられると思ひます。それから、これもまだ基準ができておりませんが、間に合わなかったわけでございますが、第十九条の十八で、有害物質が混入する場合の防止の基準を厚生大臣が定めるということでも、それはただ単に施設基準だけでございせんので、措置ということも含めてやれる形になっておりますので、この中でもって構造基準の義務といたしまして何らかの措置がとれる、たとえば報告その他についてこの関係の食品製造業につきましてはとれるというふうなことができるものと考へております。

○加藤進君 じゃあ、聞きますけれども、この食品衛生法によつて千葉ニコールの企業経営者、どういう処分がやれるんですか。

○政府委員(浦田純一君) 最もいま問題になっておりますのは、食品衛生法第四号の第二号「有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは附着し、又はこれらの疑いがあるもの。但し、人の健康を害する虞がない場合」として厚生大臣が定める場合において「左に掲げる食品又は添加物は、これを販売し(不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。以下同じ)、又は販売の用に供す

るために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。」この項に該当する疑いでございまして、それから行政上の措置をいたしまして、これは都道府県知事が行なうことになりまして、販売の禁止、移動の停止並びに営業の禁止あるいは製品の回収、こういったような措置がとれることになつております。

○加藤進君 それはまあその限りにおいて事後の処置としてはある程度有効かもしれませんが、しかし、問題は起つてからではお過ぎる、こういう点で事故が発生したといった場合に緊急にこれを発見する、発見したら直ちに届け出る、届け出た処置をとる、こういう体制をつくらなくては、今度の問題は教訓として今後に生きたいと思ひます。その意味で私は食品衛生法の中に届け出制の義務、届け出の義務をうたうべきであるというところを重ねて強調いたしますけれども、大臣、所見はいかがでしようか。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 有害なもの混入してならないという規定がすでにあるわけでございますから、混入したときは届け出るといふのはどういふことになるのかはつきりわかりませんが、してはならないと禁止しているわけですから、私、混入いたしました、こう届けることになるのかどうか、その辺わかりませんが、しかし、いずれにせよ、衛生管理者には何かしらやっぱり私そういう責任を負わす必要があるのではないかと、このことを考えますので、十分ひとつ研究させていただきたいと思ひます。

○加藤進君 研究、ぜひしていただきたいんです。が、今度の事件はとにかく事件が起つて隠せば幾らでも隠せた。しかし、密告者が、まあことばが悪いのでございまして、通報者があつた。あつたためにまたまわかつたというわけでございます、こんな状態ではない、そのための措置として事故が起つた場合には企業者は責任によつてこの事故を届け出る、こういう措置だけは絶対にとらなくてはならぬと思ふんです。

その点の重ねての御所信をお伺いしたい。

○國務大臣(齋藤邦吉君) 十分ひとつ研究さしていただきます。

○加藤進君 そこで次に、いま小売り店では非常な被害が起つていますね。返品してはいい、返品してはいいというものがもつて殺到しているそうですよ。こういういわば小売り店の方たちの被害については、これは当然のことながら千葉ニコニコの会社にその補償の責任があると思えますけれども、その点はどうかでしょうか。厚生大臣の所見をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(齋藤邦吉君) 私もさように製造したところが責任を負うべきものである、それはもう常識的に私はそうじゃないかと思えます。

○加藤進君 もし、今後被害がさらに深刻化いたしました健康にその被害が及ぶというような場合には、この補償についてもやはり当該会社の負うべき責任ですね。

○國務大臣(齋藤邦吉君) 健康に悪影響を及ぼすということのないように期待はいたしておりますが、もしそういうことになりましたら、その会社が加害者でございますから、当然の責任を負うべきものである、私はさように考えております。

○加藤進君 ビフェニールというのは食品の中に混入してはならないとっておりますけれども、これは食品に添加していいというふうに厚生省は考えておられるでしょうか。

○政府委員(浦田純一君) 特殊の場合といたしまして、かんきつ類の防ばい剤としての使用を認めておりますが、それ以外の使用は認めていないわけでございます。

○加藤進君 なぜそのかんきつ類だけそれは認められるんでしょうかということ、もう一つは、いつからかんきつ類にはこれを認めるという措置をとられたのか、その点をお伺いしたい。

○政府委員(浦田純一君) かんきつ類のみなぜ許しておるかということでございますが、かんきつ類の使用方法は、先ほど小平委員からの御質問にもお答えいたしましたように、輸送する場合に

ダンボールの箱に入れて、かんきつ類、通常の場合入れまして輸送してあるのでございますが、その下敷きにビフェニールを含ませた、含ませた紙を敷いて、そうしてその……。

○加藤進君 それはわかつています。

○政府委員(浦田純一君) それで、これはやはりビフェニールというのはなかなか揮発しやすい物質でございますまして、外からそういったようにして何といたしまして、包装といったような形で使用した場合に、通常食するまでにかなりの部分が蒸発してしまうという事実と、それからWHQ、FAOその他の報告によりまして、これの毒性というもののについて一〇PPM以下の場合には長期にわたって人体に摂取しても何ら影響はないという報告、こういったものを参考といたしまして、日本におきましては残存量七〇PPM以下に押えることを条件としてかんきつ類についての使用を認めているものでございます。

○加藤進君 次のまだ質問がありました。

○政府委員(浦田純一君) その点至急に調べまして、たしか昨年だったと記憶しておりますが、いま記録を調べまして……。

○加藤進君 大体その時期は合っているように思いますが、四十六年の一月の十日前後だと思っております。それで、なぜこの時期に食品衛生法の一部を変えて食品添加物には使っていないというふうに解除されたのでしょうか。なぜですか、それは。

○政府委員(浦田純一君) その点は国際的にいろいろこのビフェニールの使用状況というものを私も調査いたしました、現在ほとんどの西欧、欧米の先進国で使われておるといったような実態、それから毒性につきましてもWHOのそういった報告という両方から、また現在、現にかなりのかんきつ類等がお互い貿易の品目として取り扱われているといったような実態、そういったことからビフェニールをかんきつ類に限って使用を認めたものでございます。

○加藤進君 当時の新聞報道ははっきりしていません、いろいろ。これはアメリカを初めとする農産物の自由化、くだものの自由化、そのためのモン、オレンジ、グレープフルーツなどの輸入、だものに対して使用することを許可したのでしょ。国内用のために許可をあえてしたわけではなしに、輸入くだもののために許可したのでしょ。どうですか。

○政府委員(浦田純一君) 世界的な情勢、大勢というものをございまして、日本のみビフェニールの禁止というところについての理由はないという、むしろビフェニールを国際的な水準である一〇PPMよりもきびしい条件を付しましたけれども、私も、私どもは世界のこういった情勢というものを勘案し、また人体への影響というものは、これはもちろんでございますが、勘案いたしましたして、差しつかえないというふうに判断したわけでございます。

○加藤進君 世界の趨勢とか、それは人体に特に有害ではなさそうだとおっしゃいますけれども、一体それは厚生省はどこと相談されて、どこにそういう点の確認を得られてきめられたのですか。

○政府委員(浦田純一君) その点につきましては、食品衛生調査会のほうの御意見を徴しまして、差しつかえないという回答を得まして、それで実施したものでございます。

○加藤進君 もし、そういう差しつかえないというような回答があったとしたらそれは文書報告をしてください。これは委員会に出していただくように委員長にお願いいたします。

この食品衛生調査会の意見というのはどんな内容でしたか。日本では安全性を確認する実験は何もないから、これは私は保証の限りでない、これは第一項目ですよ。使うなら実験の上でやってください、こういうわけですよ。第二、将来、国内でこの防腐剤を使うとなると、扱う労働者が中毒のおそれが出てくる。労働衛生上からも注意が必要ですよ。というのが第二のいわば条件ですよ。第三番目、添加物を使った場合、消費者にわかるように

表示させるべきである、これが第三番目の条件です。この三つの条件を満たすこともなく、実験もやることもなしに、これ、認めたでしよう、許可したでしよう。どういふことですか。

○政府委員(浦田純一君) 労働衛生上の問題並びに表示につきましては、それぞれの関係の省庁のほうに厳重にこの点について実現方について要請してございます。ビフェニールの毒性につきましては、自今国立衛生試験所で、ことに慢性残留等につきまして研究を進めたというところでございます。

○加藤進君 以上申し上げましたような三条件が満たされた場合ということと回答は出ておる。これは事実ですよ、そうでしょう。ですから、この責任者である小林会長はこう言っていますね。われわれがつけた三条件は、これが満たされなければ認めらるべきでないという重要なものだ、今回を皮切りに今後ともどんな条件をつけていくつもりだ。たとえば一定期間に限って認め、その後あらためて安全性を確認してきめる方法も考えている。厚生省の役人はもつと国民の気持ちにこたえてくれなければ困るという注文までついているのですよ。結局どういふことですか、これは。いま私たちの問題としたのは、これはもう食品の中に混入したらいへんに有害なものだ、だから、防止しなくてはならぬということで議論しているわけでしょう。ところが、一方では厚生省、どうですか。これは有害ではなさそうだから、添加物ならいいといって、かんきつ類にだけ、取りわけアメリカを中心とする自由化の品目についてだけこれを認めている、こんな片手落ちがありますか、一体、行政の上では。はつきり答弁してください。

○政府委員(浦田純一君) 当時の記憶を、いま先生のほうからいろいろと御質問ございまして、私も思い出しているところでございまして、三条件あったことは私は確かにそのように記憶しております。それで、その後、ビフェニールの残留について早急に研究を開始する。その着手したことも承知いたしております。また、労働衛生上の問

題、それから表示上の問題、これは担当のそれぞれの省、労働省あるいは通産省、また公取その他関係のほうの省庁に私どものほうから要請したということも事実でございます。小林会長の御意見並びにそれに伴ひましての自今措置、一〇P Mの国際的な基準を七〇P Mに押えたといったような経緯もございまして、その点についてどのようなごまかひきさつがございましたか、私、早急に記録を調べまして明らかにさせていただきたいと思ひます。しばらく時間をいただきたいと思います。

○加藤進君 最後に、大臣にちよつとお尋ねしますけれどもね。こういう論議を聞いてわかりますように、とにかく国際的には安全性がある程度認められておるなどということ論議にされますけれども、日本の科学者はこの安全性について確認ができていないと言っているのです。実験もできていないと言っているのです。実験もできていないのを、これを認めるのは何ごとだ、こう言っておるわけですよ。ですから、大臣、この実験を早急にやつて、国民が納得するように、心配は要りませんという保証がはつきりするまでこの使用は禁止すべきであると私は考えますけれども、大臣はどうでしょうか。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 実は私もいま聞きながら、どういふいきさつでそういうことになったのか、私もよく承知いたしておるから、そのときのいきさつを十分調査したいと、かように考えております。しかし、いま局長が言うように、それを契機として国立衛生試験所に対して研究するようにということで指示しておるわけでございますから、もう少しいきさつを調査させていただきますか。

○加藤進君 これはもう調査——大臣、いろいろありますから、その当時の大新聞は全部連載していますよ。出してあります。これ読んでいただいても大体概要はつかめるところです。そこで、最後に局長が、とにかく今日いろいろ検査をさせておりますということですから、検査はけつこう

です、やつていただいて。やつていただいて結論が出るまで待つということなんです。これはできませんか。結論が、どんな危険な状態の結論になるのか、あるいは安全性が保証されるのかわかりません。わからない状況のもとで、厚生省はなおかつこれを使用させることを認めるなどということとは、私は絶対許しがたいと思ひます。その点のあなたの所信を伺ひたい。

○国務大臣(齋藤邦吉君) もうちよつと、したがひまして、そのときのいきさつ等を調べまして、それによつてお答えをいたしたいと思います。

○加藤進君 最後に一言だけ。ともかくこの問題の発端は、アメリカの農産物自由化によつていけば政治的な圧力に屈服したのだ、これは世間、見ております。事実。こういう厚生省の行政が今日行なわれたいへんでございますから、その点の警告を発しながら、ともかく厚生省のやるべきことは、国民の安全、国民の健康を守るといふ立場に立たなくてはならぬ。そういう点をしっかりと行政の基本に置いていただきたいということ、最後につけ加えて私の質問を終わります。

○委員(矢山有作君) 本件につきましては、本日はこの程度にとどめます。

○委員(矢山有作君) 次に、厚生行政の基本施策について質疑を行います。

○大橋和孝君 私はこの委員会で行なわれました厚生大臣の所信表明に對しまして、時間も非常に短いことではありますから、その基本的なことを一、二伺ひたいと思ひます。

第一点は、福祉というものの中身が非常にあいまいだということです。すでに私が申し上げるまでもなく、現在国民各層には戦後四半世紀における経済最優先活動への明らかな疑問と、それからくるところの福祉優先への新たな考え方が定着化して、そして福祉と経済成長は観念の上では調和できて、現実には両者は両立していないと

いうこと、そういう認識のもとに社会福祉政策を真剣に求めるに至つておるのはご存じのとおりでございます。ところが、それにこたへるべく厚生行政の内容を見ますと、どうも私たちが要請している福祉概念と申しますか、その中身と食い違つていふように思ひます。そのことが、具体的にあとでお聞きしますようないろいろな点で、それが非常に混乱を国民の間にもたらしていると思ひます。

そこで、厚生大臣の言う福祉の内容について伺ひます。福祉六法では社会福祉という意味、内容をかなりはつきり示しておるわけでありすが、一般的には社会保障を意味するような場合、さらにはまた生活環境の整備という意味で社会資本の充実にはウェイトを置いておる場合もありま

す。またさらには、もつと広く国民所得の向上あるいは経済成長の増大という意図をも含めておる場合もあるわけ、いろいろな意図を考へてみますと、実際にはいろいろと混乱して福祉が語られておるわけでありすが、特に厚生大臣の所信でもその辺がだぶだぶに、安易に使われているように私は感ずるわけでありすが、厚生行政の立場から見まして、はたしてこの田中総理が時あるごとに言つておるごとく、経済成長とか、国民所得の増大というもので、この福祉の意味、内容に入つておるのかどうか、こういう点を考へてみますと、この際にはやっぱ、どうして大臣のはつきりとした御答弁をひとついただい

たおかなければいけないように思ひます。その点を伺ひたい。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 私はこういうふうに考へておるわけでございますが、福祉といふときには、一つには地域的な福祉といふ問題が一つある。それからもう一つは、やっぱ人間としてある福祉、人間の福祉、こんなふうな二つの私概念があるのではないかと、かように考へております。したがつて私は、厚生省の仕事は、後段に述べました人間的福祉、これが厚生省の当面の大きな

な仕事であると、かように考へております。そこで、人間的な福祉ということになりますと、人間社会において私どもが生活していく上においてのいろいろな悩みを解決する、そこから出発して、そして多少といひますが、悩みを解決した上に、さらにゆとりのある生活まで求めて進んでいく、そこに私は福祉の将来発展というのがあるのではないかと、こういうふうに考へております。すなわちILOの社会保障のいろいろな条約、勧告等もございすが、すなわち人間社会における悩み、すなわち貧困、失業、疾病、それから児童の生活費の問題、それから何人も避けがたい老齢という問題、こういうふうな人間社会におけるいろいろな悩みと申しますか、そういうものを——まあ、やり方の方式についてはいろいろあると思いますが、社会保険方式のようなものでいくのがあるか、あるいは国家が全部責任を持つてやるような方式があるか、そういう方式についてはILOも何ら触れておりませんが、こういうふうな悩みを解決し、そしてさらに人間として健康にして豊かさを持ったような生活まで持つていく、そういうところまでいくのであれば福祉国家といふのは言えないのではないかと、こういうふうな私率直に感じを持つておる次第でございます。

○大橋和孝君 日本で使う社会保障体系も非常に私は不明確な点があると思ひます。昭和四十八年度の社会保障関係費は、昨年より約三〇%強の伸び率を示し、一般会計予算の約一四%を占めておるわけでありすが、ところが、日本とGNPがほぼ同じであるか、また多少低い国々、たとえばイギリスは一般会計中約二一・九%ですが、スウェーデンあたりは三〇%、西ドイツでは二九・四%、これはすでに一九六九年、昭和四十四年の国家予算総額において社会保障費といふものをさいしてあるわけでありすが、この点から見ても、今年度のわが国の社会保障費のウェイトは、厚生大臣の指摘するところとは逆にいかに低いように私はこのパーセントの上からも言えると思ひます。また、予算編成の方法を見まして

も、従来の方法と何ら変わるところがなく、依然としていわゆる総合予算主義、あるいはまた平均的な福祉水準への目配りだけであって、初めにきめられた考え方のワケ組みの中で、いまだ大臣がおっしゃる人権的な視点、人間を中心とした視点からではなくて、むしろ政治的な主義に基づいて積み木細工のように分配されたというように私は言わざるを得ないように思います。したがって、この福祉問題に對しての対応とらえることもあまりにも観念的に終わってしまつて、そして、社会福祉だとか、社会保障で保障されるべき最低生活水準というものの根拠、あるいはまた、国の負うべき義務とその財源の裏づけ、こういうものが何ら国民の前に提起されておらず、むしろ行政官庁中心の個々の単価や生活費の算出、あるいはまた配分方式がまかり通つてゐると指摘せざるを得ぬように私は思うわけでありませう。なぜそうなのかわかりませんが、私はこの際基本的な問題を再度問うてみたいというふうに思うわけでありませう。

ただいま私はイギリスや西ドイツの例を示しましたけれども、イギリスの社会保障の体系を見ますと、その費用の半分は国が負担してゐます。そこには国民生活の最低限は国が受け持つんだという筋が一本貫かれてゐるわけでありませう。とりわけ年金だとか、医療だとか、児童、老人とともに保健衛生への負担もかなり大きい割合で国が負担することになってゐる。これがイギリス型といひますか、より広義には北歐型といわれるような社会保障の特徴ではないかというふうに思うわけでありませう。その次に、まあ、いま西ドイツを申しましたが、西ドイツはといひますと、社会保障の大体半分は資本家の費用負担の上に成り立つてゐます。そして社会保障の給付は主として所得保障に向けられてゐるわけでありませう。その意味で国の役割はイギリスと多少違つてゐるわけでありませう。労使関係が主導して、そして国家はそれを裏づけていくというふうな、形においては費用負担は主として資本家が負つてゐる。こういう意味では西ドイツ型、あるいはまたこれを大陸型といひ

てもいいのではないかというふうに思われるところでありませうが、日本はどうかと申しますと、御承知のように、社会保障費は労使と国のそれぞれ三分の一づつの負担にワケ組みされてゐるような感じがいたします。しかも、社会保障給付が医療の面へ少なくとも今年度社会保障予算の六〇%近くも流れてゐるわけでありませうから、憲法第二十五条にいう公衆衛生あるいは保健衛生面への支出は外国に比べると実にとるに足らないものだ、というふうな言ひがなされるのではないかと思ひます。この辺がわが国の社会保障の特徴であり、しかもきつめて悪い特徴ではないだらうか、こういうふうには考えなければならぬと思ひます。社会保障で保障されるべき最低水準もあまいだし、また福祉そのものの内容も混乱してゐると考へざるを得ないものでありませう。

一体わが国が目ざそうとしてゐる社会保障というものは厚生省でどう認識してゐられるのか。北歐型なのか、あるいは大陸型なのか、あるいはまた日本独自のようないかなる体系なのか。その基本的な問題をこゝでちよつとはつきり示しておかないと、またこういう社会保障の問題もはつきりいたしませんし、その点がはつきりしないと日本の社会保障はいつまでも行政官庁主導型で政治的レベルで保障がきめられていくという、国民各層が望んでゐる真の社会保障がいつまでも育つてゐない、こういうものになるのじゃないかと思ひますが、大臣、その辺のところをひとつはつきりと考へ方を示していただけないでしょうか。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 非常にむづかしい御意見を交へての御質問でございますが、確かに国家予算全体というものを考へてみますと、それが保障というものは西歐先進諸国に比べれば私は十年おくれでゐると率直に数字的に申し上げることができると思ひます。と申しますのは、まあ、先生にこんなことを、もう釈迦に説法みたいなことになると思ひますが、私、統計的にはつきり申し上げてみたいと思ひますが、ILOが国際比較

を社会保障でいたしてございます。これは一九六六年、その当時の社会保障というものの数字は社会保障の給付費と国民所得との比較において出てゐるわけでございます。その一九六六年、だいたい前のことでございませうが、それ以後のILOの統計でございますので、それを私引いて申し上げるのですが、それに比べて、日本は社会保障給付費の所得に對する比率は六%でございます。で、それに対して西歐先進諸国は一四%、まあ、もちろん国によって多少の違いはありますが、一四%ということでございますから、一九六六年を比較いたしますと、日本は非常に低くおつてゐる、こういうことが私、はつきり申し上げることができると思ひます。

そこで、なぜ一九六六年に日本の社会保障がそんなに低くおつたのか、原因が二つあると思ひます。一つは、わが国のいわゆる年金が當時は一万円年金でございました。国民年金、それから厚生年金、いずれも一万円年金でございました。そういうふうな年金額が非常に低かつたということがまず一つの原因でございます。それからもう一つの問題は、児童手当制度というものが日本になかつた、これが根本でございます。児童手当制度というものが一九六六年に日本にはなかつた。ところが、西歐先進諸国にはりつぱにできておつた。年金も成熟しておつた。この二つのために日本が一九六六年で六%に對して、西歐が一四、五%になつてゐる、こういうことでございませう。

そこでその後、わが国で着手いたしましたのは御承知のように児童手当、これは昨年度から実施をいたしてございませう、ことしは二年目でまだ完成したてゝございませう。来年度で三年目で完成する、そこまで追いついたわけでございます。それと同時に、年金につきましても、一九六六年のときには一万円年金でございましたが、その後二万円年金になりました。それから今度の国会で御審議をいただく年金法は五万円年金水準ということでしたので、しかも物価によるスライド制も背景に持った五万円年金というものを打ち出

したわけでございます。

そこで、そういうふうになつてまいりますと將來日本はどうなるか、こういうことを申し上げてみたいのでございませうが、大体五年後になりますと社会保障給付費は国民所得に對して一〇%になります。間違ひなく一〇%になります。それから十年後になりますと大体一五%程度になるわけでございます。国民所得に對する比率が一五%に十年後になります。しかし、そこでいろいろ問題になりますのは、いや、そうならたら諸外国も進むだらうと、こう御意見がございませうが、こゝがわが国と西歐先進諸国との一つの違いでございませう。一番問題は年金で違つてゐると思ひます。西歐先進諸国は老齡化社会といふものがすでに現出してお

りまして、すでに現在でも、一九六六年のときもそうでございませうが、老齡化社会が現出しておりますために、六十五歳以上の方々が総人口に占める比率といふものは一四、五%になつてゐるわけでございます。で、その数字はいまでもほとんど動いておりませう。私、いまはつきりした統計を持つておりませうからあるいは多少の違いがあると思ひますが、そういうことで老齡化社会ができておりますために、その老人の総人口に對する比率はそれよりいして変更がございませう。ところが、日本は老齡化社会といふものにまだなつておりませう、六十五歳以上の人口が総人口に占める比率はたしか現在七%程度でございませう。で、それが十年後になりますと二二、三%になるわけでございますから、そこで私は追いつける、これが私の見通しでございませう。したがつて、先般の経済企画庁の経済社会基本計画といふものが完全に実現したという場合においては、なるほど現在は出遅でございませう。十年おくれでございませう。

きよりの現在とヨーロッパに比べれば十年おくれでございませうが、いま私どもが国会にお願いしてございませうが、年金法が皆さき方の御協力で成立をし、さらに児童手当が来年度完成いたしますれば、五年後に大体国民所得に對して一〇%、十年後に一五%程度ということ、十年後にやつと追いつけ

ということをして私は率直に申し上げることができると思っています。したがって、私はきょうの現在と西欧先進諸国に對しましては率直に十年おくれている。この十年を何とか取り返さなければならぬ、これが私のつとめである、かように考えておる次第でございます。

○大橋和孝君 根本的にはそのことは理解をしているつもりでございますが、この十年の間に老齡化されている人たちが、子供たちということを考えますと、何かこの十年を待つて云々するのは非常にいまの日本の経済の進歩の上から、いわゆる今度の大臣の所信表明を聞いて、私はもっと何とかする処置をいま講ずるために、もう一つ大臣のお考え方をひとつ根本的に考えてもらいたい、こういう点が私は目的で質疑しているわけなんです。

特に、そこで私ちょっとこれから公費負担の医療というものを一つ例にとりまして、そしてここで混乱をしておると私申しましたいろいろな問題、これをあとには育成医療その他の公費医療というものについてひとつ例をあげてみて、ここで一べん大臣の考え方も聞いておきたいと思うわけです。

わが国の社会保障体系のその弱さはその当然の帰結として現在の問題として国民各層に日々はね返ってきていることはいま私が申ししたところでございしますが、ことにこの公費負担の医療でどういうふうになっているか。過去十数年間この公費負担医療費は国民総医療費の約一割前後となっておったのでありますが、そして最近では幾つかの新しい負担がふえておるわけでありまして。老人医療あるいはまた乳幼児医療、それから老人の白内障あるいは育成医療、これは対象が非常に拡大をしてまいっております。それからまた先天性の代謝異常児の医療給付、あるいは小児ガン、小児ぜんそくあるいはネフローゼ、腎不全、小児心臓病の医療費あるいは難病とか公害病、こういうようなものが非常に増えつつあります。疾病別、年代別、性別に区分も非常に複雑化しておるわけでありまして、この各種の医療費無料化の動きを

ごく最近について追ってみますとたいへんな混乱に気づくわけでありまして。

今年二月末の老人医療無料化で山口県の各市町村の国保会計がパンクをし、相次いで保険料の値上げを準備しておるという表明もありました。老人医療費の増加で、医療費の総額は昨年より三・二%増額、国庫分の八億円はもうすでに食いつぶしてしまつた、こういうふうなことが出ておるわけでありまして。

事例の第二を見ますと、二歳児以下の乳幼児の医療の無料化で東京の北多摩医師会あたりが、十四市の医師会で編成しておりますのが、その市長あてに非常な非協力を表明しております。これは非常にけしからぬふうに見えますけれども、何か内容をいろいろ見てみますと、無料化のために乳幼児の健康管理に對する母親の責任が非常に安易になつておると、医師の業務量が非常にふえてしまつてその診療がおろそかにならざるを得ないようになつておる。身障者対策に手をもつと回すべきたといういろいろな理由をつけておるようでありまして。

それから事例の三としまして、三月五日には東京府中市では医師会の協力態勢が得られないままに妊産婦の医療あるいは乳幼児医療費の無料化に見切りをつけて発車をいたしました。見切り発車をしたんだと。老人医療の無料化の上に妊産婦、乳幼児医療費までを無料化するとこれは膨大な事務量になつていまの医師の体制ではなかなかできない。そういうことに先に手をつけるべきではないか、こういうことも言われておりますし、非常にこの乳幼児なんかには短期疾病が多いために、無料化の効果が薄いではないか、このことも言われております。

また、朝日の新聞で三月二十日ごろにも一律の無料化、乳児の無料化よりは乳児に對する診料券といふもの、体格検査、そういうふうなもの、ひとつひとつ徹底的に無料化するほうがいいじゃないか、こういうふうなことも出されておるようでありまして。

関連事務費の複雑化、いろいろなものが算術的に増加してくるわけでありまして、なかなかほんとうの中身の医療が薄められていくというふうなことがだいたい心配されておるようであります。これらの動きは公費負担医療ではないけれども、健康保険の原則との関係で重大な問題点を含んでおる点もあると思ひますが、国におかれましては、各種の医療費無料化を進める関係上、どう認識してこれに對処すべきか。その前にやらなければならぬ点がたくさんあるんじゃないか。たとえば保健所の増設あるいは、それが先決になるという点もありまして、あるいはまた医療の中にもいろいろな整理をしなければならぬという点もあると思ひますが、こういう点で、この公費負担医療から通ずるいろいろな問題をひとつ振り返つてみることも、一つの大きな問題ではないかと、これらの点について、厚生省あたりは、今後この問題をどういうふうにか考へていかれるか。この点をひとつ、伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(藤田邦吉君) 先ほど申し述べました社会保障の中の医療の問題でございますが、これがなかなか、非常に私、人によつて考え方が違ふと思うのですが、私の考え方を率直に言わしていただくとすれば、やっぱり医療費の問題というのは、社会保険方式を原則とすべきではないかという考へ方でございます。

そこで、それを原則としながら、ただいま、戦争による犠牲者に対しては国家賠償的な考へ方の公費負担、それから伝染病予防のような社会に不安を与えるようなものは、やはり国家的に公費負担でめんどうを見る。それから、そういうふうな伝染病、結核、精神病、こういうふうな社会不安を惹起するおそれのあるものは公費負担でいく。そのほかの公費負担につきましては、たとえば老人医療の問題あるいは育成医療の問題、こういうふうな問題、さらにまた、難病、奇病、こういうふうなものは、やはり、その疾病の特殊な要請に應じてできるだけ公費に移していくと、すなわち、そういうふうな国家的な立場でめんどう見な

きやならぬもの、社会的にめんどう見なきゃならぬもの、さらにまた、難病、奇病、それから育成医療、こういうふうな疾病の特殊性によるものは公費負担に移す。そのほかの一般の疾病については、社会保険というものを原則としていくべきではないかと、こんなふうに、私、率直に言わしていただければ、考へてございします。

しかし、そこで問題なのは、その社会保険をいかに改善して国民の負担を軽減させていくか、これが医療保険のやっぱり最大のねらいであらうと、一般の疾病については社会保険を原則とし、そして、その内容を改善し、社会的、国家的な立場によるもの、これは公費負担でいくと、こういうふうな筋ではないだろうか、こんなふうに考へておる次第でございます。

幸いに、今健康保険の話をしたらしかられるかもしれないが、今度の私どもの政管健保などは、家族給付が、今までの五割だったのを六割にする。しかもまた、高額医療ということになりまして、三万円さへ持つていけばどんなにむずかしい、金がかかる医療にもかかると、こういうふうな仕組みを考へたのも、実は経済負担を軽減させ改善する、こういうわけでございますが、まあ、それは別といたしまして、一応、私どもの考へ方は、国家的なもの、社会的なもの、それから医療の特殊なもの、疾病の特殊なもの、これは公費負担でいく。そのほかの一般的な医療というものは、社会保険方式でいくというの筋ではないだろうか、まあ、これはいろいろ意見の分かれるところだとは思ひますが、率直に言わしていただければ、そんな感じを持つてゐる次第でございます。

○大橋和孝君 その点を、いま議論していただくのを、そういう方向でいいと、その無料化をするときに、やはり保険主義でいくということに對しての云々は、まだこれからやろうと思ひます。これは、また保険法を審査する中でやろうと思ひますから、これは触れておりませんけれども、こういうのでいろいろの公費負担をふやしていく前

に、ただふやしていくことだけを出していったんでは、混乱を招いていくんじゃないかと、たとえば医師会あたりでも、そういうことをやられたら、もういまのままでとはともやり切れないと、看護婦もいなければ何もないじゃないかと、それは自治体病院に行きましても、それなら老人無料化したらそれだけの人はみな入ってもらえるか、できてないじゃないかと、こういうような問題を同時に進めないで、ただ無料化とかなんとなかというだけでは、これはますます混乱を来たすだけのことではないかと、いま私は、厚生大臣がおっしゃっていることを進めようと思っても進まない現状でありながら、進めることだけのスローガンをあげている。だから、ぼくは、そういうようなスローガンではだめなんだと、もっとそれをするための段階で保健所はどうするんだ、医療機関はどうするんだ、あるいはまた、そういうふうな制度はこうやるんだということを、そのために従業員はどうしていくんだと、どういう地位でもってやっていくんだ、こういうようなことをしていけないと、それを何にも先に言わないで、いま言っている公費負担だ、あるいはまた、何だといっても、これはから念仏じゃないかと、それでは、国民のほうでは、病院に行きましても、何ぼか待って、一分間治療というふうなことになるってしまえば何ら公費負担だ、云々だと言ってももらっても安心にならぬじゃないか、こういうことが問題になるわけです。そういう点を、ひとつ、十分究明してもらいたいというのが私の希望です。

○国務大臣(齋藤邦吉君) おっしゃるとおりでございます。私の先ほどのお答えは、経済負担のところだけ申し上げたわけでございます。問題は、やっぱりあまねく国民が医療を受けられるようにしていくことが基本だと思っております。で、そういうふうな意味合いにおいて私どもが、いま、一番悩みに考えておりますのは、医療機関における従業員をどうやって確保するか、これが、一つ問題でございます。病院ができて看護婦さんがいない、こういう問題、さらにまた、

医療施設の体系的な整備がまだ十分できてない、こういう問題も一つの大きな問題だと思っております。それから老人医療その他の無料化の問題に関連しまして、お医者さん方からもいままでいろいろな意見が出ています。もう少し安易に手続できるような方法がでないだろうか、こういったふうな問題等もあるわけでございます。

そこで、私も、そういうふうな保険制度とか、公費負担とか、いろいろな経済的な問題の周辺に、より根本的な医療施設の体系的整備するという問題、さらにまた、医療機関における従事者をどうやって確保するか、こういう問題。それから地域によりましては、僻地医療、離島の医療問題をどうするか、こういう問題があるわけでございます。で、私も、今日まで、それなりにできるだけ努力をいたしてまいりましたが、まだまだ十分だとは考えておりません。

そこで、今度でございました経済社会基本計画の中の社会保障五カ年計画というものを今度つくることにいたしましたわけでございますが、その中では、医療供給体制を整備する、どうやって整備するか、年次別にどうやって整備するか、これが最大の重点でございます。で、そういう方面に今後努力をいたしてまいりたい、こんなふうに考えておる次第でございます。確かに先生のおっしゃるとおり、経済負担が無料化になった。そこでたいした混乱が起こっておる。おっしゃるとおりだと思えます。特に老人医療無料化に伴いまして、病院が御老人の方々ばかりで占領されるというふうな問題も地域的には起こっておりますので、そういうふうなところには、何か別な、やっぱり老人の専門的な病院を考える必要があるんじゃないかと、あるいは老人ホームの近所にそういう病院をつくる必要があるんじゃないかと、さらにまた、そういうふうないろいろな問題がございます。ので、そういう医療供給体制の問題に、今後は全面的に取り組み、努力をいたしてまいりたい、こんなふうに考えておる次第でございます。

○大橋和幸君 それから私は次に、国の責任は一体どうなっているかという点からひとつ話を聞きたいと思っておりますが、今日の公費負担医療というものを区分してみますと、負担の根拠は、国家補償だとか、いま大臣もおっしゃっていますが、自治体が責任を持つ、あるいは社会が防衛する、あるいはまた患者負担を軽減する、あるいはまた加害者の不明な場合、あるいはまた健康保持のため、こういうようなものが負担の根拠になっているのかのように思います。それからまた対象は、疾病別には、いまおっしゃったように伝染病とか、結核だとか、あるいは精神病とか、いろいろあるであります。また、年齢別には乳幼児とか、老人というふうなものが入ってくる。性別には妊産婦なんかのものが入ってくる。性別に分けるような分け方であると思えます。また、負担のほうを考えますと、国とか、都道府県とか、市町村とか、医療保険とか、こういうふうな負担の区分があるわけですが、また、負担の内容も、健康診断、あるいはまた治療からリハビリまで一貫して負担のいろいろな内容があると、それから負担の方式は全額、あるいはまた一部保険で給付、また一部給付しない患者の負担分、あるいはまた所得制限のあるもの、ないもの、こういうようなものが負担の中に入ってくると思えます。給付の種類につきましても、現物給付、これは契約機関から直接医療そのものの給付を受ける。あるいはまた現金給付、これは患者窓口で領収書に対して償還をする。このような給付の種類もあるわけでありましょう。あるいはまた、給付期間につきましても、一定期間内と定めたり、あるいは一定期間を越えるものだけだとか、あるいはまた一定の金額では三万円以上とか、いろいろ出てくるわけでありまして、こういうさまざまな方法と対象が組み合わさるので、現在の公費負担は実に複雑な制度といわなきゃならぬようにあります。地方自治体の制度、国の制度の関係がまた一様でもありません。その年々の予算獲得の程度によって対象や単価もまた違ってくる。

る。年度末にはまた予算がなくなってきた適用ストップもなりかねない、こういうような状態があるわけでありまして、したがって、医療機関や医師への報酬も、あるいはまた運営要綱によって異なっておりますし、患者、家族の側にあっても全くその全体とか、制度そのものが理解できないという点もあるわけでありまして、こま切れた上から自治体と国との助成が地域においてくるというふうな形にもなっているわけでありまして、しかも実際にやってみると、適用範囲あるいは資格が実に制限的になっておる。一体、公費負担の根拠、あるいはまた国の責任、あるいはまた自治体の責任がこれはどうなっているのか。こういうような点が非常に混乱をしていると思うのであります。が、こういう点なんかはどういうふうな整備して、考えていただけるのか、こういう点もひとつ大臣としては、もう、こういうときには、少し方向を出していただかないとぐあいが悪いんじゃないかと思っております。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 仰せになりましたように、いままでの医療のいろいろな制度というものができた当時のいろいろなきざしで出ておるものから、おっしゃるとおりばらばらでございます。これは率直に認めざるを得ないと思えます。それから公費負担の問題、それから所得制限の問題、実は私も覚え切れないほどさまざまになっておるわけでございます。で、この問題を、まあこれはこれなりに制度が発足するときのいろいろなきざしでできておるものだから、いまにわかにこれを全部一本に統一的にするということ私はなかなか容易ではないと思いますが、やっぱりこれをもう少しわかりやすく統一的な方向に持っていく必要があると私は考えております。

そんなことで、先ほど申し上げました長期五カ年計画の社会福祉計画の中で、制度のばらばらな何とか統一する方法がないだろうか、こういうことを一つの命題として、一つのプロジェクトをつくりまして研究をさせてやろう、こんなふうにも

考えております。いますぐこれを全部一本の形で統一するという事はなかなか容易じゃないとは思いますが、なるべくそういう方向を目ざして私は進んでいくべきではないか、こういうふうに考えております。

○大橋和孝 次に、私はこの公費負担医療と保険との関係、先ほど大体大臣がおっしゃいましたが、これをもう少し説明してみたいと思うのですが、日本の医療そのものは、公費負担医療をめぐって、どの病気、どの年代がどういう内容と順序で施行されていくかによって大きな変化を余儀なくされるだろう、その見通しを抱いておられるのかどうか、こういう点が私は問題だと思つて、現在の時点で、医療保険の役割を重視していくのか、あるいはまた保険の限度を意識して、そして全額公費負担の方向に移行していくのか、に道筋をつけないと、はならないような時代ではないかと。ですから、いまのお話では、むしろ医療保険を主体においていくんだといふ大臣がおっしゃっていますが、そればかりでいいのか。私はもっと、医療保険そのもの、あるいは保険そのものに限界があるわけでありまして、そういうものを意識して、やはり公費負担というものは全額公費負担に持つていくべきではないかという点を私は考えているわけでありまして。

で、病気そのものの社会性を中心にして判断する場合、あるいはまた医療そのものの公共性に力点を置いていく場合、この考え方のいずれをとるのかも現在方向が明らかでないように思いますが、いずれにいたしましても、国と地方自治体はどういう根拠で何をどれだけのするの、こういうこともある程度メスを入れておいていただかないと、こうした負担区分といふものがあるいはまたその社会性とか公共性とかといふものを見る考え方においても違いが出てくるんじゃないかと思つて、その点はいかがですか。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 確かに、社会保障の将来の医療費の負担区分をどうするか、これは将来相当大きな問題に私はなると思ふんです。現在の

たてまえでは——たてまえというばかりじゃなくて、現在私ども、先ほども申し上げましたような国家賠償的なもの、社会的なもの、疾病の特殊性、そういうものによって公費負担というものをそちらにやる、そして一般的には保険制度というものでいくのが筋じゃないか。しかし、保険制度であつてもその保険制度は昔のような労使の保険料だけでやるという保険であつてはならない。私はそういうふうに変わりつつあると思つて、現在でもすでに国民健康保険制度は四割五分国が持つておるわけでございます。日雇健康保険は三割五分持つてゐる。これから一般の中小企業の労働者のほうは今度の改正で一〇%国が持つ。こういうふうな労使の保険料だけで保険制度をやつていくという時代は私は過ぎたと思ふんです。これはやはり、できるだけその疾病構造なりいろんな状況をにらみ合わせながら国がめんどうを見ていく、こういう方向にいくべきじゃないか、私はそう思ふんです。労使だけにまかしてはいかぬ、保険料だけじゃいかぬ、やっぱり国もできるだけ年を追うて出すようにしていくというふうな方向でいって、そして、何十年先になるか何百年先になるか、これがまた一本の形に、公費負担というのか何になるのか知りませんが、将来私はなるかもしれない。なるかもしれないが、いまのたてまえは、保険制度というものをひとつたてまえにし、公費負担はそういうふうなものでいく、こつちの保険についても国ができるだけ金はつぎ込んでいく、こういうふうな、社会化といふんです、何といふんですか、そつちのほうを推進していくという方向に私はあるんじゃないか、こんなふうな考へております。将来のだいぶ先のことをい

まうわけにもまいりませんが、私は方向としてはどうもそういうふうに向いていくべきではないか、こんなふうな考へております。

○大橋和孝 これはまだいろいろ議論を詰めた点が一ぱい残つておりますので、この問題だけについてももう少しずつと議論しなければならぬと思ひますが、きょうは時間があと二十分しかあ

りませんので、これは問題提起的にちよつと申し上げておいて、またこれは一応健保診療の間でもって具体的にいろいろと意見を伺いたいと思ひますが、こういうふうな形でいま申し上げたような点をひとつ問題検討して、私、これからこの問題点について詳しい詰めはまたやることにして、申し上げていきたいと思ひます。

それから今度はその医療保険との関係です。もう一つの面から見ますと、客観的にとらえてみますと、今日の公費負担医療の実態は、その多くが、いま大臣も多少お触れになりましたけれども、医療保険の補完的な制度になつてきておる、こういうふうに位置づけられてゐるといふなければならぬように思ふわけです。たとえば六十歳以上の医療や、あるいはまた特殊疾患医療の場合でも被保険者本人であつても保険から脱して全部が公費負担とはならないわけでありまして、ところが補完的な機能であつたとしても、ほとんどの疾患については実質十割給付もしくは公費負担を受けることには、社会保険はもはや社会保険ではなく、本人が家族からの区分も不要になる、こういう意見が一部にはあるようでありまして、厚生省は一体こういうふうなことはどう把握されるのか。むしろそういうふうにして全部公費に変えてしまふというふうなことはどういふふうにお考へですか。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 私は、これ全部が公費負担になるといふのは、かりになるとしても私はだいたい先ではないかと思ふんです。

それから、御意見の中にありました十割給付という問題なんです、これはなかなかいろいろ意見があるところでございます、私が申し上げな

家の中にも、十割給付というのとはほんとうはいけないんだよ、あれは本人負担にしても九割負担くらいにすべきじゃないか、こういうふうな意見もあるわけでございます、私は、将来の方向として全部公費負担のような形になるのかどうか、私はその点はまだ自信は持てません。いな、むしろ保険制度というのに対して国の補助をできるだけふやしていくという方向で進めていく、そういう方向で進めていくべきではないだろうか、こんなふうに私率直に考へております。

それから、十割給付のようなやり方はたしてこれがいのかどうかというところにもやっぱり問題はあつた感じがいたしてゐるわけでございます。

○大橋和孝 それは、そのことは私としてもまた先のほうで議論しようと思つておることだから触れてないのですけれども、大臣がそう言われたら、それはやはり非常に後退をした考へ方で、私は、それは外国でもいまそういう議論もあるやに聞いております。けれども、それじゃなくて、むしろいまの方向としてはやはり公費負担も無料化しようという中でありまして、当然そうしたものとして、むしろ乱診乱療は別な意味でチェックすべきだといふふうには私は考へます。ことに私がいま申し上げてゐるのは、一体こういう問題をやはりいつまでも保険主義的な問題じゃなくて、やはりむしろ公費負担のものは公費として全部やるほうがかえつてびつちりして、そしてそれが別な意味でチェックをすればいいわけですから、私は考へ方としては、やはり保険の足しをえただけを公費でやるというふうな考へ方ではないか、このううううなことを私は申し上げ、いまの質問なんです。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 私は、先生は全部公費負担の方向と、こういうふうな誤解しておつたんですが、どうもお話を承つておりますと、自己負担だけの公費負担ではなくて、根つこからの公費負担という御意見のようでございます。これについても私は意見のあるところだと思ふんです。そ

ここで、まあ現在のところは、御承知のように国家賠償的なものだけが根っこから公費負担、そのほかのものは自分の自己負担分だけと、こういうふうになつておりますが、これは私はやっぱり将来の方向としては——これは非常に手続がめんどうなんです、実際問題として。特に老人医療なんかの問題になりますと、保険でやって自己負担分だけ無料化、しかもこれは国と県と半々持ちと、こういうわけですね。私は、これはやっぱり将来の問題としてはそういう問題は改善していく必要があるんじゃないか、こういうふうに考えております。私は、最初先生のお尋ねは、全国民に対して何やら全部公費だというふうな方向だということならば、それはなかなか遠い先でございまして、こう申し上げているので、根っこからの公費負担かというふうな問題、自己負担だけの公費負担かという問題については、私は相当考えていくべき問題であらうと考えております。特に現在の老人医療無料化の問題は、国と県と半々持つ、——めんどろだと思ひます、これ実際。まあ、そういうふうな問題は今後の問題として私は改善をはかつていく必要がある、こういうふうに考えております。

○大橋和孝君 それからこの公費負担医療の負担割合でございしますが、いづれにいたしましても、この医療保険の給付を家族にも平等に充実させるの国民からの要請でございまして、こうした年々高まつておる、社会的な性格が高まつておると思ひますので、医療の潜在需要の顕現化を促して、老人医療無料化による、さきの山口県下の事態なんか、あるいはまた広島や長崎でも見られる原爆被害者医療費の高騰、こういうようなものが保険者をして必ずや財政困難を主張させ、それを懸念がらせておる強い大きな力になつておると思ひますが、患者の立場で考えますと、医療利用が伸び、質的内容も高度化しております、医療費にはね返るのは当然というこにもなつてくると思ひわけでありまして、問題はその負担者と負担割合というこにつながつてまいりますので、事業主が持つのか国なのか、あるいはまた労使折半

の体系を押し通していく考えなのか、あるいはまた、冒頭の質問の関連でございしますが、現実の問題としてやはり私は提起されておる、しなればならぬというふうに思ひます。現在の時点ではその意味で非常に今後の方向づけの重要な段階にきておると思ひますので、もしそうした問題をいたすに不明にしておきますと、これから非常に困難が起きます。ですからこの負担割合、国はどうする、事業主はどうする、あるいはまた個人の負担はどういうふうにする、そういうふうなところをもう少し明確にして、むしろ先ほど一番初めに提起しましたが、こういう問題を、こういうことではつきりしておかなければいかぬ、大臣はいまちよつとお触れになりまして、国もやらなければいかぬだろうと、労使だけじゃまかしておけぬというお話もありますが、そこらところがいまのところは非常に見通しがつかぬので、今後の方針として、大臣はある程度明確にそこらをしておいてもらはうが今後の進め方についてのではないか、こういう点から質問してゐるのです。

○国務大臣(齋藤邦吉君) この医療問題についての国と県、それから国と県一つに考えて公費という問題として労使の問題、これはいろいろ将来私は相当考えなければならぬ時期がくると思ひます。大体いまの考え方は、保険というものの、一般的な疾病は保険でいく、一般的な保険はやっぱり労使の保険料だけではいけない、こういう時代だと思ひます。労使の保険料だけでまかしてはいかぬ、やはりその割合は別として、国ができるだけの金を出していく、こういう形でいくべきではないか、そうして国が出した残りは労使折半がいいかという問題があるわけです。大体わが国の社会保険制度は労使折半というのが今日までの原則でございまして、それが一応私は定着してゐると思ひます。しかし最近労働組合のほうからも労使折半という原則をやめたらどうかという強い私は要求の出ていることは十分承知をいたしておりますが、この問題はいますぐというわけにはい

かぬと思ひます。いかぬと思ひますが、やっぱり諸外国のいろいろな情勢等にもらみ合はして、将来の課題としては私はやっぱり一つの課題になるのではないかと、こういうふうに考えております。

それから最近、実は老人医療の無料化というこをやりまして、ここが国民健康保険、地域健康保険が非常に苦しんでおるという事情を聞いております。この問題は実は七十歳以上の老人医療化をこし一月からやり、四十八年度は六十五歳まで寝たきり老人は下げるということにいたしました。そんなようなことで、ショックを緩和するといふような意味において国保運営にある程度の補助金を出そう、受診率がぐつとふえるために保険料だけにしわ寄せがあつてはいけないから、できるだけ緩和をするために国も金を出そう、こういうふうなことをいたしておりますが、それらでもまじく労使——労使といひますが、労使の保険料だけではもう済まない、だからそれには国がでるだけめんどうを見ていくという方向の一つのあらわれだと私は考えておるわけでございます。

労使折半の原則をどうするかというこは私はいますぐというわけにはいかぬと思ひますが、将来の政治課題としては私は将来大きく浮かび上がった問題ではないだろうかというふうに、将来の問題として私は理解をいたしておるつもりでございます。

○大橋和孝君 いまの問題で、特に大臣が方向づけをしてもう場合に、先ほど大臣からだと申して申したように、やはり資本と国とで非常に大きくウェイトを持つと、幾らか被保険者のほうにも負担をさすというふうな形で、言うならば、こと大きなワケはそういう方向で打ち出してもらいう点から考えてみますと、ばちばちそういう新しい方向を示すべき時期じゃないかというこを含めて私は質疑をさせていただいておりますので、その点は大臣、十分御答弁の中にもありましたか、含んでおいていただきたい、こういうふうにお

それから今度は公費負担と医療機関との関係をとつてみましても、いろいろなことがあると思ひます。

先ほどの老人や乳幼児の医療費の無料化をめぐる地域の医師会の反発は確かに医療機関の側に書類の山となつてくるということを主張しておりますけれども、公費負担医療の泣きどころの一つとなつておるわけでありまして、患者側にもそれがはね返り、あるいは不満が高じてくるということにもなりかねないもので、結局根本的な対策が迫られておるように思ひわけでありまして、急激な受診増があると、現在の医師数とか医療従事者数ではお手あげの状態も地方自治体病院なりあるいは国立病院でもあるわけでありまして、看護婦の夜勤、病院、診療所の外来において、あるいはまた歯科診療所におきましても、医療の質的な低下をせざるを得ないようになってきておるわけですね。いづれにいたしましても三十六年の皆保険の二の舞だけは避けなければならぬ、こういう責任を厚生省は持つていただかなければならぬと思ひわけでありまして、そのため、少なくともこの公費負担医療はどの医療機関でも受けられるようにする。そして、差額の室料だとかあるいは付添看護婦料なんかは、これを自己負担をさせないようにする。こういうことが行なわれるためにはそれなら一体どういうふうにするか、こういうこをひとつ大臣のほうでもある程度しっかりしたものをつくつておいていただかないと、現場ではやっぱりこれが患者さんにはね返ることになるわけでありまして、こういう点をひとつ十分に考えていただきたい。これは医療の制度あるいはまたいろいろなところへ波及する問題ですから、そういう点はひとつお考えをいただきたいと思ひますが、どうですか。

○国務大臣(齋藤邦吉君) この老人医療無料化等に伴ひまして、一番医療機関が相当いろいろ事務の繁雑を来たすというふうなことがいわれておるまして、私どもはこの問題については、医療機関に手続上の煩瑣をできるだけ来さないようにと

いうことを前提として診療報酬の請求事務を簡素にするようにしたい、こういうふうに考えております。

それから、患者さん方に対しては、無料化によってあまりこれも迷惑のからぬようにということをお願いしたいと考えておりますが、これには御承知のように扶養義務者の所得制限というものがあつたわけでございますが、今度は六百万円というところに上げましたから、この問題の関連で患者さんの方には実はあまり影響、迷惑がかかるというところは少ないんじゃないかと思ひますが、医療機関の方には非常な事務的な繁雑を来たすといういろいろな意見がございます。これについては医師会ともいろいろ十分話し合ひをいたしまして、事務の簡素化という方面に努力をいたしてまいりたいと考えております。

ただ問題は、私もこれ、ほんとうに悩んでおるんですが、老人医療無料化ということになりますと受診率がふえる、これは当然なんです。そのために実は町場の薬局が非常に困つてゐるんです。これまで持ち込まれておりました、実はこれどうしたらいのか。将来、私も医療・薬分業という方向も考えなくちゃならぬ問題なんです。この問題が実は副次的に出ておりました、いまやんと攻めたてられておるわけなんです。老人医療無料化のために薬局から薬を買つてくれないといふんです。みんな病院にばかり行つてしまふ。それでこういう実は副次的な問題がいま出てきておるわけでございまして、これもまたなかなかむずかしい問題ではないかと考えております。

それから、そういうふうな無料化に伴ひまして、これは冒頭にいろいろお尋ねいただきましたように、医療機関の整備をやつぱりひとつ考えていかなければならぬ、今後こういう無料化に伴つて医療機関の体系的整備、これをどうやっていくか、そういう方面が相当力をいたさなければならぬ問題になるのではないかと、こんなふうにも考

えております。

○大橋和孝君 いろいろいまの問題の中でも、医療機関の整備もありまして、あるいはまた従業員である看護婦をどうするかというような問題、たくさんあるわけなんです。非常にこのごろ厚生省のとつておられる、国立関係だけの夜勤手当を上げられておられるという話も非常に増えてまゐる。大変な措置でありまして、そういうような問題、いろいろまだこの中でやりたいと思つておりましたが、各局長さんにもおいて願つておるんですが、時間がもう五分しかありませんし、こういう問題はまた後に譲ることにして、もう一点だけ伺つて、もう時間があるまいので終わりたいと思ひます。

それは、今度は一べん患者側から公費負担を見てみたらどうなるものがあるか。現行の公費負担医療の各種制度が患者、家族の理解を非常に困難としている点はさきに指摘したところでありまして、とりわけ適用範囲と資格の制限が問題ですが、大臣は資格制限は上げてゐるからいいとおっしゃつておられますけれども、実はそうではなくて、患者さんあたりの考へてゐるのは、一体所得制限については所得制限の根拠をどこに置いておられるのか、こういうようなことなんか非常に理解に苦しんでいる点ではなからうかと思ひます。たとえば例をあげて申しますならば、母子保健法に基づく乳幼児の精密検診では三歳児以下、三歳児以外は所得税九万二千四百円以下、こういうふうになつておられます。養育医療でも所得税が九万二千四百円以下、こういうふうになつてゐるわけですね。これに對しましてある所得以上だと医療費は重い負担にならないといふデータが一体それならば、それ以上にあるかどうか。これもまた一つの問題であるように思ひます。それとも予算上の限界があつてそうしなければならぬのか。ということは、患者さんに對してはまだ説明がされておられませんし、われわれはこういう制限は撤廃してもらいたいと思つておりますが、そういうところで患者さんの了解を

得られぬおそれがあると思ふ。

また、所得額に應じた自己負担額の算定基準が設けられておりますけれども、申請者、つまり患者さんは医師をたずねた際に自分の所得証明を必ず持参しなければならず、その手数のわずらわしさは公費負担医療を遠のかせてしまふような点もないことはない。患者もまた書類の持ち込みを余儀なくされるので非常にめんどろである。医療機関も幾ら専門とはいへないが、次々と新しい制度ができてまいりますから、他法との関係もむづかしくて、申請事務がたいへんだ、こういうふうな問題も出てきておるわけです。

それから医療費の支払い制をとつておる公費負担もありまして、これを受ける患者さんの多くは借金でもしないと窓口現金払いができない人たちがあつますから、このために事実上は公費負担を制限するような措置となつておる場合もあるわけでありまして。

また、精神障害者や慢性疾患で一部に見られる文書料負担も小額ながら患者の負担になつておるものもあるわけですね。

あるいはまた、老人の白内障の援護なんかは所得制限が低過ぎるために、都市部のほうの現状では対象者はごく限られた数になつておるといふ不満も直接に聞いております。年齢制限六十五歳以上の撤廃も必要ではないかと思ひます。

こういうようなことを考へてみますと、やはり患者側から見た公費負担に對しても非常な問題があるように思ひます。こういう点を含みまして、この問題についてもある程度撤廃するものは撤廃する方向である程度整理をしてみたいと思ひます。ではないかといふふうに思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 確かに患者さんの側から見れば所得制限などが額によつてだいぶ違ひますね、皆さんいろいろお尋ねによつて。そこで、実は私もこの老人医療などについてもほとんどをいうと撤廃したいという気持ちがあつたんです。ところが、御承知のように、老人医療無料化とい

うことになりましたと、その本人のむすこが一千万もの所得のある人によつてやるのもどうかという意見も出まして、そこで月五十万円以上の所得のある人、年六百万という程度の方ならば大体千人に四人くらいになるわけですが、そういう方にはやっぱ無料化というものを及ぼすのはどうであらうかというふうないろいろな意見が出まして、それからそのほかの育成医療とか、そういうふうな問題につきましても、その制度のできたときのいろいろないきさつでもそれぞれ違つた制限を受けておるわけでございますから、患者さんの側から見れば、どうも何だか理解しにくい、わかりにくい、私はおっしゃるとおりだと思ひます。こういう問題は、私も撤廃すれば撤廃するでいいでしょうが、撤廃ができないにしても、何かもう少し一本化して、統一化してわかりやすくする、これはやはりおっしゃるとおりだと思ひます。将来とも私はそういう方向で努力していくべきであらう、こういうふうに考へておる次第でございます。

○大橋和孝君 一言だけ。こういうふうなことをいろいろ申し上げて、これをもっと詳しくお尋ねをして問題点を明らかにしたいと思ひまして用意したのでございますけれども、きょうは予定時間を半分に縮めて申し上げたので要領を得ておりません。けれども、これは一貫して大臣に私は考へてもらいたいというのは、いま国民の側でどういふことを考へておるかといへば、非常に福祉が低いといわれてゐるけれども、実態としてどれだけわれわれに返つてくるか、こういうことを問題にしていると思ひます。特に、今度は健康保険の問題も出てきましようし、年金の問題も出てゐるわけですから、ほんとうにやっぱ年金なら食えるだけの年金がほしいと、やっぱ医療に對しては病氣しても心配がないようにしたいといふのが、これはもう国民の率直な念願ですね。それに十分こたえたものにまだなつてないといふ不満が私はあると思ひます。一方にはいま申し上げたように、経済は非常に成長してドルの非常に大きな所

有国にもなっているし、あるいはまた物価もほとんど上がるような経済政策が進んでおると、一体こちらのほうで考えてみた場合にはどうされるのかというのが非常に私は国民の不満だと思ふんです。そういうことをいろいろなところからみると大臣にひびき合っていて、そして詰めてみたいと考えておるわけですが、そういう意味で、一つだけ、私はきょうは公費負担の医療のことだけをやってみてもこういうふうな非常にばらばらであると、こういうことから考えてみて、私はこれはどうかひとつ福祉を優先する政策をとると、初めの大臣のお気持ちをどうかひとつこのころでは何とか具体的にあらわして、どうそれをはっきりさせていくかということを重点的にやっていただかないと、私は非常に国民の受け取り方では福祉といいたがら、ほんとうに福祉なのかということにおちいってしまふ、こういうふうに思います。ですから私は、今度の厚生行政は大臣の所信がよほど明確にされるように、閣内においても大臣のおっしゃることが通るような形を十分にしない限り、私は総理大臣がうそをついたことになる。あるいはまた、いまの閣僚の方々、政府のすべてがうそをついたことになつちや困るわけですから、どうぞひとつそういう点は所信表明にからんで特別にお願いをして、私の質問を終わります。

○委員長(矢山有作君) 午後二時まで休憩いたします。

午後一時三十二分休憩

午後二時八分開会

○委員長(矢山有作君) ただいまから社会労働委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き社会保障制度等に関する調査を議題とし、心身障害児・者対策について調査を進めます。

本件につきましては本日は参考人の方々の御出席をお願いいたしております。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は本委員会の調査のため御多忙のところを御出席いただきましてまことにありがとうございます。つきましては心身障害児・者問題について忌憚のない御所見を拝聴したいと存じますので、よろしくお願いいたします。

まず、それぞれのお立場から各自三十分程度の御発言をお願い、そのあと委員からの質問に對しお答えをお願いいたしますと存じます。

○参考人(宮尾修君) 宮尾でございます。

本日はこのようにお話しできます機会をお与えくださいましてありがとうございます。委員長並びに委員の諸先生及びいろいろとお世話くださいました皆さまに厚くお礼申し上げます。

日ごろからお話ししたいことが重なっておりまして、あれも言いたい、これも言いたいというぐあいになりました。話の時間が長くなるかもしれませんが、その点最初にお断りをいただきたいと存じます。

最近、社会福祉ということがよく大きな問題となりまして、国や自治体の政策もこれに重点が置かれる方向に転換されるということが言われております。たとえば、この東京都におきましては、歩道と車道の段差をなくして、車いすでも町を楽に歩けるようにするとか、文化施設のような公の場所に身障者用エレベーターやスロープ、トイレの設置が計画されているということでございます。そうした設備のないために不便を感じていた人たちにしてみれば、これは一つの朗報でありましょう。同じ身障者といいたしまして喜ばしいニュースであります。その反面、私のような車いすを動かすこともできないほど障害の重い者たちは、このニュースからさき取り残された存在であることを申し上げなくてはなりません。私たちの中には、何十年も家に閉じこもったままの人や、天井をながめるだけの毎日を送らされている人も少なくありません。こうした人たちと比べま

すなら、車いすを動かして町へ出られる人たちはまだしも非常に恵まれていると言いうことができません。

私がこれからお話ししたいと思ふのは、そのように町へも出られず、日常の身の回りさえ自分では処理できない、そういう重度身障者の一人といたしまして、日ごろ感じた考えたりしていることなどでございます。

私は、この十一月がきつと四十歳になります。が、生まれてからまだ一度も歩いたことがございません。生まれると同時にかりました脳性麻痺が原因で、私の足は歩くことも立つこともできなくなつてしまつたのでございます。また、ごらんになっておわかりのように、私は手も自由ではありません。右手は全く使えませんし、左手もペンとしか持つことができず、電話のダイヤルを回すぐらゐのことはできません。すぐそばのたなから本一冊をおろすにしましても、一々母を呼ぶような状態でございます。一人ではトイレにも行けませんし、寝ることも起きることもできません。着がえや洗面や入浴とあわせて、これらはことごとく母の介護にたよつております。ですから、もちろん外へも出られず、こうして車いすにすわつた毎日を送つておられるわけでございますが、幸い私は友人が多いのですから、そういう友人たちと電話でおしゃべりをしたり、手紙のやりとりや、あるいはささやかな文集などの交換をしておりまして、そうしたことが生活の喜びになっております。昔からの友人、文学仲間の友人、七年前に同じ身障者の人たちと始めた「羊の声」という雑誌の友人と、その範囲はさまざまですが、私はこの人たちによつてどれほど救えられ、励まされ、またささえられてきたかわかりません。この中には健康な友人も少なくありませんが、数からいいますと、やはり身障者の友人が多数を占めております。特にいま申しました「羊の声」を始めましてからは、こうした大げいの身障者の人たちと親しくなりました。

この雑誌は私が住んでおります千葉県的身障者を中心に始めたものですが、始めました動機は、少しでもつながりを持ち合い、お互いに励まし合つていく必要があると思つたからでございます。いまでは事あるごとに意見をかわす友人もたくさんできまして、この原稿もこの人たちと電話などで話し合った結果をもとにつくつたものでございます。手足が不自由なために外に出られず、家の中に閉じこもつた生活を続けておりますと、どうしても社会から忘れられがちになり、友だちもできにくくなります。ですから、雑誌を通してお互いに知り合い、心の結びつきを持つことができたのなら、それだけでも一つの意味があるのではないかと思つたのでございます。最初は十人足らずのごく小さな集まりでございました。いまでも大きな集まりとは申せませんが、百人近くの身障者がこの雑誌を読んでおり、それぞれの生活の中で感じたこと、考えたこと、あるいは詩や俳句などの作品を発表しております。また、そうして書いたものがぎつかけになつて知り合いになり、友だちをつくつた人も少なくありません。

一例をあげますと、両手が使えないために足で字を書く望月さんという人がおりますが、この人は雑誌の仲間になつてから何人も友だちを持ちました。実に筆まめな人で、ほとんど手紙を書かない日はないとのことですが、びっしりと書き込まれたはがきなどをもらいますと、よくこれだけ足で書けると思わずにいられます。この人は未熟児で生まれたのが原因で、そういうからだになつたと言つておりますが、いまも申しましたように手が使えませんが、目の前にお茶が出ていまして飲むことができます。つまり、どんなにちそうを出されても、食べさせてくれる付き添いがなかつたら、この人にとってはからの食卓にすぎないということでございます。

話が横にそれましたが、このように手紙のやりとりが行なわれ、雑誌の上でも交わりが深くなりまして、今度は直接会つてみたい、席を並べて話したいという気持ちが起きてまいります。これは当然でございますが、しかし、これをかなえる

のは容易ではありません。ことに歩けない者の場合は、当人がいかに会いたいと思ひましても、相手の家なり集まりの席に連れ出してくれる人がいなかったらば、この希望は実現不可能でございす。そういうことから手紙や電話では親しくなっているのに、まだ顔を合わせたことがないという友人関係も身障者の間では珍しくありませう。ですから、お手元にお配りしました「羊の声」に写真入りで出ております一泊二日のついでにおきましても、参加したほとんどの人がお互いに初対面でもございました。このついでには、せめて一年に一度ぐらゐ出てこられる人だけでも集まつて、交流の一ときを持ちたいということでも開いたのでございす。すが、ありがたいことに多くの健康な人たちの応援を得まして、歩けない人の参加者も予想以上にございました。

沢路さんという女性もその一人ですが、この人は進行性筋萎縮症にかかつて手足の機能が失われたと言つております。その上不幸なことに御両親と早く死別されて、かなり長い間きょうだいでだけ暮らし生活しておられまゝです。現在は弟さん夫婦と生活しておられまゝ、非常にしっかりした人でありまして、私はこの人の家を一度訪問いたしました。茶の間のすみにいすを置いて、そこに腰かけておりました。外出のときは車いすを使ひますが、家ではそうして普通のいすを使つてゐるということでした。この人で特徴的なのは、腕が曲がつたまま固まつてしまつてゐることとでございす。私の腕も非常に變形してありまして、右手は口のあたり、左手は額のあたりまでしかあがらせませんが、この人は両手とも胸までしかあがらず、しかも前にも伸びないということでした。そのためテーブルや机が役に立たず、ひざの上に食器や紙を置いて食事したり字を書いたりしてゐるということとでございす。さらに身につつまされたのはトイレに行く話でございす。この人は一人で行くことができません。家の人に連れていってもらうわけですが、負担をかけるのに気がひけて、ついでがまんして行かないこと

がある。そのうちからだのはうが行かないことになつてしまつて、いまでは四日か五日に一度でも平氣になつたというのでございす。

トイレといへば、最初にお話ししたように、私も行くことができません。毎日母に運んでもらうのでございす。すが、考えてみると、よく運べるものと実際ふしぎな氣がいたしす。長い年月繰り返してきまして、お互いに息が合つてゐるというのでしようか、運び方、運ばれ方をいつの間にか会得したのだと思ひますが、六十四歳という年齢を思ひますと、母親だからできるのだとか言ひようがございせん。きたない話になりまして恐縮でございすが、私はまだ自分のおしりを自分でふいたことがなく、四十年間母にふかせてきまして。一日一回として、一年は三百六十五日ですから、その四十倍は一万四千六百回といふことになりす。一万四千六百回むすこのしりをふいてきた母親と、ふかせてきたむすこの関係とは、一体、何だろか。妙なものだと思ひすにいられせん。しかもまだ、あと何年続くかわりません。よくおかしななつて、福祉だの社会保障だのといふことが、自分と関係のない、全く無縁なことばにさへ見えてまいりす。

話をもとに戻しまして、沢路さんはホームヘルパーに来てもらつたことがあるということとでございす。掃除、洗たく、買ひもの、ずいぶん助かつたといふこととですが、トイレの用までは頼めなかつたといふこととですが、それに、週一回の二時間か三時間しか来てもらえないので、頼むことも限られてしまつておりました。この人は、福祉年金を受給してありますが、それだけでは足りないのか、お話ししたような不自由な手におかからず、わずかに動く指先を使つて内職をしておりました。私が訪ねましたときは、ライターの部品を詰める仕事をしていたとすが、以前は長い間刺しゅうの内職をしていたといふこととでございす。このように重い障害を背負つた上に、いろいろと苦勞してきた人であり

ますが、親睦のついでには、明るい声で歌を歌ひ、暗い影のようなものは全く見られせんてした。

暗さがいいといへば、今岡君という青年が、太陽そのもののような明るさを振りまいてゐたのを思ひ出します。昭和三十年代にポリオが大流行したことがございしましたが、この青年は、これに感染して、下半身麻痺になり、歩けなくなつたといふこととでございす。その上、全身的な變形と發育不良によつて、外見は決してノーマルではありませんが、心と頭はそれを補つて余るほどの優秀な青年でございす。義務教育は普通の小、中学校に通學、高校は通信教育で学んだと聞きまして、家庭の努力も並ならぬものがあつたと思ひますが、彼の身体的状態を考えますと、これは驚異に値すると申し上げても過言ではありませう。私は、最初、彼のような歩行不能者が普通の学校に通つたといふことが信じられませんでした。なぜなら、彼よりもはるかに軽い障害の子供で、最近では養護学校に入るのが常識のようになってゐるからでございす。彼と彼の家庭がなぜこの常識に反旗をひるがえしたのか、正確な理由はまだ詳しく聞いておりませんが、彼のこうした教育の歩みが示す意味は、よく考える必要がありそうに思ひます。

また、自分のことになりすが、私は、母からわずかに文字を教へてもらひました以外、全く教育を受けておりません。私が学齢になりましたころは、戦争中とでございす。健康な子供たちは、少國民と呼ばれて熱の入つた教育を受けておりましたが、障害児の教育というやうなことはほとんど人の考へてゐなかつた時代でございす。さらに、すべての物資が統制され、配給制度になつておりましたから、私のやうな未就学児童は、教科書を求めることもできませんでした。それで、小学校の教科書は一年から六年まで目を通した記憶がありますが、これらの教科書は残らず近所の子供たちから譲つてもらつた、使ひ古しでございす。私は、この使ひ古しの教科

科書によつて文字を學び、書くことを覚えましたが、きょう、このやうにつたないながらお話できますもの、そのときさうして書くことと読むことを知つたからでございすが、しかし、私が受けた教育といへるものは、ただこれだけであり、普通の意味におきまます教育の機会はついに与えられませんでした。

私のからだの中で普通の人と同じレベルの能力を発揮できるところといへば、ただ一つ、頭脳しかございせん。そのただ一つ残された健全な能力を生かすことによりまして、何とか生きる道を見つけたといふのが私の希望でありました。しかし、現実には、教育を受けなかつたことが致命傷になり、そのやうな道を見つけない知識や教養を身につけることができませんでした。これはもちろん、私自身の努力が足りなかつたからでございす。一冊の古い英語の辭書をもつたことがきつかけになつて、外国語の修得に独力で打ち込み、現在、英語、ドイツ語、フランス語、スペイン語、ロシア語、イタリア語、中国語とマスターし、現在、翻訳家として活躍してゐるやうな人もおられます。この人は二市さんといひまして、ただいま傍聴席に見えておられますが、教育を受けなかつた身障者の大部分が私のやうな状態に置かれてゐる中で、その悪条件を乗り越え、みづからの道を切り開いた彼の努力は、血のにじむ以上のものがあつたに違ひありません。

いづれにいたしましても、何年か前までの日本の社会では、からだの悪い子供が学校に入れないのはあたりまゝだつたわけとでございす。最近では、生涯教育といふことばまであらわれまして、こうした昔と比べますと、身障者の教育環境も改善されてゐると思ひますが、私たちとしましては、それだけに残り残された感じを持つております。この問題につきましましては、「羊の声」ともにお配りしました小冊子「脳性マヒの本」の中でも触れてありますので、お読みいただければ幸いです。この「脳性マヒの本」を書きましたのは花田さんといひ私の友人でございす。先ほ

ど御紹介した二日市さんと一緒に傍聴席に見えておられますが、私の最も尊敬している友人の一人でございます。手足の不自由に加えて言語障害まであるにもかかわらず、「しのめ」という身障者の同人雑誌を二十五年間続けておられます。俳人として全国的に知られた人でもあります。この花田さんの作品に、「不具よりも無収が苛責ちる虫」という句がございます。これは作者自身の解説によりますと、からだの不自由もつらいけれど、それ以上につらいのが収入が得られないことである。からだの不自由にはなれるとしても、収入のない悲しさはことごとく身をせめつけてくる。そんな身の上にコロギの鳴く声は一そう切なく聞こえるというのでございます。私たちは、この俳句にありますように、自分で収入を得ることができません。生活にかかる費用は、すべて、家族の負担になっているわけでございます。ですから、身障者がかかえた家族は、好むと好まざるにかかわらず、果てしなく働き、果てしなく身障者を養っていかなければなりません。私の父は七十歳になります。普通ですと、働くことをやめてもふしぎではない年齢ですが、私がこういうからだをしていいますために、自分の生活を自分でささねばならぬ上に、私のことまで養わなくてはなりません。幾ら親とはいっても、年長いた父や母が働くのを見ていると、幾つになっても収入がなく、ただ扶養されているだけの自分が情けなくなつてまいります。まして、兄弟などに養われている身障者は、絶えず気がねを感じていなければならず、本の一冊も買いたいと思っても、そうした希望を言い出すこともできないであります。先ほどお話ししました親睦のつどいにおきまして、これらの現実が話題にされ、自分で自由に使えるお金がほしいという希望を述べた人が何人もおりました。私は現在、福祉年金の支給を受けております。たばこ代や郵便代に使っておりますが、電話料までにはなかなか回りません。また、本日はここに参りますのにお迎えの車をいただいたわけでございますが、もしタクシーを利

用したといたしますと、一回の往復で一月分の福祉年金が消えてしまいます。勢い、集まりなどがございしても出ていくことを控えるようになりまして、ときには、なまの音楽や絵画に接したいと思ひましても、すべてあきらめなくてはなりません。なまの音楽を聞かなくともテレビがあるではないかと言われればそれまでの話でございますが、いかに重度な身障者といえども同じ人間であります。春になれば桜が見たいと思ひますし、夏になれば海へ行きたいと思ひます。さらに経済的保障さえ与えられるなら、養われる身分を離れて独立したい、自分が主人公になる家庭を持ちたいと思つていられるのでございます。私たちの仲間が書きました詩の一節に、「ゼイタクをいっているのはありません。なんの気がねもなく生きたいだけなのです。」ということばがございましたが、このことばは私たちの気持ちそのまゝあらわしたものと見えましよう。現実はいさし、こうした私たちの願いとは全かけ離れておりまして、五千円の福祉年金ですら自分の自由にできない人が少なくありません。

最近もこういう例を聞きました。親がなくなりまして、きょうだいに扶養されている人の話でございますが、郵便局からもらつてきます年金を本人に渡さず、全部きょうだいのほうで押えてしまふというのでございます。この人は寝たきり同然の状態に置かれていますが、生活の楽しみといえ、まぐらもとに置いたラジオを聞くことしかありません。クイズ番組をよく聞いているというところでした。クイズを聞けば回答のはがきを出したくなります。ところがこの人はせつかくの年金も手にできませんので、はがき一枚買えずにいるのでございます。養つていられるきょうだいに言わせますと、おまえのためにかかる費用は五千円では済まない、食べさせてもらえただけでもありがたきと思ひなさいというところのようでございますが、これではあまりにみじめではないでしょうか。このような場合、年金とは別に扶養手当といったようなものがありましたら少しは違うのではないかと思われます。つまり扶養手当を受けることによりまして、現在は年金を渡してくれないきょうだいも、おそろくそれを本人に渡すと思われるからでございます。

福祉年金の問題につきましては、最近のインフレ傾向と関連しまして、千円や二千円の金額の引き上げでは実質的アップにならないという意見も出ております。先ほど御紹介しました沢路さんの意見でございますが、沢路さんの小づかい帳によりまして、これは昨年の四割も物価が上昇しており、二年前に比べると倍になっているものが少なくないとのことでございました。ほとんど身動きのできない人ですからいろいろと他人の手を借りる場合があるわけですが、そうした場合のお礼の品物を買うだけでも、こんなに物価が上がつてくると五千円ではとても足りない、買ひものを頼むたびに驚いているとこぼしておりました。二年前の年金額は月三千円ほどでございました。物価が倍に上がったといたしますと、月額五千円の現在は二年前よりもかえつて金額が低くなつていくことになっていきます。身障者の生活は一向によくなつていないと言わなければなりません。このほか身障者の老後の保障といたしまして、軽費老人ホームに入れる程度に金額にしてほしいという意見も出ておりますが、このようにさまざまな希望や問題が山積みであることを見ましても、重度身障者を取り巻く現実のきびしさがおわかりいただけるものと思ひます。お手元の「脳性マヒの本」にはこれらの点につきましても、花田さんが詳しく書いておりますので、御参考にしていただきたく存じます。

次に、私たちの間で最近問題になっているものの一つに電話料金のことがございますので、この問題について少し述べさせていただきますと思ひます。伝達手段としての電話が現代の日常生活に欠くことのできないものになっていることは御承知のとおりでございますが、わけても私たちのような外出の困難な身障者にとりましては、郵便と並んでただ一つの交流の手段であると言えましよう。自由に歩くことのできる人たちは、好きなときに好きなところで友人と会うことができますが、私たちの場合はそれがありません。

す人や、花田さんのように、一度ではことばの内容がわかりませんために三度も四度も聞き返しまして、ようやく通じるという人もあります。

さらに、言語障害はない私のような場合でも、からだの移動に時間がかかりますので、電話がかかってきました際にすぐ電話口に出るということができず、時分制が実施されますと思われ迷惑を相手にかけることになりかねません。

いづれにいたしましても、時分制のもとにおきまして私たち重度身障者は、普通の人より高い料金を払いながら普通の人より少ししか話ができないう状態に置かれるのでございます。

三年前のことでございますが、私たちのグループが出席しております同人雑誌の郵送料金を郵政省の御好意によって三種扱いが受けられることになりました。大きく軽減させていただいたことがございました。この軽減によりまして、私たちの雑誌は廃刊の危機を救われただけでなく、物価高の現在も発行を続けることができておりますが、いま申し上げました電話料金につきましても、この際電電公社の御配慮によって何らかの措置をいただけますならば非常にありがたいと思うものでございます。

話が前後いたしますが、最初に申し上げましたように、私たちの会がいたしました親睦のつどいは、ふだん会いたくても会えなかった友人と会って楽しい時間を過ごすことができたといつてみんなに喜んでもらうことができました。けれども、それが楽しければ楽しかったほど、さまざまな事情から出てくることのできなかった人たちが、不幸にしてなくなった人などのことが私はしきりに思われてならなかったでございます。

出てくることのできなかった人たちの中には、会場が遠いために来られなかった人もおりますが、外出の手段がなかったために出席できなかった人も少なくございません。歩行の困難な私たちは、駅や停留所まで行かなければならない電車やバスはほとんど利用することができません。したがって、外出には好むと好まざるにかかわ

らずタクシーにたよらざるを得ないわけでございますが、昨年タクシー料金が値上げになりました結果、この唯一の外出手段さえも奪われつつあるものでございます。

御承知のように、身障者には現在国鉄や都バスなど公共交通機関の割引乗車が認められておりますが、これをさらに進めていただましてタクシー料金につきましても特別の対策を講じていただきますなら、私たちにとりましてこれ以上の朗報はございません。

このような対策が実現いたしましたならば、さらに多くの身障者たちがグループに加わり、つどいや会合に出るようになると存じます。出席したいのは山々だが、タクシーが高いので出席できないという手紙などを受けて胸が痛むのを覚えることもなくなるのでありましょう。私は、いまの雑誌を始めましてから約七年になりますが、この七年の間には、いま申しましたように胸が痛むことが何回かございました。中でも、忘れることができないのは、二十八年間も寝たきりの生活を続けましたはてに、手おくれからなる病いもおおせすになくなった人のことでございます。この人は農家の長男でございましたが、子供のころに発病した関節炎が悪化いたしました。十九歳のときに歩くことができなくなりまして、それから四十七歳でなくなるまで病室としてつくられた小さな部屋に寝たまま文字どおり天井を仰ぐだけの年月を過ごしたわけでございますが、そういう極度の悪条件に置かれながら、この人は書くことに生きがいを見出し、童謡や俳句の創作に打ち込んでおりました。また、身障者の生活をよくしていくには、自分たちの現実を社会に訴えなくてはならないと申しまして、医療や住宅の問題などを取り上げ、毎号のように雑誌に書いておりました。その一つにこういう文章がございます。三月に一度でもよい、医者、看護婦、ケースワーカーの三人をチームにした巡回診療班をつくり、在宅身障者の訪問健康診断をしてもらえないだろうか、そこで適切な健康管理を指導するとともに、万一大な

病気が発見された場合は直ちに指定の病院に入院できるシステムが確立されたならいままのようにならないと感じないでも済むに違いない。ここに書かれております希望は単にこの人だけのものではなく、身障者全体の願いであることは言うまでもございませぬ。しかし、この人の場合、医療についての訴えには特に切実なものがあつたのでございませぬ。それといましますのも、家族の世話になることによりまして絶えず気がねをしられる立場に置かれていたこの人は、病気になるまでにお医者様が呼ばないという不安を感じていたのでございませぬ。おそらく経済的な負担をかけるというおそれからこのような不安も生じたのでありましょうが、悲しいことにこれが現実のものになったのでございませぬ。彼の命を奪いました病気が特別でございませぬ。彼のような病気ではなく、早く治療を受けたさえないとしたならならずに済んだのではなかつたかと思われませぬ。治療を受けることに伴う費用の全額をふだんから気がねを感じている家族にたよらなければならぬ立場の弱さが、手おくれになるまでがまんするという形でこの人を死へ追い込んだと申し上げても過言ではございませぬ。その意味におきまして、最前御紹介いたしました文章はまことに痛切な響きを帯びていると存じます。この人のことにつきましましては、決して恵まれた環境にあつたとは言えないにもかかわらず、施設に入居する考えは全く持っていなかったこともお話しておきたい問題の一つでございます。童謡や俳句づくりに打ち込み、書くことを生きがいにしていたこの人は、集団生活の施設ではそれができなくなるに違いない、それでは生きがいがないとなつてしまふと思つたのでありましょう。私はまだ実際に施設の生活を経験したことがございませぬので、この点に關しましてここで結論を下すつもりはありませんが、この人に限らず、施設に入るのを喜ばない身障者は少なくございませぬ。規則に縛られる、プライバシーが保障されない、社会からはじき出された感じがする、人間らしい生活がない、このように理由は種々ござい

ますが、私たちの間で施設の評判は思ひのほかによくございませぬ。むしろ身障者向きにつくられた住宅とホームヘルパー、給食サービス、その他各種のサービスの組み合わせを促進させることによりまして、普通の人と同じ社会生活を営みたいという考えがきわめて強くなつてきております。私たちのグループにおきまして以前行ないましたアンケートでも、親が死ねば施設に入るが、生きていたうちは家庭にいたいと答えた人が大半でございませぬ。家庭のほうから自由がある、自分のやりたいことが好きにできると思つてゐるのでございませぬ。もちろんこの家庭は親があつたのでございませぬ。親が死んでいなくなつたことを考えますと、そこから先は何もございませぬ。その意味で施設の必要性は確かにあると思われませぬが、同時に私たちの最も願つておりますことは、普通の社会において自分の家庭を持ち、そこで暮らしていくことであるといふこともはつきり申し上げておきたいと存じます。

最後になりましたが、かねてから私たちの間で問題になつておりますことに、選挙の際の投票の問題がございませぬ。これにつきましましてお話ししたいと思ひます。

すでにおわかりいただいたと存じますが、私たちのグループはお互いの交流と生活の向上を願ひます立場から、会員の文章や作品を掲載しました雑誌や会報を出しております。私が編集しております「羊の声」もその一つでございますが、ほか「しのめ会」、「リウマチ友の会」、「青い芝の会」、「ともしび会」、「アマリスの会」など、私の知る範囲でも三十数団体の会がございませぬ。そして申し上げるまでもないことでありますが、このいづれの団体も決して思想的な傾向を持って集まつてゐるものではないと存じます。したがって、投票の問題につきましても、体が不自由なために投票所へ行くことができません、選挙のたにに棄権しなければならぬ状態を純粋な立場から取り上げているのでございませぬ。

これは私個人のことになりますが、私はこし

で選挙権を得ましてから二十年になります。ところが、この二十年の間に私はわずかに二回しかその選挙権を実際に行使したことがございません。それ以外の選挙はことごとく棄権の連続でございます。同じ棄権にいたしても、故意になされる棄権と違ひまして、気持ちには投票したいわけでございますから、これほど腹立たしいことはありません。ふだんは忘れております自分の身体障害をいやというほど思い知らされるのもこの投票日でございます。私の場合、投票所まで行きますには、まず車いすに乗せてもらひ、さらにその車いすを押してもらわなければなりませんが、これは容易なことではございません。自治省のお話によりますと、家族の協力によって投票所へ来るようにということですが、年老いた親しかいないような家庭ではそうした協力を望むことは不可能と言えましょう。その上投票所に当てられた場所に階段などがございまして、たとえ付き添ひがおりまして一人や二人では上げることができません。このような意味におきまして、現在の投票制度は私たちがからいたしますと、たいへん冷たいものがあるのではありません。さらに、投票の秘密という点につきましても、現行制度が最善であるとは言えない面もあるように思われます。これは昨年十二月の総選挙の際にあつた例でございますが、車いすを押してくれるという親切な人が出てきたので頼んだところ、投票用紙に候補者の氏名を書くときになつてもその親切な人がそばから離れずに困つたという話を耳にいたしました。親切と投票とは別であるといへばそれまでの話でございますが、なかなか理屈どおりにいかないのが現実でありますことはいささか申し上げるまでもないであります。

以上お話ししてまいりましたことから考えまして、身障者を対象とした在宅投票制度が実施されましたなら、たいへん便利でありますばかりでなく、基本的権利の行使という満足感も得られると思うのでございます。つきましては、こういう機会を与えられましたことを契機にいたしまして、

私たちの希望の一つを御理解いただきたく思い、在宅投票制度の復活を求める請願を持参してまいりました。請願には先生方の御紹介が必要と伺つておりますので、後ほどお手をおかしたいただけすなら幸いに存じます。

御清聴ありがとうございます。(拍手)
○委員長(矢山有作君) ありがとうございます。次に、金沢参考人にお願ひいたします。

○参考人(金沢英児君) 本日ここにお招きいただきまして、私たちの問題について意見を述べる機会を与えてくださいましたことを感謝いたします。

一口に身障者問題といひましても、私たち脳性麻痺者の問題は特にむずかしいと思ひます。本日は、おもに脳性麻痺者の職業問題について意見を述べさせていただきます。お聞きになっておりますように私はうなつてゐる時間もございまして、脳性麻痺についての説明は省略いたしますが、職業の面から見て、脳性麻痺は単に手とか足あるいは目や耳が悪いというのでなしに、その障害はおおむね全身的であります。その障害の程度も重度である場合が少なくありません。それに脳性麻痺者の多くの者は多かれ少なかれ手が不自由であります。その手が不自由であるということは仕事につく上で致命的なことだと思ひます。そういうようなわけで脳性麻痺者で一般の形で職業につける可能性のある者あるいは現に職業についている者は少ししかありません。そして、その人たちのしている仕事は単純なものが多く、また私自身の経験からいってその仕事をやっているうちにある程度まではできるようになります。といつても普通の人の一週間でできるようになることでも二週間も三週間もあるいは一月もかかってしまうのです。そして、できるようになるといふてもどうしても普通の人の人よりも能率が落ちてしまいます。

私は、クリーニング工場でもローラーという機械から出てくるシースなどをたたむ仕事をして

おりますが、もともと蒸気を使うので夏には三十五度から四十度にもなる暑い職場ですが、初めはそれこそ汗びっしょりになってシースをたたむことに奮闘いたしました。それから三年近くになり、いまでは何とかたためるようになりましたが、それでもまたみ切れずにたまってしまふことが往々にしてございます。そういう能率のあがらないところは、私としては、仕事のやり方を考えるとか、最後のまとめや整理をするなど、ない頭ながらもそれを使うことによつて補うようにしておりますが、ともかくわれわれは一生懸命働いてもなかなか生産があがらず、したがって賃金も少なく、脳性麻痺者の大部分は普通の人の平均以下の賃金だといわれております。私の場合、この春、小学校に入った娘が一人おりますが、家賃も払わねばならず、夫婦で働いてやつと生活です。ついでながら、家内も同じ脳性麻痺者で、洋裁ができませんので、同じ工場で修理の仕事をしております。

ところで、脳性麻痺者のついでに仕事はさまざまありますが、脳性麻痺者全体から見ると適合する職種はないのではないかと思われます。しかし、いまだ述べてききましたようなことから、脳性麻痺者の就職先としては、直接利益を追求しない官公庁か、あるいはその作業が細分化されていて脳性麻痺者にもできるような仕事があり、そして資金もたくさんある大企業が望ましいと思われまふ。それも、一人、二人では周囲の圧力に負けて定着しにくいということも考えられます。で、何人かの者がそこで働けるようになることが望ましいと思ひます。そして、大企業ならば国からの援助を受けて職業訓練の施設を設け、そこである程度訓練してから現場につかせるということも考えられるのではないかと思います。

しかし、今日大きな会社は自分のところの障害者以外には雇わないこととであり、脳性麻痺者の場合は、ほかの身体障害者に比べても著しく小さな事業所で働いており、またそういう小さな事業所にしか就職できないというのが現実であります。

す。小さな事業所がいけないというわけではあります。一般に小さなところはいろいろな仕事をしなければならず、また労働条件も待遇も悪くて、本来脳性麻痺者には不向きなところではないかと思ひます。ところで、大きなところであれば、小きなところとあれ、一般の事業所では能力に応じてしか給料は支払われませんが、われわれの場合、生活に必要な分との差額を国で補償してくれるような制度がぜひほしいと思ひます。そういうことによつて、働く張り合いもより一そう高まるのではないかと思います。そういう点からしばらく前にたしか民社党さんからも提案されました負の所得税の制度、つまり免税点以下の所得の者には、その所得と免税点との差に応じて国から逆に給付を受けるという制度も大いに検討されてほしいと思ひます。

それから一定の基準による重度の身障者を、一定の比率以上に雇用している事業所には補助金を出すなり、長期でしかも低利の資金を貸すなりの国の援助がほしいと思ひます。私のいる会社は従業員が百人ぐらゐで、その半数以上が障害者であり、しかも、脳性麻痺者が多く働いております。が、私たちのところに限らず、身障者を多く雇用しているところでは、どうしても人件費の割合が大きくなります。ということは同じ仕事をするにも普通の人の一人よりやれるところを二人も三人もつけなければならぬからで、また障害者が多くいることによつて、特別な設備をしたりするのにお金がかかたりして、どうしても経営が苦しくなるし、たいへんなことです。ちなみに普通のクリーニング工場では人件費を四二%以下に押えなければならぬと言われておりますのに、私たちのところではそれが五五%もかかってしまふ。そういう点、今度労働省に身体障害者多数雇用促進資金というのが設けられ、身体障害者を五〇%以上雇用している事業所に資金の貸し付けがなされると聞いておりますが、たいへん喜ばしいことだと思ひます。現在、私たちの会社もその貸し付けを希望しておりますが、ぜひそれを

融資してもらいたいものだ」と仲間同士でも話しておられます。そして、そういう資金の予算がもつと大きくなれば身体障害者の雇用ももっと促進され、また、よりよい設備の中で働けると思います。また、先ほどわれわれが仕事を覚えるのに長い日数かかと申しましたが、そういう点からいっても、受け入れ準備金というようなものもほしいですし、また、寮や社宅なんかも国でつくってもらえたらと思います。特に私のような家族持ちには社宅がほしいと思います。それから資金とともに身体障害者を多く雇用しているところには

仕事を優先的に回してはしいと思います。と申しますのは、たとえば私のいる身体障害者が多く働いておりますクリーニング工場のような場合、少なくとも公立の病院などの寝具類はぜひ優先的に回してはしいと思います。それが現在公立のとこころのもでも一般の業者と一緒に入札しますので、われわれのようなところはどうしても不利になってしまします。ともかく働いて生活していくということとは、人間としても大きな喜びです。どうか、身体が不自由でもその働きによってしっかりと生活がささえていけるように、また一人でも多くの身障者に仕事を与えられ、そしてよりよい条件、設備の中で希望を持って働けるように、いろいろな面からの対策が切に望まれます。

ところで、職業問題ではないのですが、身体障害者福祉法によって脳性麻痺者を等級づけする場合に、その人の職業能力や生活能力を十分に考慮してほしいと思います。というのは、脳性麻痺者の場合、不自由ながら五体がそろっているせいか、実際の能力よりも軽く等級づけられている人が少なくありません。特に手とか足とかあるいは耳とか、からだの一部にだけ障害のある人に比べ、不公平な点があると思います。ちなみに私のいる会社でも、ろうの人、つまり耳が聞こえない人が二級であって私は五級です。耳の聞こえない人もそれなりに不自由はあると思いますが、仕事によつては普通の人並みに働けるのです。しかし脳性麻痺者の場合、五体がそろっていませんし、い

今まで述べてきましたように、なかなか人並みには働けません。また同じ脳性麻痺者の間でも等級づけの基準がまちまちであります。ともかく以上のようなことではその等級によって福祉の措置がなされる場合、いろいろと問題が生じてくるわけで、さきに言いましたように、脳性麻痺者の場合、その外見だけにとらわれず、その能力を十分に考慮し、またその等級づけの基準を統一してはほしいと思います。できることならば、脳性麻痺者については再認定をする必要があるのではないかと考えています。

以上、脳性麻痺者の職業問題を主として意見を述べてまいりましたが、人間を単に職業的な能力だけから見ることなく、そしてそのような能力がないからだめだというような見方をしないで、どのような人でも人間としてとうとばれ、特に職業的能力、生活能力の低い者には、きめのこまかい、あたたかな配慮をしてほしいと思います。そして、たとえ職業能力がなくても、他の能力や才能があるならば、それを十分に伸ばし、生活のほうは年金などでささえられて充実した人生を送れるような社会であつてほしいと思います。ともあれ、これからは身障者問題の中で、脳性麻痺を中核とした重度者のことが大きなウェートを占めてくると思われませんが、国としてもそれに真剣に取り組んでほしいと思います。

どうも御清聴ありがとうございました。(拍手)
○委員長(矢山有作君) ありがとうございます。

次に、石坂参考人にお願いたします。
○参考人(石坂直行君) 本日はお招きいただきましてありがとうございます。

私は、自分自身身体障害者ではございますが、外国の身体障害者の日常生活など、実情を調査研究することをやっておるものでございます。一昨年になります、いま、ごらんいただいております車いすに乗ったまま、ヨーロッパの十カ国を一人で旅行いたしました。自分の身体障害の目でもって、彼らの、向こうの身体障害者の日常生活をとら

てまいりました。その実情を中心にこれからお話ししたいと思います。そして最後に締めくくるといいたしまして、若干のまとめといえますが、提案の形で申し上げたいと思います。資料をいたしましては、お手元にございますすびらびらの「いずみ」といいましたか、あの一枚めくっていただいたところに、私の書いたものがちよつとございます。その前に、私の立場を申し上げさせていただきます。私は、御案内のとおり、現在銀行に勤務しております。五年ほど前に交通事故で車いすに乗るようになりました。通勤の途中、自分の車がまわっているところから、こつちからこつちを見のダンブが

まっぴりして、それ以来、こういうことになりました。現在もまだ自動車の運転は可能でございますので、自分で運転いたしまして銀行まで参りまして、銀行につきますと、車いすに乗りかえて一日仕事をしております。そういうわけでございますので、私は身体障害者でありながら、これまでも、現在もいわゆる非身障と申しますか、産業経済の社会の中にまあ足の一本は突っ込んでいるわけでございます。もちろんもう一本の足は身障者の世界に突っ込んでいるわけでございます。そういう立場でございますので、いまお二方のお話になりましたような、身体障害者の特殊な事情と、皆いうものもよく理解できます。それと同時に、皆さんのような産業経済界の方のお考えや、なさつ

ていることも理解できます。ところが、これは裏返して言いますと、まあたいへんお二方の前で申しわけないんですが、これまでの日本の身体障害者の生き方というものには、私個人として批判がございます。それと同時に、こうやって身体障害問題に御関心を寄せてくださるんですが、産業経済界の方のそういう問題に対する姿勢にも批判がございます。そういう立場でございまして、そういう目で私が見た話を、旅行の話をすると御了解いただきたいと思います。

旅行の動機は、いま申し上げましたように、車いすに乗るようになりまして、何もかもできなくなつて、どこにもいけなくなつたんですが、な

いへん困りました。いまお前が来たところまで来て、さいます。ところが、外国の人は、非常に明るく活発にやっていると、なぜだろうと、それをまあ知りたかったわけでございます。それで、何も外国まで行かなくても、たとえば私、東大のリハビリテーションセンターであるとか、国立の身障センター、都立のセンター、先生方ずいぶん存じ上げている方がおりますので、伺ったんですが、どうしてだかこまかいことは御存じないんですね。結局、身障者がなぜそれが可能かということでは、やっぱり身障者でなくちゃわからないことだし、というところがわかりましたものですから、自分で

ところが、行く決心はいたしましたけれども、日本航空だとか交通公社だとか、そういうところが全部切符を売ってくれないということが起こりまして、一時はもうだめかと思いました。結局、ある小さなグループに私自身、だますようにして、もうり込んで行つたのでございますが、その前に外国の身障者に、今度そちらに行くからあなたに会いたいと、日常生活を見せてくれという手紙を出しまして、返事をもつたりいたしました。出発までに私が自分で出した手紙が約百通をこえなと思ひます。このあとのこともあるので申し上げておきますが、私は銀行の外国部に二十年おりました。

して、外人相手に仕事をしておりましたので、外国語でもって外人とまあコミュニケーションをするといひますか、そういうことはたいへんなれておりまして、抵抗がなかったものでございますから、そういうこともまあ思ひついたといひますか、やつてきたということになります。

それから訪問先国は、北歐のデンマークから入りまして、スウェーデン、フィンランドと、それからずうっと下りまして、オランダから、イギリス、フランス、ドイツと大体おきまりのコースでございまして、南下しまして、スイス、イタリアあたりから、ギリシアを通して戻つてまいりました。その各地で、私と同じような、実際は私より

も軽い人ばかりでしませんでしたけれども、私と同じような身体障害者の人の家庭なり、住んでいるところにもぐり込んで、場合によっては、その人の家に一晩も二晩も三晩もとめてもらいまして、一緒にぞろぞろその人のあとをくっついて歩いて、トイレのしかたであるとか、顔の洗い方であるとか、着物の脱ぎ着であるとか、食事のしかたであるとか、そういったことを一緒にさせてもらいながら、ながめさせてもらったわけでございます。

感想を先に申し上げますと、どういうわけでございましょうか、私も日本の身体障害者に関する限り、回りがあるべき情報というものがまるでなかった。ということとは、これまでの皆さんが進めくさいました行政なり、そういう対策なりというもののなか、そういう意味の国際感覚というものは全然なかったように見受けられる。私自身は、まるでわれわれ身体障害者には明治維新はなかったんではないかと、まるで鎖国のままの状態のまま置かれたんではないかということ、ヨーロッパのあるところであつた。よくものの本には、日本の身体障害者は欧米に比べてその環境が百年おくれでいると書いてございす。現にそういう職業に従事しておられる専門家の方も、事もなげに百年とおっしゃいます。私は実際にそういう身体障害者の人たちが日常使っている道具のようなものを見るだけでも、なるほどこれは五十年ではなくて百年であるということがよくわかりました。短い旅行でございしたけれども、私はたいへん安楽に、たいへんエンジョイいたしました。あつという間に済んでしまつたんですが、ヨーロッパを立てて日本に戻りますときに、もうこのままヨーロッパのどっかに住みたいと、日本へ帰りたくないという気がいたしました。まあそういうことを言うとしかられるかも知れませんが、それが実際の感じでございます。こういうことは、まあこれは私の想像でございますが、いつかは外国からも事実として知られるんではないかと。私が行く先々で、彼らの実際の話を引き出すためにはまず私どもの実情を話さね

ばなりません。まるで私は日本の悪口をまず触れて歩くようなかっこうになりましたけれども、彼らはなかなかそれを理解してくれません。まさかそんなことがあるわけはないと、どうしても信じられませんでした。まあしほには信じてもらいましたけれども、日本が身体障害者についてこれほどひどい国であるというところは、まだおそろく外国の人は知らないと思います。ですから、こういうことはいづれ知られてくると思います。そのときには、いろんな国際会議であるとか、そういう場面において話題に取り上げられるようになるだろうと思います。

それから、感想の各論に入りますが、一つ感じましたことは、日本と外国とは、少なくとも現在の外国は身体障害者というものに対する考え方がまるで違ふということでございます。一つの例は、「身体障害者」ということばが外国には、なにと云つたほうが正確に近いと思ひます。あることばは何かと申しますと、「ハンディキャップ」と「パーソンズ」、「ザ・ハンディキャップド」、要するにからだの上でハンディキャップがある人という意味でございます。ところが、ハンディキャップがあるのはわれわれ身体障害者——お医者さんが診断して位づけをしてくださる身体障害者だけではないわけでございす。たいへん失礼でございますが皆さんにハンディキャップがおありで私にハンディキャップのないものがございます。それはめがねでございます。私は目だけは人並み以上によくて、昔ライフル射撃の選手をしておりましたから、いまでも鉄砲を持たせて相対するならばどなたでもおそれませんが、自分の撃つたライフルのたまが的確のどこに当たつたか見えます。でございますから、目が不自由になつたらさぞ不便であらうと思ひますが、皆さんはめがねというたいへんいい道具が安直に得られるおかげでもって、ちつとも不自由がたつておられない。これは私から見れば非常にふしぎなことでございますが、私の乗つております車いすは皆さんのめがねと同じでございます。皆さんがめがねという

ものをいまの時点からお使いにならないで、私がいすを使わないうで生活すれば、お互いにその不自由はイコールでございます。

ちよつと脱線いたしました。そういうわけで、日本における身体障害者というものは厚生省の統計によれば、詳しいことは存じませんが、百三十万とかなんとか書いてあるところでございす。これは全く事実無根で、うそでございます。しかし、厚生省の言つてゐることはうそでございます。よく読みますと、日本の身体障害者のうち、身体障害者福祉法で、福祉法の対象にしている者が百三十万人であると書いてございす。それはいへん正直で、正確でございます。これは人口の約一%に当たります。ところが外国では、こういう印刷物を見ますと、どこの国でも人口の少なくとも一〇%以上、たぶん一五%以上は「からだにハンディキャップのある人」であるというところを常識でございす。それが行政でも民衆レベルでも常識でございす。そのからだの不自由な人、ハンディキャップのある人の中には、そうでございす。ね、われわれいわれるところのプロパーな身体障害者のほかに、老齢によつてからだの不自由になつた恒久的な身体障害者、そういう方も含まれます。それから内科疾患による方も含まれます。それから、これはまたちよつと話が飛びますがけれども、行政レベルで、いわゆるサービスを提供する側からおつしやいます場合は、これは向こうの公文書にそういうふう書いてあります。これは向こうが、たとえば、旅行をする上でハンディキャップのある人はそのハンディキャップを消すように配慮しなければという人たちは一人で安楽な旅行ができないから云々というふうな表現をいたします。そういうことになつて、いまの一〇%、一五%という数字のほかにハンディキャップのある人がございす。

（写真掲示）

それは、ここにいまうば車の写真が出ておりますが、身体障害者の話をするのにはうば車の話から始めるのはまことに妙な話でございますが、こう

いううば車を押しておるかあさんは行動面においてハンディキャップがございす。ですから、こういう人が自由に一人で町の中を歩行して歩いて歩き回れるようになっていなければその人はハンディキャップのある人であるわけでございす。

次に、外国と日本とかなり違ふと思ひます。これは、日本では非常に例外的などうしようもない人であるから、しかし、哀れであるから、かわいそうだからせめて何とかしてやらねばいかぬではないかというようにお考えであるように私は感じます。しかし、外国では、何とかしてこの人を自立させることはできないか、自立ということは介助しなくて一人で行動をしたり生活したりすることでございます。ね、何とか自立させることはできないかというふうにお考え。自立した状態がインディペンデントでございす。人間は人間でな

ぜあるかと言ひますと、それはインディペンデントであるから人間であるわけでございす。介助されている人間は外国人の最もきつとところのインディペンデントな人間ではないかというふうにお考え。でございますから、その介助にかかわる自立させる方法といたしまして非常に道具というものが発達して普及してございす。身体障害者の自立に必要の道具は何でもございす。身体障害者の自立に必要の道具は何かと申しますと、ちよつと道具という一つの自動車でございす。ちよつと道具という話から自動車に飛ぶのは飛躍がございす。歩く自由を失つた身体障害者が再び歩いて走る道具が自動車でございます。ここにいま出ておりますのは、これはロンドンで見かけます。たぶん皆さんもごらんになったことがあると思ひますが、彼らはトライクと呼んでございす。三輪車でございす。三輪自動車でございます。これは歩行障害者のために英国で特にわざと設計された特殊な自動車でございます。非常に古くからございすので見かけはたいへんクラシックでございす。たいへん性能がよくて全然歩けない身体障害者がこれに乗りまして一人でもって自分の折り

たたんだ車いすを出し入れして積みおろして動き回ることが出来ます。電気自動車とガソリン自動車と両方ございます。色はライトブルーに塗られておりましていろいろな特権が認められております。

これも道具でございますが、これはデンマークの私と同じような立場の御婦人が家庭で乗っておられるものでございます。ごらんとおり、下にちょっと機械がついております。これは電動式の車いすと申します。この方はたいへん明るくて元気そうに見えますが赤ん坊のときから筋ジストロフィーの方でございまして手にも足にも全筋力がございせん。さっきのお話のように自分の力で車いすをこぐ力がないわけでございます。それで、この方はこういうふうな電動式の車いすを使いまして——この電動式と言いますのはここにありまして小さなスイッチ、操縦かんでございますね、これを前に倒すなれば前に進みます、うしろに倒すなればうしろに進みます、左に倒せば左に向きます、もう自由自在で、倒す角度によって早くなったりおそくなったりいたします。この人は一人で何の付き添いもなく自分の家に住んでおりまして、この方は未亡人だものですから一人で住んでおりますが、そうして一人で買ひものをして掃除をして近所に出かけていく。たいへん明るく暮らしております。私も行きましたとき、たいへん手の込んだディナーをつくってごちそうしてくださいました。

それから、道具のほかに身障者を一人で自立させるのにもう一つの方法がございまして。それは社会のほうの受け入れでございます。言うならば、その一つは町づくりでございます。町が身体障害者でも一人で歩けるようにつくられてあるならば、その人たちは介助を要せずに一人で動き回れる。町をそういうふうにつくろうではないか、これが彼らの考えでございます。その結果、まず公共建造物というものは重度の身体障害者が一人で自由に安楽に入出りできるように、その入った中でそのビルの中のファンクションを全部一人で動かせるようになっていなければならないという原則がございまして。

これは昔々つくられた足のない人が車いすで自分の自動車の運転席まで参りまして、そしてあの見えておりますブランコのような、あれは自動車の中から取り出したクレインでございまして、これで自分のからだをつり上げて、運転席に移してそして自分で運転していくと、他に介助する人は一人も要らないわけでございます。

これは言うまでもなくトイレでございますが、これが公園の公衆便所のトイレであると申し上げなければ、おそらく何かホテルかなんかのけつこなトイレというふうにごらんになると思いますが、ごらんとおり、トイレのボールが非常に高く、車いすのシートに合わせてございまして。車いすの乗り移りに楽でございましてね。それから、手すりがございます。ただし手すりはごらんとおり壁ぎわにございまして。よく日本で身障者用のトイレをつくると、手すりを前のほうに持つてきます。そうすると、われわれ車いすの者はそこからは先に近づけませんから使えないわけですね。中には十分スペースがございまして、車いすで自分の好む方向からボールに密着することが出来ます。これはごらんとおりバスですね、ミニバスでございまして。このうしろにごらんとおり簡便な電動式のエレベーターがついております。そして本人でもやれますが、ああいふうに女の人一人でもって安全確実に乗せたりおろしたりすることが出来ます。

これは地下鉄のエレベーターでございます。これはデンマークの郊外でございまして、ごらんとおり日本と同じように地下でなくて高架になっており部分でございまして、私がいまエレベーターからプラットホームに出たところでございまして。私が車いすに乗るようになりまして地下鉄というものをデンマークで初めて見ました。ごらんとおり、向こうでは車いすの人が自由自在に一人で町を歩いて地下鉄の駅に入つて、そして一人で地下鉄を使って通勤しているわけでございます。

す。

次ののは、これはオランダの市電でございますが、ちょっとわかりにくうございまして、入口のすぐそばの席に、これはほんとにまっ黄色で非常に目立つのですが、この席は身障者用の席であるということが書いてございまして。ですから、普通身障者でない方はすわらずにあげておくわけでございます。こういうものがちゃんとある段階、日本のようにない段階、これ北欧に参りますと、こういうものは、ないことはありませんけれどもほとんど目につきます。昔は大きかったんだらうと思ひますけれども、いまはさがさないとないくらい。しかし、子供も知つておりましてその席にはすわりません。ですからこういうように、バスであるとか市電であるとか地下鉄であるとか、そういうものは全部入口のわきに身障者用の席というものがリザーブされております。

これはさっきの公共建造物が身障者に入出入り可能だという話の一例でございまして、これは実はストックホルムの市役所の一部でございまして、私はアポイントメントでこへ行きまして、階段があるじゃありませんか。これは話が違つた、ちよつとむくれかけたところですが、ごらんとおり掲示がございまして。これは身障者に対する掲示でございまして。そのまん中にヒスト、こうスエーデン語で書いてございまして。これはエレベーターのことです。下に矢じるしがございまして。身障者の方はエレベーターがこの向こうにあるから矢じるしはうに行きなさいというわけですね。それで行きますと横の入口にちゃんと階段のない入口がございまして、その前にエレベーターが来ております。そういうふうな公共建造物、——さっきの公園の公衆便所もそうでございまして、公共的なもの、公衆の使うものは一つ残らず車いすの身体障害者が一人で使えるようになつていなければならない、そうならないものは公共的なものでもない、公衆のものでもないという常識がございまして。そういう環境の中におきまして、外国の身障者はどうしているかといふと、たと

えは私のように、身体障害者になりますとリハビリテーションを終えまして、すぐ再教育を受けさせられます。すぐに再教育を提供する場が、日本でいいますと成人学校のようなものがございまして。そうして、たとえば従来やっていた仕事が継続できなかったら、現在のあなたの残存能力からすればこういう仕事が可能であると、あなたはどれが向いてるかというふうなことで再教育を受けるわけでございます。そうしてそのコースを終えまして、ちゃんとつばな職業につくわけでございます。でございまして、さきから、職業は何らハンディキャップのない、落度のない、りっぱな職業を得られるわけですね。たとえば私がスウェーデンで三日間泊めてもらいました身障者アパートの住人の例を申し上げますと、この人は電報局の配達夫をやつておりました。自転車に乗つて電報配達。ところがポリオのために両足もだめになつて両腕だめになりました。わずかに残つたものは、頭と左の手がちよつと動くだけでございましてね。それでこの人は何をしたらかといふと、再教育を受けてコンピュータのプログラマーになりました。その結果おもしろいことが起こりました。この人は電報配達をやっていたころは、平均的給料の月給約十萬、向こうで十萬でございまして、日本では七、八萬ですか、であつたのですが、身障者になつたばかりに月給が倍増いたしました。三十萬近い給料を取るようになった。コンピュータというものは御存じない方もあろうと思ひますが、その方がやつておられるように、鉛筆と紙があればできる仕事なんです。コンピュータというものはものすごい機械ですが、それを動かすのは一種の手紙でございまして。その手紙は、普通の字で書いたものではコンピュータは読めることばでさらさらと書くわけですね。それをコンピュータに食べさせると、向こうが一生懸命仕事をしてくれる。そのさらさらと書く手紙、一種の外国語と考へていただければいいんですが、それがプログラムでございまして。ですから頭と、そ

の字を書く、鉛筆で字を書ける能力と紙があればできるわけでございます。事実身体障害者にはコンピュータの仕事はできないかしらというふうな、だれもがまず考えます。一番向いているからです。アメリカなんぞでは大学とコンピュータ会社とがタイアップしましてそういう教育を施します。卒業と同時に、その学生はそのコンピュータ会社の社員として、しかし自宅から一歩も出ずに、自宅で仕事をいたします。それによって本人はもちろん収入を得ますが、コンピュータ会社もたいへん利益を得ます。そういうふうな、私どもと比べて、彼らは個人的には最大限にしかあわせであるというのがよくわかります。さきのめがねの話でございますが、めがねをかけているから一生ふしあわせだと思いつける人もないでございましょう。車いすになったからといって毎日車いすをかこつ人もないわけでございます。実際に自分には人になれない有能な仕事をして、それにふさわしいりっぱな給料を得て、社会から大事にされて、尊敬されて、友達からも敬愛される、そういうことになれば個人的には最大限にしかあわせでございませう。その結果、若い人でございませうと何らかのハンディキャップのないきれいなお嬢さんから熱をあげられて、恋愛されて結婚しておるわけでございませう。そのお嬢さんはよりによって身体障害者を自分のパートナーとして選ぶわけでございませう。これが現在普通通の姿でございませう。そういうわけで、社会人としては、動き回りにしても何をやるにしても何もハンディがない、どこにでも自由に行ける、そういう保障はもうすでにできているわけですね。ですから、外国人の私がぼんと行きまして、どこにでも行きたいところに行くわけですね。タクシーやバスの人で乗れるわけですね。タクシーやバスの運転手は、自分の仕事の一部であると心得て、すぐに飛びおいて私を乗せて、私の車いすを積み込む仕事をいたします。目的地に着いたらさっと飛びおいて、車いすをおろしてきてセットして私

を乗せる、それが当然のサービスでございませう。さっきの、うば車のことを申し上げましたが、うば車、ごらんになったとおり、非常に大きくてりっぱですね。あのうば車に赤ん坊を乗せたおかしな感じが、市内のバスを使つて動き回るといふことはちつともおかしくない、あたりまえでございませう。そのように、身体障害者を自立させる手段として、最初に申し上げました道具、二番目に申し上げました社会的な受け入れ、町づくりであるとか、建築であるとか。しかしそれを補えないものもございませう。それは、それを補っているものは何かといふと、あたたかい町の人の気持ちでございませう。

私は、専門家でございませうので、どこの国よりもどこの国がどうであつたというようなことを言うことを非常にきらいですが、あえて申し上げれば、北欧のほうは、そういうものによる受け入れは非常に発達しておりますが、南欧のほうは、やや日本に近いといひますが、そういうことはあまりとんじやくしなくて、ということ、あまり必要がなくて、町の人がそれはそれは親切でございませう。でございませうから、道具が要らないといひます。でございませうから、これはローマのそばにありませう。パチカンのサンピエトロという名所でございませう。ものすごい何十段という階段がございませう。ここにございませうと、これは私の、現地の友人でございませうが、もうごらんのとおり、ぱつと回りの人がかけ寄つてきて、わっしょいわっしょいといひ持ち上げるわけですね。もうホテルの前に戻つてきて、このホテル、階段がある、弱つたなあと思ふ間もなく、そこらにいる人が、しめたとは言ひませんが、まるでそういうふうな感じられるように集まつてきて手を出そうとします。もういち早く手を出さないと、でございませうから、物による受け入れ体制のないところでも、身障者は何ら不自由なく、明るく、元気に動き回れるわけでございませう。

かりませんが、たとえば自動車のことを申し上げましたけれども、日本で身障者一般が行政から露骨な差別を受けていると感じている典型的な例は、身障者の自動車運転からの締め出しでございませう。私どもは、幾ら何といつても普通の免許証はもらえませう。どこかで、特殊な自動車で練習をして、警察の試験場で試験を受けると、そうすると三六〇Cであるというふうな、非常に限定された、特殊な免許をもらうわけでございませう。でございませうから、現在、免許人口二人に一人が免許証を持つておるといわれております今日、身障者で免許証を持つておる人は、千人に一人でございませう。

その点、たとえばスウェーデンなどでございませうと、もちろん自動車はただでございませう。身障者の自立に必要なものは何でもくれるわけですね。それから、自動車によって自立する人は、自動車をただでくれるわけでございませう。それから感心しましたのは、日本のタクシーのカー無線みたいなラジオがついておる。これは何するんだと聞きましたら、これは、ことづける用事が起こつたときこれで電話をするんだというんです。それで、ちよつと用事ができたから何分おくれるというのを、うらやましいと思ひましたのは、私どもは、途中で故障しても、何かあつても車から出て公衆電話まで行くとか、公衆電話のボックスの中に入つて電話をかけるというのではございませう。そういうことを考えると、もう車に乗つて出ること自体が非常に不安でございませう。そういう点で、たいへんうらやましいと思ひました。この話をイタリヤでいたしましたら笑われました。そんなものは要らないよと、とまればみんななわつとえびいんではないかと、とまればみんななわつとやってくるよと、そんなものは要らないと言われまして。このどちらも日本にはございませう。そういうふうな点、日本人はどういうわけでございませうか、私どもに對する非常に遠慮なさつておる気持ちがあると思ふ。これはなぜであらうかと、

私、考えましたけれども、結局、欧米の人は、一般の教育が違います。日本の身体障害者は、たとえば子供の障害児でありますと、障害児であるといふことだけでも普通通の学校には、もちろん入れませう。特殊学校、特殊学級、養護学校というふうなところに向けるわけでございませう。そこがまた、非常に入れもの小さくて、ごく軽い扱いの簡単な、一部の人がしか入れてくれないわけでございます。これは、欧米的な言い方を言いますと、昔の隔離教育でございませう。こういう方は、実は欧米でも昔は、もちろんあつたわけでございます。日本のこういう文明開化的なことはみんな欧米から来たわけでございませうから、昔はあつたわけでございませう。しかし、あれは誤りであつたわけでございませう。昔のあのやり方は非常に安直な方法であつたけれども、あれは欠陥が多過ぎてございませう。たといふことが強く反省されて、いまではやつておる。でございませうから、日本で身体障害者と皆さんが想像なさる程度の方は、つまり寝たきりでない人はみんな普通の学校に入れます。学校は、もちろん、建築的にはそういう人たちが受け入れられるようになっております。それから小学校や中学校の先生は、身体障害児の取り扱い方というのをちゃんと必須教育を受けておりますから、ちつとも驚きません。そうやって一緒に遊び、一緒に教育を受けるわけでございませうから、お互いに十分理解し合つておるわけでございます。いづれ、社会に出たら一緒に生活して、一緒に働いて、一緒に暮らすんだから、その理解と協力は絶対に必要だと、身障者と身障でない人が理解し合う場所は学校よりもいいところがあるか、ない。だから、学校を別にすることはすべての差別の始まりであつたというふうなことがいわれます。いまでは無差別教育と申しますね、インテグレート教育、そういうことになつておる。日本のような隔離教育は行なわれませう。職業面で、その後、差別や隔離をしないといふことは、すでに申し上げましたが、住居面でもたとえば身障者だけが生活するな

どということも考えただけでもぞつとすると、そういうところを望む身障者は、身障者の側にも一人もいないということが明らかになりまして、普通のコミュニティーと一緒に住んでもらいたい。それで、それが個人の住宅でございまして、便利に車いすでも何でもできるように改造すると、そういう方法はすでに示されております。そういう改造の費用は、全部、国と地方公共団体で負担いたしますから、本人は負担はございませぬ。それから日本ではよく福祉をやるうではないかという、それでは予算を倍にしてコローニをつくれ、コローニをつくつてくれということを実、言う人があります。そういう収容施設を一日も早くつくつて、どうかうちの子供を家庭から引き取つてもらいたいということをおかあさんはよく涙ながらに申されます。しかし、欧米ではこれよりも、これはもうこの世の地獄である、そういうものはつくりません。そして、できるだけ一般のコミュニティーの中で生活してもらいたいというふうに切りかえております。これが私の見ました限り、彼らの実際の姿でございします。

こういうことが行なわれまうといひますのは、本日この会のように、やはりディンジョン・メイキングの立場にある方が、身障者のなまの声というものを聞きながら、それを判断しておやりになった。そういう行政の姿勢があるからでございします。そして前にも申し上げましたように、向こうの身障者というものは、身障でない人以上に教育を受けさせられておりますし、非常に視野が広くて、よく勉強しておりますし、人格、識見どこから突いてもびくともしないりっぱな人でございしますから、そういう人の提案というものは非常に尊重してございまして、行政当局もそういう身障者福祉行政の中心にあるわけでございします。これは私めがねそう思っておりますが、身障者のために何かしてくださるうなどとおっしゃる方が身障者の方を御存じないということ

は、たいへんこつけないことでございします。日本には、自分は福祉の専門家であるとか、身障者を扱う職業の人であるとおっしゃる方がかなりおられますが、そういう方ですら、残念ながら、あまりわれわれのことは御存じではありませぬ。やっぱり身障者の問題は、身障者にとともに生きていく、それから一日も離れることのできない身体障害者をおいて、それにまさる専門家というものは一人もありません。身体障害者とは、この大学の教授にも、このリハビリテーションのベテランにも、欧米ではそういうふうな扱われております。日本のそういう身体障害者を扱う立場の方の無知なために、善意であるにしろ無知なために、非常にまずいことをたくさんやつてくださったというのが実情であるとは申し上げたいと思ひます。こういう旅行のことにつきましましては、若干コミンシャルをさせていただきますと、非常に赤裸々に出発の日から帰国の日まで、毎日日記をつけまして、それをそのままに本にいたしました。来月NHKから単行本として出版されますので、もし御関心のおありの方は、それを読んただけで、もうちょっと資料的にわかつていただけたらと思ひます。

それからいままで申し上げたことの繰返しにもなりますが、まどめる意味で、もう一回同じことを申し上げさせていただきますが、これは私個人といたしましての提案とさせていただきます。その一番は、考え方と目標の転換というございします。身体障害者というカテゴリーによる考え方、扱い方というものをやめていただいて、からだにハンディキャップのある人というふうにお考えいただきたいと思ひます。

転換というものの一つ一つの面を見ますと、従来のそういう福祉対策というものが、職業を与えろというふうなことで、まあ税金を使つてもいいというふうなことがあります。これは非常に古い

イギリスの救貧法的な思想だと思ひますけれども、そういう経済問題と解決すればいいんだという従来の日本人の考えが、今日どれだけ日本人というものを荒廃させているかというところは、皆さんのほうがよく御存じであらうと思ひます。でございしますから、そういう職業さえあれば、金さえあれば、経済面さえ支持してやればというふうなお考えはやめていただきたいと思ひます。それにかわる、そういうリハビリテーションといひますか、身障福祉の目標は、やはり人道的なものでなければならぬと思ひます。別のことで言えば、人権というところでございします。身障者も人間であるとは先ほども申したとおりです。おられますが、身障者も精一ぱい生きる権利があるんだという人権というものを考えたいだいたと思ひます。

それから二番目に、方法といたしまして隔離教育といひものは、一日も早く皆さんの御努力でやめたいだいた、廃止していただきたいと思ひます。現在隔離教育を受けさせられておるような身体障害者の方は、一人残らず普通の学校に収容が可能であると思ひます。でございしますから、そういう方は一人残らず普通の学校に無差別に受け入れて教育をしていただきたい、そしてあいた入れものに、ほんとうに例外的な寝たきりに近いような方を受け入れていただきたいと思ひます。

それから公共建造物の改造でございしますが、この議会から何からしてそうでございしますが、これは欧米的な常識からいいますと、まことにけしからぬこととございまして、およそ税金を使つて建てる建物、建てた建物、あるいは税金を補助金にもらつておるような団体などの建物、そういうものは、もう強制的に改造なさるべきでございします。

その方法といたしまして四番目に、公共建築基準といひものがなくちゃならぬと思ひます。さっきもちよつと申し上げましたけれども、私どもの回りにおられる専門家といひものは、実は御存じないことがたくさんございします。その一例は建築

家でございします。そういう身障者が自分の家を改造したいとか、あるいは身障者の訴えによつてある市長さんをもつともだつと、じゃ市役所、図書館をそういうふうな改造してあげますと約束なさる、そして、そういうことをりっぱな設計事務所や大工務店とオーダーなさる、承知しましたとでさう上がったものが、われわれには使えないものであるわけだ。これはなぜかと申しますと、そういう建築家や設計家は、そういう知識を全然お持ちでない。なぜかといひますと、大学の建築学科では、そういうことを教えないからでございします。十階建て、二十階建てのビルは建てられる方は一ぱいおられますが、身障者にぐあいのいい家を建てられる方は日本には一人もおられません。そして、そういう建築基準といひものを制定いたしましたので、当面はガイドラインでもつけようでございします。それはやがてはやはり強制力を持つべきだと思ひます。欧米のように、どういふ形の強制かといひますと、新築・改築のときに、そういう基準を満たしていなければ新築・改築を許可しないといひことでございします。ちよつと先日読んだ雑誌にございしますが、アメリカのミネソタ州などでは、一戸建の個人住宅以外のあらゆる建造物は、車いすの身障者が一人でも自由に出入りして云々といふふうになつていなければ、新築・改築を許可しないといひふうになつております。その基準といひものが、ここに私のほんの一部分持つてまいりましたけれども、これはアメリカのものでございします。これはカナダのものでございします。これがオーストラリアのものでございします。もうおおよそちよつとした文明国ではみんなこれとございします。そしてどういふ表題かと申しますと、「ハンディキャップのある人が出入りできるような建物を設計するには」と、こういうものが条文でできておるすばかりでなくて、通れる通路とはどう、車いすで利用できるトイレとは幅が何センチでどうなつていなければいかぬとか、ドアが外開きでなければならぬとか、そう

いうことが図をもって示されております。こういったものが日本にはございませんので、一日も早くこういったものをおつくりになって、そうして当面はガイドラインとしてでも、やがてはそういう強制力を持たせるべきであると思います。前に申し上げました税金でもつづられた公共建造物は、即刻強制的に改造せらるべきだと思います。

そうして、身障者に出入りできるようになったものには、どういうことになるかと申し上げますと、

こういうマークがございまして。これはアクセシブルと申します。アクセシといはますのは、出入りできるということでございます。アクセシショナルボル。これはたいへんけしからぬことでございますが、昔々国際会議で、日本の代表もちゃんと賛成だといって採択したものでございます。私が欧米から戻ってまいりましたまで、日本にこういうものがございまして。私は説明にたいへん困難を感じまして、一枚持っておりまして現物を

見本にしまして、百枚つくりまして、全国にばらまきました。いまではこれに近いものが、ですからあちこちに見られるようになっております。身体障害者専用というような文字を使いません、専用というものはございせんから、ですから、この参議院の玄関にこれが張ってあれば、この建物は車いすで一人だけいようぶだという意味でございせん。

それから次に六番目に、交通機関の改善というものがございます。公共交通機関というのは、先ほど申し上げました公共と名がつくのであれば、やはり身障者が使えるようになっていなければ公共ではありません。

ちょっと変にお思ひになる方があらうと思われましますので申し上げますが、おまえはさつきから車いすの人のことばかり言っておるではないか。マークも車いす、これも車いす、全部車いす、おまえは車いすの人のことしか言わないのか、外国の車いすの話だけしているのであらうと仰せられるかも知れませんが、そうじゃありません。身

体障害者には松葉づえの人も、つえの人もあるいは、つえも何もつかないんだけれども心臓病で階段が上れないとかいろいろございまして、からだの不自由な人には、しかし、車いすが通れるように道をあけておけば、それ以前の人は全部通れる。だから、その目標は車いすでございまして。だから、その目標を達成したという意味で車いすがシンボル、これは車いすの人のためのマークではあります。オール身体障害者のためのものではあります。

交通機関も、そういうふうに身体障害者が安心して自由に利用できるようになっていなければならぬと思ひます。たとえば、アメリカのテキサス州などでは法律がございまして、テキサス州内のかかる交通機関といえども、身体障害者の利用を事実において拒否した場合は、刑罰に処するといふことがございまして。そういうふうに行なわれております。

それから時間の関係で先へはしりますが、福祉のビジョンといふものを、ひとつ考える必要があるんじゃないか、福祉であるとかリハビリテーションといふことは非常にわかりにくい、ある意味においては非常に都合のいいく然としたことばでございまして。みんな自分に都合のいいように解釈しております。でございまして、ひとつ福祉のビジョンといふものを明確にする必要があらうと思ひます。

次に、八番目といたしまして、そういうことをそれではしかなかったがやろうかいなというところになりましたら、どうか従来のようないわゆる一握りの学識経験者に御相談になって相談した相談したとおっしゃらずに、実際の身体障害者を中心メンバーといまして、同じ高きのテーブルにつけて、そういう人たちの意見をお聞きになりながら、あるいは反論されながらデザインを描いていけるべきだと思ひます。身体障害者を中心メンバーとする総合研究チームの編成といふことなくしては何もかも役に立たないものができるおそれがございまして。それから、そういうものはたま

たまはやってきたから、こゝろで流行だからやろうかというふうな思ひつきではなくて、やはり長期のシステムをつくってやるべきだと思ひます。経済の方面でございまして、私もお願いしませぬのに所得倍増であるとか、まして軍事の何年計画とかどうとかこうとかといつて先生方は戦つておられますが、そういう方面には五年も六年も先の計画がございまして、身体障害者のことをおっしゃりながら長期計画がございせん。やはり長期計画をまずつくつて、それを一年一年消化していくといふようなことでなければ事はでき上らないと思ひます。

それから、最後になりますが、九番目に、身体障害者の人権の確立宣言といふことはどうでございましょうか。身体障害者にも実は人権はあるんだといふことを皆さん一回でいいからおっしゃっていただきたいと思ひます。身体障害者の人権の確立の宣言、それから、それに伴うのでございまして、身体障害者を自立させる、その援助のためにすべての公的なサービスを優先的に適用するといふことを一回おっしゃっていただいてはどうでございましょうか。いろんなその末端な行政面とか、学校とか、そういう面における現実の身障者とそれを受ける側とでトラブルがございまして、それをさばく哲学として身障者の自立にプラスするのであれば、優先的にそれをやってやるという原則を一回宣言していただければどうでございましょうか。たいへんやっかいなたいへん勇気の要ることでございますが、ほんとうにおやりになる気持ちでもしおありでしたら、うそでもないから一回おっしゃっていただきたいと思ひます。

宣言のサンプルでございまして、さつきテキサス州のことをちょっと申し上げましたけれども、テキサス州の民法にはこういうことが書いてございまして。読み上げます。「盲人及びその他の身体にハンディキャップのある人が日常生活上及び社会生活上で人の介助にかわる最大限の個人的自立を可能とさせ、よい環境で雇用され、州内のすべ

ての公的建造物を完全にエンジョイし利用できるようにすること、ハンディキャップのある人を励ますことは、テキサス州の根本方針である。」と書いてございまして。

最後に一言、ちょっと抽象的なことになりましたが、アメリカのケネディがあるところで演説した一くだりを読み上げさせていただきます。「われわれが、」「われわれ」というのはアメリカの政府でございまして。「われわれが、心身にハンディキャップのある人に関心を寄せるのは、単なる政治の指標のためではないし、国家の利益や人的資源の保護のためでもない。それはアメリカの未来を拓く鍵だからである。」どうか皆さん、どこかで一回こういうことを大きい声でおっしゃっていただきたいと思ひます。

私のお話を終わります。(拍手)

○委員長(矢山有作君) ありがとうございます。

それでは、本件につきまして、質疑のある方は順次御発言願ひます。

○大橋和孝君 たいだいまたいへん三参考人からいろいろなまなましいお話を承りまして、非常に感銘深く拝聴いたしました。少し参考人の方に、二点ちょっとお尋ねをさせていただきます。一、まず、初めに承りました宮尾さんのほうのお話を承っております、非常にわれわれ機会におる者にも考えなければならぬ点がたくさんございまして、拝聴させていただいたわけでございまして、学校にも行かれない状態、学校に対する問題とか、あるいはまた電話とか、教育の問題ですが、あるいは電話が唯一のあけになっていゝというお話も聞きました、非常に感銘深いわけでありまして、そのほか住宅とかあるいはまた在宅の投票の権利までもいろいろ伺ったわけでありまして、電話なんかでは大体どれくらいい、それがほとんどの外へ出られるかわりの問題でありますから、先ほどでは電話のほうでも相当の出費になるようにお話になっておりました。こういうような事柄とかあるいはホームヘルパーなんか

もないわけではございまして、いろいろな点がございまして、何かおたく方の生活の面で支出はどういうふうなパーセントになって、ウェイトが掛かってきておられるのか、そこであとから私政府のほうにもこの問題についてはお尋ねをして、投票の問題についてもあるいはまた教育の問題についても、いろいろな問題について一べんあとからゆくり話をしたいと思いますが、きょうはそういうようなことで資料的なふうでいまお考えになっているところのなまの声を聞いておきたいと思っております。

○参考人(宮尾修君) 電話の料金が幾らぐらいかかるかというお尋ねだったと思うのですけれども、私の場合がすべての重度身障者の基準になるかどうかというところは直ちに断定できませんが、私の場合を見ますと、雑誌を編集しておりますので、原稿の打ち合わせとか、あるいはきょうのような会がありますとどういふことを書いたらいいだろうかとということで、先ほど御紹介いたしました二日市さんとか、花田さん、そういう方とのいろいろな意見の交換、そういうことがありまして、かなり使うことがございます。現在のところ月平均五千元から六千円ぐらいかかっております。ですから、先ほども申し上げましたように、福祉年金ではとても足りないというような実情でございまして、やはり一番問題なのは、そういう出費がかさむということで、かけたいなあと思っても、そのお金が家族の負担になるということになると自由にかける気持ちにプレッシャーがかかる、その結果、身体障害者が友だちとの交流もできなくなる、したがって社会とのつきあひも狭くなる、そういうことが一番問題ではないのだろうか、こういうふうに思われます。電話のことだけについてのお尋ねだったらば以上のようにお答えできるかと存じます。

○大橋和孝君 金沢さんのほうでは、いろいろなくさん身体障害者の方がおつとめになつていらっしゃるわけですが、そういうところの会社で特別にあなた方に対していろいろとやってくれている状況、特

にまた職業を開発して入れてもらうときにどのようにしてやるか、また、会社は国のほうからあるいは公共団体からどれくらい入れられているか、そういうところをあなたが見られましてかなり効果はあがっているのですか、全然あがっておりますか。

○参考人(金沢英児君) 最後の御質問の公共的なお金はどのぐらいいらつていのかということについてですが、現在、自転車振興会ですか、いわゆる競輪のほうからの補助金はいただいておりますが、そのほかの公共的な援助は全然受けておりません。それから、そのほかには障害者のためにどういふようなことをしているのかということについては、現在まだなかなかそれだけの余裕もありませんので、特にそういう面のあれはなされていないように思います。

○大橋和孝君 いろいろお話を聞いた中で、いまちょっとお話を聞いてみたいのは、就学の状態、いわゆる教育の問題ですが、先ほども御意見にありましたように、もっと普通の教育の中に入れていけるものが多いんじゃないか、そして、ほんとうに重症の方は別として、そうでなければ、そういうふうな教育で差別をつけないほうがいいんじゃないか、こういうようなことを見ますと、いま義務教育を受けていない児童の数は相当の数でございまして、局長さんのほうでもわかるだろうと思ひますが、そこらの中で、いまお話を承わられて、そういうことを配慮できる範囲はどのくらいあるだろうとお考えになるんでしょうか。たとえば精神なんかなら一万人とあるわけでしょうし、肢体不自由の方でも四千何百人、病弱の方二千何百人、これはもう未就学の方の統計が出ているはずなんです、あるいはまたこういう方々をもう少し平等な、隔離しない教育に持つていけるのはどれくらいあるんだろうか、それから養護学校なんか見ましてもだいぶ数も少ないわけですが、そういう点を考えてみますと、そういうふうな仕分けをしながら、また学校をどういふうにしていくのか、その就学をされてない方、ま

た、されている方の中でどれくらい養護学校へ行つておられる方をそういうふうな普通のところへ移せるかというふうなこともこういうところで少し考えておいていただきたいと思います、そんなふうなところを、概略のところを……。そういう数からいへば厚生省のほうでいいですよ。文部省のほうでは何かそういうふうなことはわかりませんが、まだ聞いたばかりですぐわからないかもしれません。

○政府委員(穴山徳夫君) 私どもからいま精神薄弱児の施設に入っている子供の就学状況だけちょっと御説明させていただきます、措置が、四十七年度の四月の数字でございますが、措置されている子供が精神薄弱児の施設に二万二千五百人おりまして、その中で学齢児童が一万六千五百九十一人おります。その学齢児童の中で就学しておりますのが一万二千四百一十一人、パーセントにいたしますと約六二%でございます、その残りが五千何百人ほどおりますが、それがいわゆる就学猶予なりあるいは就学免除ということを受けて入つてきているわけでございます。

○説明員(国松治男君) いま先生のお尋ねのありました就学猶予、免除児の数について申し上げます。四十六年度に押えておりますのは、いま厚生省のほうの局長さんからもお話がありましたように、全体で、就学猶予と免除と両方含めまして二万一千六百六十三人というふうな押えておりますが、そのうち障害の別で見ますと、視覚障害が八十一、聴覚障害が二百十八、精神薄弱が一萬二千四百六十六、肢体不自由が四千五百三十五、病弱が二千四百五十三、その他は二千三百三十、こういうふうな数字になっております。これに對しまして、いま厚生省のほうからもお話がありましたように、施設に入っている人もありますし、それから在宅でおられる方もあります、養護学校がまだ全体の数が不足いたしております、この養護学校を整備することによってこういう人たちの教

育の場を拡充していきたい、こういうふうな考えているところでございます。

○大橋和孝君 これは先ほどの話を聞いておりますと、この免除を受けている人はとても一緒にはいけないというふうな形のように思ひますが、まあ一そうこの中でもいまの話を聞いておりますと、あまり特殊なそういう免除等にしてしまつて、そうして養護学校に入るよりはもっとその中から救済をしていこうか、もっと普通の学校と一緒にやつてもらえるような人はその中からさがされないものか。いままでの基準というものを少し変えるべきではないかと、こういう感じを持つのですが、その点どうですか。もっとも憲法の立場からいへば何とかもう少ししなければならぬので、そんな免除をしている人があつてはならないわけですから、重症の方はそういう養護学校、特殊な学校でやるべきだと思いますけれども、もっとその中で一べん基準なんかを変えてみる必要あるんじゃないかと思ひますが、そういう点はどうですか。

○説明員(国松治男君) 心身に障害を有する児童、生徒の教育といふのは私どものほうも非常に大まかに申し上げますと、障害の軽い者は普通学級でやれ、それでその次に少し重い者は特殊学級、かなり重度の者は養護学校というふうな考え方で指導をいたしてまいつております。先ほど申し上げました二万一千何百人の猶予、免除になっている児童につきましては、四十七年度もその実態を調査いたしております、その分析をただいまやつておるところでございますが、非常に大ざっぱな言い方をしますと、かなり重度の人がやはり猶予、免除になつておりますので、私どものほうの考え方からしますと、やはり重度の人を収容するといふふうな考えでございます。養護学校の整備、これが必要ではないかというふうな考えております。

○大橋和孝君 もう一点だけ伺ひます、きょうは質問者が多くございますから。私は、先ほどのお話の中にも在宅の投票制度と

いうのがありますが、これはちょっと調べてみますと、昭和二十五年に公職選挙法が制定されて、もう二年で十分に廃止されておるわけですね。そうして、その内容なんかをみますと、違反が非常に多いとかいうようなことが出ておるようです。その違反の状態は選挙に行かれない方の障害者あるいは病人の方の側ではなくて、むしろ選挙運動をしてはいるものの違反が多いというように点があげられておったと思いますが、そういう点から申しまして、やはり在宅投票が必要とされている、また、選挙権、参政権を持つておるながら行使されてないという数は相当の数ではないかと思ひますけれども、そういうふうな方を考えてみるならば、特に私どもは、この在宅投票制度というものはほんとうにこれはないがしろにはならないものだなという感じがいたしております。外国なんかを聞いてみても相当この国でも行なわれております。イタリアはどうか、やっていたいにかもしませんが、あとの国はもうほとんどやられていてるわけでありまして、それからまた身体障害者の調査なんかみても、一級の障害者でも十五万何ぼあるようだし、また二級の障害者でも二十万くらいいっしょというわけだから、この数は全国で相当大きな数になるわけでございます。そういうところを見て、これはどつちのほうに聞いたらよいかわかりませんが、こういう問題をひとつ、こういう話を聞いたときでありますから、特にひとつ明記をしておいてもらふように、ことに最近ではいろいろな選挙制度の改正も言われていてるところでございますから特にこれをしてもらいたいなあという感じを持ちますから、その係りの人がおられましたら……

○政府委員(山本信君) ただいま御意見のございました在宅投票制度、ただいま御指摘のございましたように、戦後一時制定をいたしまして、数回の選挙の経験によって廃止されたというふうな事情がございます。ただし、それはもうすでに御案内のとおり二十七年に廃止されておまして、その後二十年、やはりいろいろな世の中も変わってき

ていることでもございますし、ただいまのいろいろな御意見に基づきまして前向きでひとつ検討したい、かように存じているところでございます。なお、この問題につきましては、先般自治大臣におきまして前向きで検討しようというふうな御答弁申していることでございまして、まあいつのものに入り得るか、いろいろ不在者投票制度については問題がございまして、それらとあわせて検討させていただきたい、かように存じております。

○大橋和孝君 もう一点だけ。

あと、石坂さんのお話にもございまして、特に外国と比較して日本ではほんとうにハンディーを持つていてるというふうな立場の考え方と、同時にそういう施設がどこにも組み入れられていないという点は、確かに私はいま反省すべき点だろうと思ふのです。

それから、このごろたとえば公共の建物をつくるとき、あるいはまた住宅を建設するときには、何かそういうものをつくるべきだということにはもういろいろ議論もされてるし、一部それに参加をしてもらつて、画策してもらつておるとは思ひますけれども、もう一つこのことと、こういう問題でどこへ行つても何と申しますか、そういうハンディーのある方が苦勞をせずに行けるというものををつくるためには、最近道路なんかにも、目の見えない方に対してのあれもあつたりあるいはまた高低をなくしたり、いろいろなことが考えられておりますが、まだまだ普及してないわけですね。そういう点をひとつ、建築の方面から、それからまたその他の公共施設の面から、これはひとつ考えなければならぬ点だと思ひますので、建築関係の方、あるいはまたそういう公共施設の方面に携わるほうの側でひとついままでのデータを含めながらひとつ問題をどういうふう把握していただくか、ちょっと聞かしていただきたい。

○政府委員(沢田光英君) 私のほうは住宅の担当でございまして、住宅につきましてもはいわゆる公共住宅で身障者の方々に対処をしようということ

とで、公営住宅あるいは公団住宅、公庫の貸し付け、これにまあ優先的に扱うということにしております。

公営住宅等につきましては、いまのところ私どもは年間十数万戸やつておりますが、実際に建てられておりますものが、都道府県、市町村の希望で出てまいりましたものが千五百から二千の年間の量でございまして、まだまだ非常に少ない。どこかに問題があるのだというふうに、これは厚生省ともよくお打ち合わせをしなければいかぬというふうに思つております。また、公庫等いわゆる自立のための、賃貸住宅でないものにつきましても、特別な加算等いろいろな配慮をしていきたいと思ひております。こういうものはいわゆる特別の身障者向け住宅と名前は言つておりますが、団地の中にこんな一体で、たとえばアパートでございませうれば、上の階は不便でございましてから下の階にするとかというところで、設計上各種の配慮をやっております。

住宅のほうはそういうふうなことでやつておりますが、ほかの分野につきましては、私、担当でございませぬけれども、しかし、総理府のほうにおきまして身障者に関する審議会がございまして、こういうもので道路その他町づくり、公共建築、こういうものにつきましても、ただいま参考人からいろいろなお話がすでに出ておまして、これをどういうふうな制度あるいは法制にいきますか、その辺につきましても関係各省お打ち合わせの上、日本の町づくりは非常におくれておまして、おくれた中の一つでもございまして、お打ち合わせの上進めたいというふうに考えております。

○小平芳平君 たいへん長い時間にわたりまして、御意見を承りまして、たいへん感謝をいたしております。

石坂参考人から発想の転換、考え方の転換が第一だという点、この点について政務次官あるいは社会局長から御答弁いただきたいんですが、そうして、特にこの問題の一番の知識を持っている人は身障者自身であると、一握りの学識経験者がそ

の国の政策をきめているのは時代おくれになるものとだという点について御感想をお聞きたい。

○政府委員(山口敏夫君) ただいま私どもも三人の参考人の方々の率直な、またまことに心憎、われわれ銘記すべき貴重なお話を伺ひまして、一その身障者対策、あるいは問題に対する努力と、また社会的啓蒙をはかつていかなければならないというところを十分感じさせられたわけでございますが、特に、いま先生御指摘の身障者の問題に對しまして、学識経験者あるいはそうした一握りの専門的な立場の方々の御意見だけではなくて、身障者問題を推進する上において、十分当事者の立場の方々の意見も取り上げるべきだという御意見に對しましては、まことに同感でございます。特に今年度の予算の中で、国立リハビリテーション等の建設等の予定もございまして、そうした面におきましても、私どもも行政を進める上におきまして、十分身障者の方々の立場あるいは体験的な発想、またお気持ちを行政の中に取り入れ、そして少しでもそうした皆さんの方のお役に立てるようにならうと近づけた、かような願ひに立つておるわけでございます。

○小平芳平君 石坂参考人について伺ひたいのですが、この国の立ちおくれ、あるいは百年立ちおくれである。あるいはいまつづきこの写真で拝見いたしました、ちよつと先ほど石坂さん御自身が日本の身障者の考え方自体に私は意見があるというふうに、さつきおっしゃつたようにお聞きしたんですが、そういうふうな点で、何かつけ加えることがございましたら、この際にお聞きかせただけならたいへん幸ひだと思ひます。

○参考人(石坂直行君) あんまり申し上げたくないのですが、御質問です。それから、陳情、請願という形をもって圧力をかけて、そして少しでも予算を出させてそれをぶんどるといふようなことで、精力のほとんどのものが費やされていったんではないかと。そしていまも都庁ですわり込みが続いているようでございますが、それが聞

雇っていた工場、これはモデル工場と称してありますが、こういうような工場に對しましては低利の融資を行なう。しかもいままでの融資は非常に限られておったわけでございますが、これは土地以外のあらゆる施設全部に對しまして、低利の融資を行なう。一カ所一億五千万円、特別の場合には二億円を限度としましてやうていこうということ、現にすでに申し込み等もきておるわけでございます。

そのほか、働く身体障害者の方々のために、働く身体障害者のための体育館というものもことし予算が通りまして、三カ所ほどつくつていこうというふうなことになると思います。いずれにしても、就職問題は、生きがいの点あるいは経済的な面から大事でございますので、労働省としましても、関係各省の応援をいただきまして、これを今後とも一そう充実してまいりたいと思ひます。

先ほど、雇用促進手当と申し上げましたけれども、雇用奨励金というふうに訂正させていただきます。

○石本茂君 一つだけ、私はこの機会に山口政務次官に特別にお願いしておきたいのですが、さつき石坂参考人が申し込まれた中に、身体障害者自身を中心メンバーとする長期の計画ですね、そういうものには必ず入れて、そうして中心にしてほしいという御意見があったわけでございまして、こういうことにつきましては過去におきましても、そういう長期の計画などお立てになるときに基礎的な資料としてお聞きになってきたのか、もしそうじゃなかったら今後ぜひひとつ本日のおこたを尊重していただきたいと思うわけでお願ひしておきます。

○政府委員(山口敏夫君) 先ほどお答えさせていただきましたように、当然身体障害者の方々の立場やお気持ちあるいは御判断、あるいは体験を通じて提言される御意見、これはもう厚生省の仕事を進める上においてきわめて大事なことでありますし、いままではおきましては身障者の審議会等の

中で一部御意見を承つておったわけでありましてけれども、さらに国立リハビリテーション等の設置等の建設の中におきましても、あるいはそうした審議会の中におきましても、より一そう当事者の方々の建設的な御意見を十分拝聴し、また実施のための方向に大いに役立たせていただきたい、かように思つておりますので、この席ではつきりとお約束できると思ひます。

○川野辺静君 本日はお三人の参考人からいろいろ伺ひまして、ほんとうにいまもお話が出ましたが、その当事者とともに語り合うということのいかに大切かということをつくづく感じたわけでございまして。すでに三人の先生方から私がお尋ねしたいと思うことのお尋ねもございましたので、そのほかのことをお尋ねさせていただきますが、宮尾参考人のお話でございましたが、ほんとうに自分たちは、とかく電話とか通信とか、そういうことでやる以外にはなかなか連絡がつかない、そこに望みと生きる希望を持ていらつしやるというお話でございましたが、ほんとうにそれは当然のことのように思ひます。したがって、こういうた郵政省関係で、電話とか、そういう方々のための郵便料とかということにつきまして、今日までこれに對してお考えになったことがございまいしょうか。あるいはまた、将来どんなふうにお考えでいらつしやるか、ちよつと伺ひたいと思うわけでございます。

○説明員(玉野義雄君) 電話につきましては、ただいまございましたように、私たちも皆さん方がいまおつしやいましたようなお気持ち、非常によくわかるわけでございまして、現行法制の中でできる限りのことをいたしたいということで、電話をつける優先順位につきましては、もう優先的におつけるといふことで考えてやつておるわけでございまして。それから債券につきましては、これは福祉事業法にございまして、福祉事業団が仕事として、個人の、たとえば老人で御不自由な方とか、そういう趣旨で福祉事業団の名前で電話をつけるというときには債券を免除するということを

いたしております。それから、そのほかに目の悪い方のために、ダイヤルで電話をかけるのにかいにくいということ、目の見えない方でも電話がかけられる電話器をつけるとかというようなこと、対処をしておるわけでございまして。

○川野辺静君 さらにまた、そういった電話料等につきましては、今後とも積極的な対策ができればつきまらうと思ひます。

続きまして、金沢参考人から、たいへん一生懸命で働かなくてもなかなか生活が容易でないというお話伺ひまして、まあ立ち入って、一カ月にそれだけ一生懸命にお働きになってくれぐらゐの御収入があるかということもお伺ひしたいのでございましてけれども、まあそれはさておきまして、先ほど出ておりましたけれども、やはり共同に職業の訓練をし、そして、そういう共同の身体障害者を持つておる方たちの共同の職業所というものがあつたことが、たいへんに収入面におきましても、働く人たちの精神面においても大きな力になると思ひます。その一つの例は、過日ちよつと視察させていただきました、浜松にありまふ福祉法人天竜厚生会の福祉工場で働いておる人たちが、月ほとんど普通の人と同じく収入を得て、しかも明るい気持ちで張り切つて収入を得ているというふうな面を見ましても、これは将来ともたいへん大切なことじゃないかと思ひますので、まあ金沢さんも、それを職業について盛んに強調していらつしやいましたが、今後とも共同職業所というふうなことにつきましてお力を入れていただきたいと思ひますが、現在それはどのくらい程度に國としてやつておるのでございまいしょうか。またそれに対する将来のお考えなどもちよつと伺ひたいと思ひますのでございまして。

○政府委員(加藤威二君) 身体障害者の関係の方々の、いわゆる私も授産施設と申しておりますが、授産施設が大体現在ございまして百十ばかりでございます。それで特に私どもの重視いたしておりますのは、重度の身体障害者の授産施設、先生が御視察になりましたのもいづゆる福祉

工場というのでございまして、これは車いすの方々がみなその工場に働けるような、そういう特別の設計による福祉工場、これが現在全國で七カ所ございまして、こういうものをやはり今後できるだけたくさんつくつていきたい。それからその賃金も、とにかく能率を上げればそれにふさわしい賃金が与えられる、こういうような体系をつくつてまいりたいということで、私も身体障害者対策の一環としまして、重度の身体障害者の授産施設、これにつきましては今後ますます充実をしてみたいというぐあいに考えます。

○川野辺静君 石坂参考人が、外国の教育面につきましてもそういう障害者の方たちが全く平等にやられておる、そしてまた、自動車免許などもほんとうに普通の人と同じようにやつておるというお話がございましたが、これは教育面は義務教育から大学まで、ほとんどその教育を受けようと思ふ者は全部入学できる、入れるようになっておるのでございます。

○参考人(石坂直行君) あんまりそういうことを専門的に突っ込んで確認したわけではございませんが、私が接触した身障者の経歴などからわかつて、普通教育、それから高等教育でございまして、それを受けるにあつて身体障害者が何らハンディキャップにならないということ。それからもう一つ、そういうプロパーな学校制度を離れて、さつきちよつと申し上げましたけれども、日本ではいまだと成人学校的な、社会人になつてからもすぐもう一回別な教育が受けられる、もちろんまわりからすぐそれをアドバイスする、受け入れる場所がちゃんとあるということ、これは事実でございます。

○川野辺静君 いま日本で、よく身体障害者の子供たちの親の訴えは、養護学級に入らうとしてもなかなか思ふように入れないという声が多いのでございましてけれども、そういうことにつきましまして、これはまた、きょう時間がございませうから、まあこういう外国の例を見まして、ぜひその

点は考えていただきたいと思いますが、今回お尋ねしたいことは自動車の免許でございます。過日、盲ろうの人たちからの訴えでございますが、現在はどうしても、細仕事をするのに自動車を使わなければならない、それにはぜひ盲ろう者の自動車免許につきまして、これをできるだけ勘案して、できれば、むしろ普通の人以上は盲ろう者のほうが注意をするので、これは事故を起こさないのだ、だからぜひ盲ろう者の自動車免許というものはできるだけみんなが取れるようにしてほしいという声も聞いているわけでございますけれども、こういうことにつきましていかがでございますでしょうか、ちよつと教えていただきたいと思ひます。

○説明員(鈴木金太郎君) 盲ろう者の運転免許につきましては、ただいま道交法の八十八条二号によりまして、耳の全く聞こえない者は受験する資格がございません。これはずっと道交法創設以来そういう形になっております。しかしながら、私どもといたしましては、実は実態を調べましたところ、耳の全く聞こえない人の中に、従来いわれている人の中に、いわゆる難聴者といつかすかにではあるが聞こえる、こういう方々がいるわけでございます。これを何とか道交法上のいわゆる八十八条の二号に入らないというふうにして救つていくという努力をいたしております。特別にたとえば高知とか福岡の場合、ほかの県もやっております。耳の非常に難聴者の方を集めて、それを特別に適性検査をいたしまして、そうして多少とも聞こえるという方は要するにそれに適性は合格しておりますという証明書を出すなり何なり処置をいたしまして、できるだけ普通免許を取れるように、あるいはもちろん農耕車などはあと学科試験だけでよろしゅうございますので、普通免許が取れるように、まあそういうふうな形で努力しているわけでございます。現に数字を申し上げますと、これは福岡と高知だけの例でございますが、この適性に合格いたしましたのが、とりあえず二百五十六人受験いたしましたして百

六十五人、約六五％合格しております。この中から直ちに、それぞれ普通免許を受けられるように、皆さん技能を習つたりなんかいたしまして、大体五十九人が、私どものいまの手元数字ではこの中から免許を取得をしている。こういう点につきまして御所見もございしますので、なおひとつ今度と努力をいたしたいと考えております。

○参考人(石坂直行君) 参考人から申し上げるのは順序が違つていられるかもしれませんが、いまのことは一つて関連して一言発言させていただきますのであります。身体障害者の自動車運転免許の扱い方について、日本と欧米先進国とは全く方向が逆でございます。そのことはたいへん説明を申し上げますのが困難でございます。なぜ困難かと申しますと、おそらくここにいらつしやることもなまあそういう事実のものになつていられることを理解していただけてないと思ひますが、それは、日本では身体障害者は自動車を運転するとあぶないんじやないかという常識がございまして、社会的な常識がございまして、こういうことがございまして、先般も朝日新聞の記者が私のところにこのことについて取材に来てまして、私いろいろな写真とか資料とかで説明しましたら、本人は納得いたしました。しかし、帰つてその人から電話をもらいました。身体障害者が自動車なんか運転し始めたあぶないよという朝日新聞の中の世論によつて、その記事は没になつたというのを聞きました。朝日新聞にしてはかりでございまして、ところが実際は、身体にかなりの障害がございまして、見た目にはたいへんあぶなかつた見え方して、自動車運転練習をさせたり、運転をさせたりいたしますと、ほとんどハンディキャップがないといふのが、これが欧米の実験による学説でございまして、数字で申し上げますと、重度の身体障害者が自動車の運転練習に要する時間というものは、障害のない人に比べてわずかに数時間しか多くは要らないという事実がございまして、こういうことは、私どもがどこで幾ら言つてもだめでございまして、私どもは実際に免許試験場のようなどころで

おまわりさんにつかるわけでございます。そうすると、私もこの前こういうことがございまして、その警察官は、私の顔を見るなり、いきなり大きな声で、あなたはそこからだでまさかまだ車を運転するんじゃないでしようね。冗談ではありませんが、私は車がなかったら隣の家まで行かれないのです。いまあるところの非常に困つた制約が私の免許証に書いてございまして、これこれこれの小さい車しか運転しちゃいかぬという免許証です。しかし私は、自分の車いすを取り込むスペースもほしい、それから力が十分でないおそれがあるのでもパワー・ステアリングであるとか、そういう倍力装置もつけたい、そのためには自動車のスペースであるとか、エンジンの余力が必要である、実はもっと大きい車を運転させてもらいたいのだと申し出ました。ところが、その警察のかなりえらい方ですけれども、いや、見たところあなたの障害だとその免許は甘過ぎると、もっときびしくしたいくらいだといつておどかさされました。結局現状維持で泣き泣き帰つたのですけれども、そういうふうな身体障害者の残存能力を正しく判定する能力があるのは、リハビリテーションの専門医とか、あるいは教育を受けた理学療法士以外には日本にはいないわけでございまして、それ以外の人には直観でもって、この人はあぶない、この人は免許をやめておこうという判断を窓口でしますと、それはすなわち公安委員会の決定となつて、われわれはどにも訴えるところはございませぬ。たとえば、荒木さんのことで新聞にも出ましたが、ああいうふうな裁判所に訴えてもだめでございまして、裁判官も同じ認識を持っております。それを戦つてもらおうと思つても、弁護士も同じ認識を持っております。世論で戦おうと思つても、さつき申し上げたとおり、新聞記者も同じような考えを持っています。これはやはり長年の日本の行政といひますか、国家教育がそういうことを社会常識としてつくつてくれた非常な誤りの典型的な例だと思ひます。外国ではどうかと申しますと、身障者にはもうあの手この手で自立

させる。たとえば、一番ものをいうのは自動車であるから、何とかしてこの人は自動車でもう一回動けないかということをおアドバイスいたします。そうして、もし改造が必要ならば改造、自分に一番よいいい自動車を選んで改造して、それでもって運転できればよかつたよかつたといつて免許を与えるわけでございまして、ところが日本は、身障者は自動車の運転を遠慮せられたとい、いまでも車が多くてわれわれは困つていられる、これ以上身障者までが乗り出してもらつては世論が許すまいというふうなことを警察の当局はよく新聞に談話として発表しておられますが、そういう世論がまさにあるわけでございまして、これが困るので、ですから、身体検査であるとか、ある部分の筋肉の力であるとか、そういうことでもって運転能力ありとかないとかいうふうな御決定にならないで、この人にはなるべく運転させないとかいふのだといふことで御判定願ひたいと思ひます。

○須原昭二君 貴重なお話を承つておりました、実は石坂参考人にまず最初にお尋ねをいたしたいのです。肢体不自由児の父母の指導紙「すみ」です、これにも石坂参考人は「車いす」と「人権」の中にも書いておられます、実は前に四十七年、昨年の十月、「世界」でしたか、「身障者と日本社会」、ここで石坂参考人と伊東法政大学教授との対談が出ています。いまもお話がありました、問題はやはり身体障害者の対策を立てるためにはまずその実態をつかむこと、これが一番重要だと、基本的な問題だと思ひます。その基本論、基本的な問題の中で、いまいみじくもお話がございました、記事も、対談も読んでおりますけれども、欧米ではもうほとんどの国が少なくとも人口の一〇％、たぶん一五％以上は恒久的な身体障害者であるとか参考人は言つておられるわけですね。これについて厚生省の発表によると百四十万人だ、そうしてそれは人口の二％ちよつとだと、こちら辺に私は基本問題が、一番大きな問題があるんじゃないかと実は思ひます。やはり民主主義

の時代ですから、その階層の人たちがたくさんになればそれだけ声が大きくなるであらうし、やはりここらは基本的な問題であります。何か厚生省では、身体障害者の統計は、この記事によりますと、非常に近代的な手法において、統計学者の支持を得て、間違いないと、こう言っているわけですね。この差がやはり一つ問題点と思えますが、参考人の御意見と、それから厚生省のほうの御意見と、両方ひとつ承りたいということが一つ。

時間の関係がございますから、総括をして二、三問題点をあげておきたいと思えます。

先ほど、身体障害者のハンディをカバーをする、カバーをするために、社会的なたとえば公共的な施設、そうしたものの不備が鋭く、——鋭くという表現はどうかと思いますが、欧米国と比べてほんとうにおくれていると、こういうことで、国鉄はことしの三月でしたか、まず、上野と仙台の駅を車いすで旅行をどうぞと、こういうふうに計画を立てられたようでありましたが、将来いつまでにかこういう計画をやられるのか。先ほども石坂さんがおっしゃったように、やはり長期計画というものが必要なんだ、まあ、ちよつとアドバンス上げた程度で、この二つの駅だけをやるのか、その長期計画はどうなっているかということとひとつ国鉄にお尋ねをしたい。

それからもう一つは、車の構造もさることながら、やはりいまお話を聞いておきますと、やはり車体の構造がきわめて乗車に不可能な状態である。したがって、車いすでは列車の中に入れない。そうすると、前日から身体調節を行なうて、節水だとか節食をしておかぬと、トイレットまでも行けない。あるいはまた、乗車の時間の短縮は生理的なや大きな苦痛になってくるわけですね、これは非常に人道的な私は問題点だと思ひますが、いま私たちが知っておる範囲内におきましては、国鉄は重度の身体障害者には、本人と介添え人の一人、これは運賃の五割引きをしておるわけですね。これはしかし鈍行と急行だけなんでは

す。したがって、やっぱりこの時間の関係を短縮をする。乗車時間の短縮をするということになれば、当面新幹線、走っておる特別急行だとか新幹線「ひかり」、「こだま」、これまでわれわれは拡大をすべきだと、私は直ちにやるべきだと思ひますが、その点は国鉄はどう考えておるか。

それから先ほども宮尾参考人ですね、花田春兆さん、この方のお話が先ほど出ておりました。私も実は「社会新報」でこの記事を読んだわけですが、この花田さんが、いまあなたは何が一番ほしいんですかと尋ねたら、私は、この足ですね、手足の足、足にかわるおしりがほしいと。「おかし」というのは「お金」のことなんです。こういうことを言っておられたことを「社会新報」の記事で読みました。そこでいまタクシーの問題ですが、名古屋では、実はこれは全国でも初めてだと思ひますが、愛知県自動車交通労働組合、豊交通労働組合、朝日タクシー労働組合、こういう労働組合が経営者に対して身障者や老人の料金を半額にしようじゃないかと、こういう提案をした。画期的なこと、経営者も七社これにやろうじゃないかとこたえている。しかし実際、これやるという段階になりますと、経営悪化で値上げをせざるを得ないというように、切り抜けておるといふような現状。それからその国、自治体等の援助の体制がどうなるのか。税制問題として税金を免除してくれぬのか、あるいはまたそれに対する補助をするのか。あるいは先ほども石坂参考人がおっしゃったように、諸外国のように、そういう運輸サービスをしておるような環境に持つていくためには、乗務員の教育をどうするかということがこれまた問題点になってくるわけだし、あるいは車の改造の問題、法律面でのいろいろ支障があると

思ひますが、そういう問題についてどう対処されるようとしておるか。これは具体的に名古屋でもう提案をされ、労使ともに協賛をしてやろうという段階になっていきますから、具体的にひとつ御答弁をいただきたいと思うわけですね。

それから三つ目は、先ほども電話のお話が川野辺先生からございました。この電話の問題についても、一人暮らしの老人の電話制度というのは、いまお話しのように、債券の引き受けの免除だとか、優先設置基準の第一位適用だとか、それだけでなく、設置料や使用料、それから通話料の負担は、国や地方公共団体で負担をする。通話料は、基本料金と一日当たり一定限度の通話料を無料にするということにしておるわけですね。で、聞くところによると、福岡なんか、基本料金と一日一回の通話料金、大体合計して千三百六十円を市が負担をしてこれにこたえておるんです。そういう具体的な例がもう地方自治体にも出てきておるんですから、また老人医療の問題ではございませぬが、地方自治体がどんどん進んでいってしまつて、国があとからつたたりをする、こういうような形ではなくして、もう少し積極的なことをやるべきだと思ひますが、その点は所感はどうか、この点だけ総括をしてお尋ねをいたしておきます。

○参考人(石坂直行君) 日本の厚生省の身障者統計が外国の十分の一しかないということについて、私は非常にふしぎに思ひまして、実は厚生省のその御担当の方にも率直にお話をしたことがございします。そのときに答えていただいたことは、統計のとり方が違うんだと、その一語でございしました。それから、じゃあ外国とどう違うのかとたまたま込みましたら、外国のことは知らないとおっしゃいました。ここから先は私の想像でございしますが、身障者に入れる人の範囲が著しく違うんではないか。そのとき厚生省の方から伺った話では、たとえば指が一本なくなつたとか、目が片一方失明したというのとは身障者としてカウントしないんだとございします。それがまあ片目あればいいではないかという、がんばれという精神論であれば、それはけっこうでございしますが、そういう行政の姿勢があらわれているわけですね。

それから何かサンプルでアンケートをお取りになつて、調査員が訪問されるそうですが、「こんなに

ちは、おたくに身障者いますか」というときに、いらないと言つて隠す人がおられます。身障者が自分の家にいることを非常に恥じて隠して隠して隠し抜く人がいます。ですから、「こんなに」と言つてきた調査員に、おられますと言ふ人は非常に少ない。そこで、かなりの者が隠れるということなんです。

それから、これは私の実感でございしますけれども、かりにそのときに私が応待に出て、いらないと言ふかも知れぬ。いとと言つても何にもメリットがないからです。私は車椅子を三台持つておりますが、三台とも一文の補助もありません。実際問題として何にもメリットがない。ですから、何か千円でも一万円でもくれるならおきます、おりますと言ひたいけれども、メリットがないから、もうやめておくとおきことなんです。

それから、ながめて見ますと、いや、うちの子供は病氣なんです。それでいまのところ病氣の原因が不明で薬がないから、あんなかつこうをしていましてけれども、あれは薬さえ発見されたらけろりとなおるんですよ、親が信じたい気持ち、それがそういうふうに言つて、いや、あれは病氣はいましていましてけれども、身体障害者なんかではないですと、言ふ人があります。

それから、最初申し上げましたように老人がおります。老齢のためにからだに不自由になつて、階段をたつたつたと上がれないとか、走れないという人が多いはずでございしますが、いや、あれは老人であるから、身体障害者ではないのだと、光栄ある老人であつて、屈辱ある身体障害者ではないのだという持ち出し方があります。

それから十八歳以上という限定がございします。十八歳未満の子供の障害者はそれにカウントしてないという事実、これもたいへん問題で、十八歳未満であつて、たとえば一歳であつて、この子は一生障害者として過すのであれば、やはり障害者という統計に入つてしかるべきじゃないかと思ひます。たとえばヨーロッパなどは、何の慢性病にかかわらず、一年以上寝ていると身体障

害者としての年金がもらえるのですね。ですから、もちろんそれは身体障害者とは言いはいしませんが、そういうように身体障害者であるというところにメリットがあります。日本はメリットがなくて屈辱がございまして。そういう点で、かなりどんなふうな感じのじゃないかと思ひます。

それから二番目の話のタクシーの点でございますが、さっき私は、できるだけ自動車を与えて、運転させて、そうしてそれに伴う駐車場であるとか、あらゆる便宜はどんなと与える、優先的に与えたと申しましたけれども、それでもなおかつ、いや、車の運転はしたくないという人がおられるわけです。そういう人が通学であるとか、通勤のときに、タクシーなら出れるという人には、タクシーにただで乗れるクーポンを支給いたします。ですから、運転手やタクシー会社では、一文の損もないわけです。そのクーポンを持っていただければ全部フルにレイトがもらえるわけですから、そのクーポンが国によって、たとえばスウェーデンのような場合は、非常に身体障害者の団体が強力で尊敬されておりますから、身体障害者の団体が発行しております。それからスイスやイギリスのような場合は保険機構が非常に強力でございまして、保険機構から支給されます。行政から支給されているものもあります。地方自治体が出しているものもあります。とにかく身体障害者の側はクーポンを持っています。ですから、タクシーが自由に利用できるということになります。

○政府委員(加藤二君) 身体障害者の数でございますが、これはまあ諸外国に比べて非常に少ないという御指摘でございますが、これはやはり国によって、石坂参考人からも話がありましたように、国によってやはり身体障害者の範囲が違ふというところが一つ言えると思ひます。たとえばノルウェー等におきましては、腰痛症とか糖尿病といったようなものもある一定期間たてば、みな身体障害者の中に入ってくるというふうな、内部障害を相当大幅に取り入れているというふうな違いが一つあるように思ひます。

るようでございます。

それから石坂参考人からお話が出ましたけれども、わが国の身体障害者の範囲では、親指ですと一本なくともこれは身体障害者の中に入りませうけれども、親指以外でしたら、たとえば小指とか薬指というのはこれは一本なくても身体障害者の中に入らぬというふうな点がございまして。そういうことで若干範囲が相当きつくなっているという点があるろうかと思ひますが、一応この身体障害者の等級でそれぞれの程度の障害という規定がございまして、そういうことで諸外国と範囲が違つていふということだと思ひます。

なおこの身体障害者の統計につきましては現在の一番新しいのは昭和四十五年に厚生行政基礎調査というもので千八百十五の地区につきまして二百六十分の一の無作為抽出で実施した調査でございます。ですから、その限りにおきましてはそれでたまためな調査ではございせんが、いま申し上げましたような範囲の違ひということでは諸外国に比べて非常に数が少ないと、こういうことになつていふんだと思ひます。

○説明員(服部経治君) ただいま先生から二点にわたりましたおしかりを受けましたが、まず第一点の駅の改良でございます。率直に申しまして国鉄の駅設備あるいは車両設備、いずれも身体の不自由な方々の利用という点に關しまして配慮をしてつくられたものでないというところは率直に認めざるを得ないところであります。で、たいへんおそまきでございますけれども、このほどまず仙台駅、そして上野駅とこの二駅を全国の中から選びましてモデル駅といたしまして車いすを使つておられる方が国鉄を利用なさる場合にいささかもその御利便をはかり得るような方向で施設の改良をはかろうというところまでござつたものが現状でございます。したがいまして、現段階ではそういう長期計画といったようなものはないわけでございますが、今後全国の各県庁所在地駅は少なくともそういう方向でというふうな基本的な考え方での問題に對処してまいりたいと思ひます。

○説明員(宇都宮寛君) 地下鉄その他大都市交通の不便な手でございますが私鉄等につきましてもいま服部業務課長が申し上げましたような線では對処してまいりたいと思ひます。

ふうに考えております。

それから第二点は、特急料金につきまして現在割引制度がないのはおかしいというおしかりでございます。たいへんこういう席で国鉄の財政事情などを持ち出すのはまことに申しわけない次第でございますけれども、御承知のようにたいへん国鉄の財政事情というものは悪化の度を加えてきておりまして、極端に言えば破局に面してきております。したがいまして、そういう御要請にこたえられればこれ以上幸いなことはいないわけでございますが、いろいろと実施に移していく場合には困難な面もございまして、が、この問題につきましては、引き続きまして厚生省御当局をはじめ関係の省庁となお協議を続けてまいりたいというふうに考えております。

○説明員(森雅史君) ただいま先生から御指摘のございました愛知県のタクシー運賃の問題につきましては、タクシーの運賃改定ということになろうかと思ひますけれども、ただいまのところまだ具体的な問題としては、私のところまで上がつてきておりませんので、一般的な問題としてお答えをいたしたいと思ひます。

身体障害者の皆さん方に対します運賃の割引という点につきましては、バスにつきましては鉄道と同じように運賃の半額ということで割引を実施しております。しかしながら、タクシーについてはそういう制度がないというのが現状でございます。これはタクシーがまあ一人ないし二人、せいぜい数人ぐらゐしか運べないという少量の輸送機に關したということ、それから一日の輸送回数、お客さんに利用していただく回数が四十回程度というふうな輸送機関だという点が原因であるというふうに考えております。しかしながら、このタクシーはたいへんに便利な交通機関で、戸口から戸口へというので、好きなところへ好きなときに

乗つて自分の希望するところに行けるという特殊性を持っております。おそらく、先ほど宮尾参考人のほうからお話もございましたように、からだの御不自由な身体障害者の皆さん方にしてみれば非常に使いやすい便利な輸送機関だということだろふと思ひます。またその運賃の負担というものがおそろく相当の家計上の負担となつておるといふのも事実であらうかと思ひます。この問題につきましてはここで、そのはつきりしたことは申し上げられませんが、将来の問題としていたしまして、おそろく社会福祉政策的なものとして国なりあるいは地方公共団体なりの補助というものも出てこようかと思ひますけれども、将来の問題として検討してまいりたい、こう考えております。

○説明員(玉野雄雄君) 先ほど申し上げましたように、再検討につきましては福祉事業団その他地方公共団体がやっていたらいい場合、その名前前で電話をつけていただく場合に免除するということも考えておりますが、通話料等につきましては、先ほど申し上げましたように、関係地方公共団体とか関係の国等とも御相談いたしまして私たちが検討してまいりたいというふうな考えております。

○須原昭二君 そこで先ほどの統計の話ですが、いま石坂参考人がおっしゃったことはばつと続いております。厚生省は「外国の統計のしかたが間違つていふんじゃないか」といおれまして、と、こう書いてあるんです。これは石坂参考人がそこにお見えになりますから、この発言は間違いないと思ひます。それで「これはいつか国際会議へでも持ち出してみると面白い」と思ひます。語つておられます。そのことは全然知らぬと、いわゆる諸外国のことは御存じないということでは、これはほんとに国際会議へ行つたら日本は厚生省は非常に恥をかきますからよくひとつ勉強してもらいたいと思ひます。それから電話の問題はまあ一べん検討をするというところから、この検討を早くしていただく

ということをひとつ要請をしておきます。

タクシーの問題点については、やはりそれだけ熱心に労働者も経営者側も真剣に討議をしかけているんです。ですから、それに対して、あがつてこなければ、といってこれは全国紙に実は載っているんですよ、ね。あなたのほうへ、耳に入っていないはずがない。盲人だったらわかりませんけれども、目があいてればこれは全国紙に出たんですから、この点はちゃんと考えていただいて、この問題についてどうしたらいいのかさつそく検討に入っていただきたい。

それから「ひかり」「こだま」の料金まで、特別料金までひとつやれと言っているんですが、まあいまの国鉄の料金の実態、料金を値上げをしなればならぬ実態を御考慮いただきましてというのはいまだきません、私は。赤字ではないんだ、旅客は黒字なんです。「ひかり」特に新幹線は大きな黒字なんだ。その実態を考えれば当然できるはずですよ。当然できるはずですよ。ですから、そういうしろ向きの討議ではなくして、もっと適切な答弁を出すように省へ帰ったらひとつ御検討をいただきたいと思ひます。

それからやはり先ほど石坂参考人もおっしゃったように百年おくれでおる。やはりこれはいろいろのものの考え方を転換をさせなければならぬ、これも一つの大きな問題点だと私は思ひます。ですから、先ほど石坂参考人は笑いながら「笑いながら」というのは私たちに對する失笑というふうにも実は感じました。われわれに對するおしかりの笑いだと思うんですが、身体障害者に對する人権確保の宣言をしたらどうだと、うそでもいいたらどうだというふうなことで言われた。こういう点はわれわれは看過するわけには参りません。ですから、したがって、ちょうど山口政務次官がお見えになりますから、少なくともこの宣言ぐらひは、先ほどのうそでもないといひは言ひませんけれども、ことばだけでもやつぱり天下に公表して、やはり身体障害者に對する国民のものの見方を変えさせる、その先頭に私は厚生

省は立つべきだと思ひますが、山口政務次官はどうお考えになりますか。

○政府委員(山口敏夫君) それぞれ参考人の方方の御発言の中にも、十分私も考え、また実行していかなきゃならない問題の一つとして、いま先生が御指摘になったいわゆる身障者の方のより理解と教訓を呼ぶための人権宣言のような形で、より社会的な啓蒙、啓発の中で、からだにハンディのある方々の諸施策を組む立場からも強力に推進すると、まことに私は大事なことだというふうに感ずる次第でございます。

そこで、実は今月からも、身障者の方の月間としていろいろなキャンペーンやあるいは啓蒙、啓発の中で、国民の方々の身障者の方々に對する理解、たとえば先ほど参考人の方々から御指摘ありましたように、例外であるとかあるいは気の毒だとか同情というふうな見方ではなくて、いわゆる自立を促進するための協力的な行爲を進めるべく月間運動を進めたいというわけでございまして、これもまたたとえれば一つの人権宣言の運動と非常に共通の基盤に立つた趣旨であらうと思ひます。そこで、そうした運動をさらに拡大をしていくことがより効果的な理解を示すことなのか、あるいはこうした立法府の議会の立場やあるいは行政の立場が十分連絡を取り合つて、人権宣言のような形でより身障者の問題を理解、啓蒙していくことが大事なのか、その辺は私、気持ちとしてはまことに全く先生と同感でございますので、その辺の問題につきましましては、私は十分、前向きというときわめてありきたりの表現になつてしまひますけれども、より積極的この問題を趣旨に沿うよう取り上げたいということをお約束申し上げたいと思ひます。

○藤原道子君 私は、先ほどから皆さんが御質問になりましたので、ごく簡単に二、三伺いたいと思ひます。ことに参考人の皆さんがたいへんお疲れになつておられるようにお見受けいたしますので、ごく簡単なお伺いをしたいと思ひます。私は教育問題につきまして、過日も、高校だと

思ひますが、合格したのに最後からだが不自由で体育ができないからというので不合格にしたのがありますね。体育ができないとも頭脳の非常なすぐれた人ならば今後の社会に相当役に立つお仕事ができるし、本人も満足できると思ひますので、この教育問題をもっと真剣に考えてほしいと思ひます。

それから身障者の職業訓練所がございまして、労働省に。私は、知人が家庭で非常に粗末にされるというので、知人の子供が家出をして私をたよつてまいりましたので、一時施設へ入れてもらつて、それから労働省の身障者職業訓練所へ入れていただきました。試験に幸ひ合格して入れてもらつた。ところが一年で、あそこ。一年で卒業して、来たけれどもまだ十分就職ができなくて、社会施設で少し訓練してもらつてやつと最近就職しましたが、非常に明るくなった。いままでと見違ふほど明るい子供になった。やはり教育さえすれば社会人としてつぎに生きていけるということを私はこの子でしみじみ感じました。したがつて、私のお願いは厚生省にもあるけれども、この職業訓練所を一年を二年くらいにして、ほんとうに卒業するとともに就職して自活のことができる方向へ私はお考え願ひないかというのを申し上げてみたいと思ひます。

それから就職の件でございまして、石坂さんからいろいろお話がございましたが、私も諸外国へ参りまして、この身障者が非常に明るいんです。そうして軽労働でございまして二四％くらいは身障者を使うという方向で、まあドイツでございまして、身障者に会つても非常に明るいです。したがつて、身障者に会つても非常に明るい。足らざるは国が保障しているという方向なことでつぎに社会人として働いておられる。重労働のところでも、受付あたりへ行きますと両足のない方が受付をりつぱにやっています。いろいろそのからだに應じた職業へつけておられて身障者の自活のことができる方向へ努力していらつしやる。ところが日本はそういうことが非常に少

ない。私はこの問題はたびたび委員会でも要求いたしました。それが一向に進まないように考えるんです。官公庁にしても一、何％ですか、身障者を使うのは。こういうことをもう少しふやしたらどうだということ、これらについてどういふうに考えていかないこと、これらについてどういふうにお考えになつておられるかを伺つてみたいと思ひます。

それからいま一つ、年寄りと身障者が困るなあといふも思ひます。横断歩道橋です。あれは建設省ですか。あれは一体、年寄りとか身障者とか、あるいは子供を連れておかしな方々がうば車なんというものは全然登れないですね。これに對して何か考え方はないんでしょうか。地下道をちゃんとゆるやかなのをつくるのか、いろいろ考え方はあると思ひますが。歩道橋はそれは交通事故から見ればいいかわからない。それは健康な人だけ。一番交通事故に危険を感じる年寄りなりあるいは身障者の方々はあれを利用することができない。それならばどうするかといううなことをお考えになつておられるかどうか。これをひとつお伺ひをしてみたいと思ひます。

いろいろ聞きたいことはございまして、ことに電話の問題は、先ほど来お返事もございましたけれども、これは思ひ切つた対策を立ててほしいというのを強く要望いたします。

それから、宮尾さん、学校もお出にならないでそれではいまいかならつぱな仕事をしつていらつしやる。これに對して御努力していらつしやるのかあさまの御苦勞が私に身にしみて感じております。もしもおかさまが御病氣にでも罹られたら一体……と思つて胸が痛くなりますが、政府といひまして、ホームヘルパーの組織ですか、こういうものをもつと拡充して充実させて、そういう御不幸のないように、不安のないようにしてほしいと思ひますが、現在そういう方向へ働いていらつしやるホームヘルパーはどのくらいございまして、それから、さつき、医者が往診ですね、車で

回っていくというようなことがどの程度にやられているか。言いわけだけでなしにはつきりした御答弁を伺いたい。

○政府委員(中原晃君) 先生の御質問三点ほど労働省に關係があるようでございますので。

第一点の身体障害者の職業訓練校、これは大体一年でやっておられるけれども、二年ぐらいい延ばす考えがないか、こういう御指摘でございますが、現在お話のようにごく一部の例外で二年というのもございますが、ほとんどが一年でございます。これにつきましては、健康者と違ひましていろいろありますので、ぜひもっと延ばしてほしいという御指摘もありませんので、私どものほうとしましては、いろいろな關係もございまして、これを現在審議会で検討しております。それで、一年の場合でもいろいろな就職したあとの補習といひますか、アフターケア、こういうようなものも活用しまして、何ぶんにも心身障害者の方でございますので、一年で足りない分は十分いろいろな形で補っていく、こういうふうに考えております。

それから雇用率の問題でございますが、民間と役所と分けて雇用率というのはきまつておりますが、民間のほうは現在一・三%というのが法律できまつておる雇用率でございます。役所のほうは現業が一・六%、非現業が一・七%というふうになつておるわけでございます。こういう率が低過ぎるのではないかと、こういう御指摘でございますが、現在の実績を申し上げますと、遺憾ながら民間のほうでは一・三%に對しまして一・二九%という実績でございます。わすかではございますが、未達成といひますか、雇用率に達しないという実情でございます。その結果、雇用率の未達成事業所というものがまだ少なくないわけでございます。大企業を中心として三・六・二%の対象事業所が、四割近くの事業所がこの率を達成しておられない。協力的な事業所は大きく上回つておられるけれども、平均するとそういうような実績になっております。

役所のはうは一・七%の法定に對しまして一・

七二%、それから現業の部門におきましては一・六%の法定に對しまして実績は一・六七%ということで、これは率は上回つておりますけれども、このほうももっとも高めたと思つております。で、この率を、法律といひますか、きめておる一・七%、一・三%をもっと上げたかどうか、こういう御指摘でございますが、こういう点につきましては、現在の実情、その他の点も勘案しまして、審議会等で検討しておりますので、これも、そういういまの先生の御指摘の点も含めまして、実態をも踏まえた上で検討してまいりたい、かように存じておるわけでございます。

○政府委員(加藤成三君) ホームヘルパーの数をございまして、これは身障児とそれからおとなの身障者、両方合わせまして、対象ホームヘルパーの方二千六百六十人でございます。四十八年度でございます。これは私ども、やはり在宅対策といひましてホームヘルパーの充実ということが非常に重要であるということで、とかくこれまでヘルパーの待遇の改善に非常に力をつくしては、わけてございまして、やはり数が非常にまだ十分でございまして、待遇の改善と同時に、今後その数の増加をはかっていくということで努力をいたしたいと思ひます。

それからお医者さんと看護婦さんのチームによります訪問診療費でございますが、先ほど千二百四十三万と申し上げましたが、対象とする家庭は、四十八年度は八千三百五十八という数で、非常に数からいってまだ少ないということでございます。

○委員長(矢山有作君) ちょっと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(矢山有作君) 速記を起こして。

○政府委員(沢田光英君) 私の担当ではございませぬが、先ほど私の説明の中にもございまして、けれども、先ほど私の説明の中にもございまして、うに、総理府の審議会でその話が出ておりまして、やはり歩道橋の問題、身障者に關係しまして

出ております。これは都市局あるいは道路局の所管でございます。そこへおいて現在検討しております。どういふ結果になるかは的確に申し上げられませんが、検討中でございます。そういうことで御報告だけ申し上げておきます。

○説明員(國松治男君) 先生のほうから府県のほうのお話もございましたが、先ほど申し上げましたように、私どものほうも、障害の種類とか程度に應じまして、最も適切な教育の場に行くというふうなことが非常に肝心ではないかというふうに考えております。したがって、先ほど申し上げましたように、普通学級に行く者もあれば、特殊学級あるいは養護学校に行く者もあるというふうなことでございまして、これは実際に現場で、適切に、この障害のお子さんはこの学校がいというふうな判断がなされていくことが必要ではないかというふうな考えをしております。そちらのほうの判断が適切になされるように、いろいろ指導・事業等もやっておるところでございますが、今後とも一そう力を入れていきたいというふうに考えております。

○参考人(宮尾修君) 先ほど厚生省の方から、福祉年金がことしの秋に七千五百円になると、そういうお話がございました。確かに七千五百円になるわけでございます。しかし、七千五百円になつても、それで私たちの、重度の身障者の生活が保障されるわけではないわけです。依然として、やはり、おやつ代程度というものがなわけです。

そこで、その福祉年金の性格というものが問題になつてくるのではないだろうかと思ひます。厚生省は、どういふふうなお考え—お考えといひますか、思想といひますか、この福祉年金の性格というものをどういふふうにお考えになつておられるか。つまり、これはもう少し基本的な問題になりますけれども、私たちは、三つ、基本的な要求といひますか、要望を申し上げます。一つは、同じ人間として扱うということ。一つは、したがって、この社会の成員として身障者を、どんな重度な身障者でも位置づ

けるということ。それから第三には、そうであるならば、障害者の福祉対策の行政、政策立案、それから実施過程に障害者を参加させるということ、つまり障害者参加の政策であり、障害者参加の行政である。まあたとへて言いますと、コロニー懇談会とか雇用審議会とか、いろいろな審議会がございまして、しかし、いまだかつて、そこに私たちが参加したというところはございません。私たちが審議会の委員に呼ばれたということない。意見を聞きに来たこともないし、参考人として、こころい席に呼ばれたのはききうが初めてでございます。そういう意味でこの委員会に非常に感謝しておりますけれども、それだけに、もう少し—先ほど山口政務次官から発想の転換ということをお約束になり、また、いろいろ精神的に考えなきやならないというお話がございました。それは非常にけっこうなことでございます。しかし、その新しい精神が具体的な政策の中に生かされなかつたならば、私たちの生活は実質的に救われることにはならない。つまり、その福祉年金の問題に返つて言いますと、一人の人間として同じように認めるということとは、身障者でも、そのままで生活できるだけの所得保障をする、当然そういう権利が障害者にもあるんだと、そういうことになつてはならないかと思ひます。つまり、私たちが政治に要求していることは、一人前の人間として扱つてほしい、つまり扶養制度の中や、あるいは生活保護という制度の中で、親とか家族とか、あるいは貧しい者というふうな目の中、周囲や国に気がねしながら生きるのではなくて、当然これだけのものは保障してもらつていいんだ、つまり自分で処分できる十分な金というものを国が当然のこととして出してくれる、そういうふうな政策というものをぜひ立案していただきたい、こういうふうに思ひます。

それからもう一言申し上げますと、先ほど障害者の数ということが問題になりました。確かに、私たち、専門家ではございませぬから、厚生省の

ほうの方からそういう御説明を受ければそうかなあとも思います。しかし、はたしてどれほど日本の障害者の実態を把握された上でそういうことをおっしゃっているのか。実は、二日ほど前に、茨城県の取手で「全国重症心身障害児（者）を守る会」の診療相談があったわけですが、これは「守る会」の方が自分で、親の中にお医者さんがおりまして、自動車で行ったわけですね。それで、どういふ子供が、幾つくらいの子供がいて、どういふふうな状態があるかということをお市の福祉事務所・社会福祉協議会の人に聞いても、お役人さんはそれを答えることができない。取手に何人いて、どういふ名前前で、幾つであるか、どういふ家庭状況であるか、どういふふうな障害であるか、いままでどういふ人生を過ごしてきたか、そういう現実をお役人さんが答えることができないわけですね。そういうふうな実態の中でつかまえてきた数字といふものにはたしてどれだけの信頼性があるか、いささかならず疑問を感じる次第でございます。

○参考人（金沢英児君） たいだいま、職業訓練をという話が出ましたが、現在障害者の職業訓練所で教えている職種といふと、まあ洋服店とか洋服裁断とか、あるいは時計の修理だとか彫刻だとか、いわゆる手先が普通にくい人間のできるような仕事ばかりで、われわれのような手のきかない者には向かないようなものがほとんどなので、それです。それを二年やっても三年習ってもある程度まではできるようになるでしょうけど、それが職業として成り立つかどうかという点、無理ではないかと思えます。そこで、われわれの場合は、職業訓練所に入るよりか、直接に事業所の現場に入って、そこで手当てを受けながら自分でできる仕事を覚えていくというやり方ではないかならないかと思えます。

それから、先ほど共同作業所の話も出しましたが、いわゆる授産所形式の内職的な仕事ではだめであって、やはり近代的な設備も大に取り入れたものでなければならぬと思えます。そして、そこで障害者ばかりが集まってやるのでなしに、

できるだけ普通の人もそこにまぎって働くという形態が望ましいと思えます。さもないと、障害者ばかりがおくられてしまいます。ひいてはそれが差別という点にもつながりますし、また障害者でも、特に重度の者ばかりでは補い合えるものではないですね。したがって、まあそこに、ろうとか何か他の障害者及び一般の人もまじって、その人たちの埋め合いにもよって、その共同作業所というよりか企業を成り立たせていかなければならぬと思えます。

○田中壽美子君 もうたいへんおそくなりましてお疲れだと思えます。皆さん六時にはお帰りになる予定だと思いましたが、私はもう質疑は御遠慮いたします。ただ、きょうはほんとうに皆さん方がお話しになりましたことはきょうここに出席しておられます官庁の皆さんとともに、私たちみんな政治家も大きな啓蒙をしていただいたというところで心から感謝申し上げます。石坂さんが諸外国で見えたらしくなりましたような考え方が身障者対策として日本でもとられていたら、おそらく官尾参考人なんかはいまごろコンピューターを扱う一人前の専門家としてどこかで働いていらつしやるに違いないと思えます。それで、私たちもことしは重症身障者の問題、身障者の問題を福祉の問題の中の重点課題として取り上げたいというところで、あちこち視察なんかをしながら、先刻からほとんど問題をとくさん教えられておるわけなんです。特に私は厚生省と文部省が重症身障児を扱う態度についてすべての身障児あるいは重症身障児は教育を受ける権利があるので、教育の免除というふうなことがはたしてあつてよいのかどうかということも厚生省と文部省両方で意思を統一していただかなければならぬというように感じておりました。療育ということばで呼んでいる中身が教育権を拒否しているというふうなこと、あるいは養護学校あるいは特別の施設に隔離収容するというのが福祉対策じゃないのじゃないかという疑いを私も持ち始めていたわけなんです。今後の国会の審議の中で、きょう皆さんから

お聞きしたことを参考にしながら、ほんとうに徹底的に議論をしていきたいと思います。なお、身障者の方がすわり込みをしなければならぬ、こいう状況はもう外国にないことで、こいうふうなことをしなかつたら予算も取れないとか、政策が進まないなんていうことはこれは私も政治家——立法も行政をも含めてはもとに反省しなければならぬ重大なポイントをきょうは指摘していただいたと思っております。そして、それぞれの官庁が、それぞれの所管のところでばらばらにやっているとじゃなく、もう私はけさからしばしばその問題に触れているわけですから、総合的な対策を身障者その人を中心にして考えるような政治や行政のあり方を今後ぜひ考えていくために、私たちこれからは懸命に検討していきたいと思えます。

きょうはもうおそくなりましたので、私は質疑を御遠慮申し上げます。今後とも皆さんからそういう御意見を寄せていただきまして、私たちの行政に対する、あるいは政治における、立法における活動に協力していただきたいということをお願い申し上げます。私のこれだけのご意見をさせていただきます。あ

○加藤進君 どうもおそくまでごめんなさい。いろいろ皆さんの貴重な御要望をお聞きしまして、その御要望に基づいて政府関係省庁にいろいろお聞きしたいことがございましたけれども、時間の都合上残念ながら割愛させていただきます。たった一つだけ自治省にお尋ねしたいと思えます。

それは選挙権の保障という重要な問題でございますけれども、いま御要望のありましたような在宅投票を復活させてほしい。このことをぜひ早く実現していただきたいということでございます。これはいまでも病院、二十床以上の病院ではもう実施されておる。それが十九床の診療所になるとだめ。障害者、お年寄りも在宅の方で出られない方はだめ。こいうきわめて不当な差別が行なわ

れていることは御承知のとおりでございます。これをぜひとも憲法の趣旨、精神に基づいて平等に政治に参加するという権利を保障する。これは政府の私は大きな責任だと思えます。そこで、それを実行するという自治省側の態度でございませうけれども、すでにきょうの自治省の見解でも明らかにいたしました、また予算委員会における大臣の答弁でも前向きで検討するということははっきり私たちが聞きまして。そこで、私のところへもそういう意味の要望書が出ておりますけれども、この要望書の趣旨を十分に拝見し、その気持ちを私たちはくんでみますと、これは将来いつかやるといふような問題ではなしに、できるだけ早い時期にできるだけ早くこの選挙権の行使を実行させてほしい。こいういふ要望であることは、これは当然だと思えますけれども、そこで、自治省にお尋ねしたいのは、もう六月には東京都では都議会の選挙ですね。来年は参議院選挙です。こいう選挙に向けて、初めてと申しますか、かつて障害者の方も持つておられたような投票権、在宅投票の権利を復活させていただけるかどうか。これは何も選挙法を改正する必要は何もございませぬから、まあ必要だというなら、予算措置を若干つけなくてはならぬ点があるかもしれないけれども、これはやる気ならできる。やる気ならでき

ることですから、ひとつ自治省も前向きな立場でやられるなら、東京都議会の選挙に間に合うようにできるのか。それとも参議院選挙に間に合うようにはぜひともやってみえますと、こいう御答弁がいただけるのか、その点だけお尋ねしておきたいと思えます。

午後六時五十分散会

したという経験は、経験として実はあるわけでございます。そのままでいかどうか。さらに身体障害者の場合、この場合には比較的厚生省の法律関係等におきまして手帳その他の制度が整つておるようになりまして、しかし、在宅投票一般というふうになりますと、そういうものがない分野も非常にあります。まあ、そういうふうな範囲の問題、さらに諸外国の場合におきまして、郵便投票制度のあることは先ほどどなたか御指摘になりましたとおりでございます。そういうところで行なわれておることであるから、日本の場合に全く当てはまらないというふうなことを申し上げるつもりは毛頭ございませんけれども、やはり管理、執行を担当いたします者といましては、制度的に確実な制度であるというふうな方向に持っていく努力はしなければならぬことだろふと思ひます。さういふ意味で、やはりいろいろと検討しなければならぬことが多分にあるわけでございますが、もちろんこの御要望のあることはよく存じているわけでございますので、まあ目の前に控えております選挙というふうなことにしましては、私どもとしてもいささかその前にというところは申し上げかねるわけでございますが、次の大きな選挙までということには、いづれにしろ結論はつけなければいかぬ、かように存じております。

○委員長(矢山有作君) 他に御発言もなければ、本件につきましては、本日はこの程度にとどめます。

参考人の方々に一言お礼を申し上げます。

本日は、長時間にわたり貴重な御意見をお聞かせいただき、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして、ここに重ねて厚くお礼を申し上げます。(拍手)

○委員長(矢山有作君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、玉置和郎君が委員を辞任され、その補欠として塩見俊二君が選任されました。

本日はこれにて散会いたします。

四月十三日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は二月十三日)

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正の部分)

附則

第一条 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。ただし、第四条中戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三条、第四条第一項及び附則第二項の改正規定、第五条中戦傷病者特別援護法第十八条第二項の改正規定、第七条中戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条、第五条第一項及び附則第二項の改正規定並びに附則第三条及び附則第四条の規定は、同公布の日

四月一日から施行する。

2 この法律による改正後の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三条、第四条第一項及び附則第二項の規定、この法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十八条第二項の規定、この法律による改正後の戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条、第五条第一項及び附則第二項の規定並びに附則第三条及び附則第五条の規定は、昭和四十八年四月一日から適用する。

(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 昭和三十八年十月一日に戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金を受ける権利を取得した者に関し、この法律による改正後の同法第三条第二項の規定を適用する場合においては、同項中「十年」とあるのは、「九年六月」とする。

(戦傷病者特別援護法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律による改正前の戦傷病者特別援護法第十八条第二項の規定に基づき昭和四十八年四月以降の分として支払われた療養手当は、この法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十八条第二項の規定による療養手当の内訳とみなす。

(戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 昭和四十二年四月一日に戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による特別給付金を受ける権利を取得した者に関し、この法律による改正後の同法第三条第五項の規定を適用する場合においては、同項中「五年」とあるのは、「六年」とする。

二項の規定に基づき昭和四十八年四月以降の分として支払われた療養手当は、この法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十八条第二項の規定による療養手当の内訳とみなす。

(戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 昭和四十二年四月一日に戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による特別給付金を受ける権利を取得した者に関し、この法律による改正後の同法第三条第五項の規定を適用する場合においては、同項中「五年」とあるのは、「六年」とする。

2 昭和四十二年十月一日に戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による特別給付金を受ける権利を取得した者に関し、この法律による改正後の同法第三条第五項の規定を適用する場合においては、同項中「五年」とあるのは、「五年六月」とする。

3 前二項に規定する者に交付する戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条第五項の特別給付金に係る同法第五条第二項に規定する国債の発行の日は、この法律による改正後の同法附則第二項の規定にかかわらず、昭和四十八年五月一日とする。

四月十三日本委員会に左の案件を付託された。

一、労働者災害補償保険法によるせき髄損傷者に関する請願(第一二二九号)

一、業務上災害以外によるせき髄損傷者に関する請願(第一二三〇号)

一、晴眼者を対象とするはり師・きゆう師養成学校の新増設規制に関する請願(第一二三九号)

一、社会保険診療報酬の引上げに関する請願(第一二四〇号)(第一二四七号)(第一二六三号)(第一二六七号)(第一二八四号)(第一二九一号)

一、「優生保護法の一部改正案」再提出反対等に関する請願(第一二四一号)(第一二四二号)

(第一二四三号)(第一二四四号)(第一二五〇号)(第一二五一号)(第一二五二号)(第一二五八号)(第一二五九号)(第一二六六号)

一、産地地域開発就労事業に就労する者の身分の保障等に関する請願(第一二四九号)

一、社会福祉施設、社会福祉労働者の労働条件改善等に関する請願(第一二六八号)(第一二九〇号)

一、水道水源費用等の負担軽減に関する請願(第一二七九号)

一、生活できる年金制度の確立等に関する請願(第一二八一号)

一、医療保険制度の改革に関する請願(第一二八八号)

第二二二九号 昭和四十八年三月三十日受理

労働者災害補償保険法によるせき髄損傷者に関する請願

請願者 川崎市中原区木月住吉町二、〇三 五関東労災病院リハビリテーション

ン棟内 新田輝一

紹介議員 亀井 善彰君

この請願の趣旨は、第六一四号と同じである。

第二二三〇号 昭和四十八年三月三十日受理

業務上災害以外によるせき髄損傷者に関する請願

請願者 川崎市中原区木月住吉町二、〇三 五関東労災病院リハビリテーション

ン棟内 新田輝一

紹介議員 亀井 善彰君

この請願の趣旨は、第五七〇号と同じである。

第二二三九号 昭和四十八年三月三十日受理

晴眼者を対象とするはり師・きゆう師養成学校の新増設規制に関する請願

請願者 広島市比治山本町二一ノ二社会福祉法人広島県盲人協会会長 中村 忠良

第二二四三号(第一二四四号)(第一二五〇号)(第一二五一号)(第一二五二号)(第一二五八号)(第一二五九号)(第一二六六号)

一、産地地域開発就労事業に就労する者の身分の保障等に関する請願(第一二四九号)

一、社会福祉施設、社会福祉労働者の労働条件改善等に関する請願(第一二六八号)(第一二九〇号)

一、水道水源費用等の負担軽減に関する請願(第一二七九号)

一、生活できる年金制度の確立等に関する請願(第一二八一号)

一、医療保険制度の改革に関する請願(第一二八八号)

第二二二九号 昭和四十八年三月三十日受理

労働者災害補償保険法によるせき髄損傷者に関する請願

請願者 川崎市中原区木月住吉町二、〇三 五関東労災病院リハビリテーション

ン棟内 新田輝一

紹介議員 亀井 善彰君

この請願の趣旨は、第六一四号と同じである。

第二二三〇号 昭和四十八年三月三十日受理

業務上災害以外によるせき髄損傷者に関する請願

請願者 川崎市中原区木月住吉町二、〇三 五関東労災病院リハビリテーション

ン棟内 新田輝一

紹介議員 亀井 善彰君

この請願の趣旨は、第五七〇号と同じである。

第二二三九号 昭和四十八年三月三十日受理

晴眼者を対象とするはり師・きゆう師養成学校の新増設規制に関する請願

請願者 広島市比治山本町二一ノ二社会福祉法人広島県盲人協会会長 中村 忠良

第二二四三号(第一二四四号)(第一二五〇号)(第一二五一号)(第一二五二号)(第一二五八号)(第一二五九号)(第一二六六号)

一、産地地域開発就労事業に就労する者の身分の保障等に関する請願(第一二四九号)

一、社会福祉施設、社会福祉労働者の労働条件改善等に関する請願(第一二六八号)(第一二九〇号)

一、水道水源費用等の負担軽減に関する請願(第一二七九号)

一、生活できる年金制度の確立等に関する請願(第一二八一号)

一、医療保険制度の改革に関する請願(第一二八八号)

第二二四四号(第一二四五〇号)(第一二五〇号)(第一二五一号)(第一二五二号)(第一二五八号)(第一二五九号)(第一二六六号)

一、産地地域開発就労事業に就労する者の身分の保障等に関する請願(第一二四九号)

一、社会福祉施設、社会福祉労働者の労働条件改善等に関する請願(第一二六八号)(第一二九〇号)

一、水道水源費用等の負担軽減に関する請願(第一二七九号)

一、生活できる年金制度の確立等に関する請願(第一二八一号)

一、医療保険制度の改革に関する請願(第一二八八号)

第二二五〇号(第一二五〇六号)(第一二五〇七号)(第一二五〇八号)(第一二五〇九号)(第一二五一〇号)(第一二五一一号)(第一二五一二号)(第一二五一三号)(第一二五一四号)(第一二五一五号)(第一二五一六号)(第一二五一七号)(第一二五一八号)(第一二五一九号)(第一二五二〇号)(第一二五二一号)(第一二五二二号)(第一二五二三号)(第一二五二四号)(第一二五二五号)(第一二五二六号)(第一二五二七号)(第一二五二八号)(第一二五二九号)(第一二五三〇号)(第一二五三一〇号)(第一二五三二〇号)(第一二五三三〇号)(第一二五三四〇号)(第一二五三五〇号)(第一二五三六〇号)(第一二五三七〇号)(第一二五三八〇号)(第一二五三九〇号)(第一二五四〇号)

紹介議員 中津井 真君
この請願の趣旨は、第五六四号と同じである。

第二二四〇号 昭和四十八年三月三十日受理
社会保険診療報酬の引上げに関する請願
請願者 兵庫県加古川市平岡町新在家一ノ
二五ノ五極本計亮外二十名

紹介議員 向井 長年君
この請願の趣旨は、第一一二五号と同じである。

第二二四七号 昭和四十八年三月三十一日受理
社会保険診療報酬の引上げに関する請願(二通)
請願者 兵庫県西宮市今津曙町六ノ一四
小林潤外二十八名

紹介議員 向井 長年君
この請願の趣旨は、第一一二五号と同じである。

第二二六三号 昭和四十八年四月二日受理
社会保険診療報酬の引上げに関する請願(三十四通)
請願者 兵庫県西宮市松山町二ノ二四 牧
野正外三十三名

紹介議員 向井 長年君
この請願の趣旨は、第一一二五号と同じである。

第二二六七号 昭和四十八年四月三日受理
社会保険診療報酬の引上げに関する請願(七通)
請願者 兵庫県西宮市甲子園口二ノ一ノ二
七 新澤章二外二十名

紹介議員 向井 長年君
この請願の趣旨は、第一一二五号と同じである。

第二二八四号 昭和四十八年四月四日受理
社会保険診療報酬の引上げに関する請願(二十通)
請願者 兵庫県西宮市南郷町九ノ三 加藤
昌弘外十九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第一一二五号と同じである。

第二二九一号 昭和四十八年四月五日受理
社会保険診療報酬の引上げに関する請願(十九通)

請願者 兵庫県加古川市加古川町寺家町四
三二 岡本守外二十八名

紹介議員 向井 長年君
この請願の趣旨は、第一一二五号と同じである。

第二二四一号 昭和四十八年三月三十日受理
「優生保護法の一部改正案」再提出反対等に関する請願(二通)
請願者 東京都世田谷区代田六ノ一二ノ三
一 丸山朱実外五名

紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第一〇二九号と同じである。

第二二四二号 昭和四十八年三月三十日受理
「優生保護法の一部改正案」再提出反対等に関する請願
請願者 東京都北区十条仲原一ノ二二ノ五
石井さえ子外四名

紹介議員 上田 哲君
この請願の趣旨は、第一〇二九号と同じである。

第二二四三号 昭和四十八年三月三十日受理
「優生保護法の一部改正案」再提出反対等に関する請願
請願者 東京都北区西ヶ原四ノ六四ノ二寿
荘内 大藤真理子外四名

紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第一〇二九号と同じである。

第二二四四号 昭和四十八年三月三十日受理
「優生保護法の一部改正案」再提出反対等に関する請願
請願者 横浜市区折本町一、二五八 飯
島洋外二名

紹介議員 森 元治郎君
この請願の趣旨は、第一〇二九号と同じである。

第二二五〇号 昭和四十八年三月三十一日受理
「優生保護法の一部改正案」再提出反対等に関する請願(二通)
請願者 川崎市中原区上小田中一、四八三
寺村則子外九名

紹介議員 須原 昭二君
この請願の趣旨は、第一〇二九号と同じである。

第二二五一号 昭和四十八年三月三十一日受理
「優生保護法の一部改正案」再提出反対等に関する請願
請願者 東京都北区田端町五四八 上村良
子外四名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一〇二九号と同じである。

第二二五二号 昭和四十八年三月三十一日受理
「優生保護法の一部改正案」再提出反対等に関する請願
請願者 東京都目黒区自由ヶ丘三ノ六ノ一
五 星野資子外四名

紹介議員 竹田 現昭君
この請願の趣旨は、第一〇二九号と同じである。

第二二五八号 昭和四十八年四月二日受理
「優生保護法の一部改正案」再提出反対等に関する請願
請願者 東京都中野区中野六ノ一ノ一四
大野友里江外四名

紹介議員 鈴木 強君
この請願の趣旨は、第一〇二九号と同じである。

第二二五九号 昭和四十八年四月二日受理
「優生保護法の一部改正案」再提出反対等に関する請願
請願者 東京都府中市南町三ノ三二ノ五二
小代恵子外三千四百四十一名

請願者 東京都新宿区細工町一二栗田ア
パート内 吉田時子外四名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一〇二九号と同じである。

第二二六六号 昭和四十八年四月三日受理
「優生保護法の一部改正案」再提出反対等に関する請願
請願者 岡山県津山市綾部西三、〇九〇
内田康子外五名

紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第一〇二九号と同じである。

第二二四九号 昭和四十八年三月三十一日受理
産炭地域開発就労事業に就労する者の身分の保障等に関する請願
請願者 福岡県田川郡川崎町の浦 平尾
熊吉外二千四百四十九名

紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第二二六八号 昭和四十八年四月三日受理
社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等に関する請願(二通)
請願者 東京都文京区後楽一ノ四ノ三九日
本社事業職員組合東京支部内
石井栄子外五百名

紹介議員 石本 茂君
この請願の趣旨は、第二二六四号と同じである。

第二二九〇号 昭和四十八年四月五日受理
社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等に関する請願(七通)
請願者 東京都府中市南町三ノ三二ノ五二
小代恵子外三千四百四十一名

紹介議員 石本 茂君
この請願の趣旨は、第二二六四号と同じである。

第二二七九号 昭和四十八年四月四日受理

水道水源費用等の負担軽減に関する請願

請願者 茨城県水戸市三の丸一ノ五ノ三八

茨城県議会議長 関宗長

紹介議員 郡 祐一君

上水道事業に関する現行補助制度を抜本的に検討し、水源開発事業費負担金、施設整備費等に対する補助率の大幅引上げ、補助対象事業の拡大等により、補助金の大幅な増額措置を講ぜられたい。

理由

産業経済の発展と生活水準の向上により水道の需要は急激に増大しているが、上水道に対しての国の助成策は農業用水及び工業用水に比してきわめてうすく、このため水源開発費を含む事業費の大部分が水道料金にはねかえつて高騰をきたし、住民の大きな負担となっており、本県では、水資源開発の一環として霞ヶ浦開発事業が進展しているが、その開発に対する多額の費用負担が住民に転嫁されることに重大な関心がある。

第二二八一号 昭和四十八年四月四日受理

生活できる年金制度の確立等に関する請願

請願者 香川県高松市鬼無町佐藤三三四

四宮武雄外百十七名

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第二二八八号 昭和四十八年四月五日受理

医療保険制度の改革に関する請願

請願者 京都府舞鶴市字北田辺一五二 佐

谷靖外三千七百八十六名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第六七七号と同じである。

昭和四十八年五月十一日印刷

昭和四十八年五月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C